

第九十一回 参議院社会労働委員会會議録第三号

昭和五十五年三月十八日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

二月二十七日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任
下田 京子君

二月二十九日

辞任

下田 京子君

補欠選任
小笠原貞子君

三月四日

辞任

竹内 潔君

補欠選任
鍋島 直紹君

三月五日

辞任

鍋島 直紹君

補欠選任
竹内 潔君

三月六日

辞任

目黒今朝次郎君

補欠選任
高杉 勉忠君

三月七日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任
小笠原貞子君

河田 賢治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

久保 亘君

遠藤 政夫君

佐々木 満君

小平 芳平君

石本 茂君

上原 正吉君

竹内 潔君

福島 茂夫君

国務大臣

厚生 大臣

政府委員

大蔵大臣官房審

議官

厚生大臣官房審

議官

厚生省公衆衛生

局長

厚生省環境衛生

局長

厚生省環境衛生

局長

厚生省労働局長

局長

厚生省児童家庭

局長

厚生省保険局長

局長

厚生省年金局長

局長

社会保険庁医療

保険部長

社会保険庁年金

保険部長

事務局側

常任委員会専門

説明員

環境庁企画調整

局長

環境庁保健部保

健調査室長

森下 泰君
高杉 勉忠君
浜本 万三君
安恒 良一君
小笠原貞子君
前島英三郎君
下村 泰君

野呂 恭一君

梅澤 節男君

竹中 浩治君

大谷 藤郎君

榊 孝徳君

山村 勝美君

田中 明夫君

山崎 圭君

山下 眞臣君

竹内 嘉巳君

石野 清治君

木暮 保成君

此村 友一君

持永 和見君

今藤 省三君

中村 健君

大塩 敏樹君

大蔵省理財局国
有財産審査課長 安部 彰君
文部省大学局医
学教育課長 川村 恒明君
建設省都市局下
水道部下水道企
画課長 望月 薫雄君

本日の会議に付した案件

○社会保険制度等に関する調査
(厚生行政の基本施策に関する件)

○委員長(久保亘君) ただいまから社会労働委員
会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る六日、日黒今朝次郎君が委員を辞任され、
その補欠として高杉勉忠君が選任されました。

○委員長(久保亘君) 社会保険制度等に関する調
査を議題とし、厚生行政の基本施策に関する件に
ついて質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 私は、まず最初に、老人医療制度
について御質問したいと思いますが、本格的な論
議はいずれ関係法案の中でやることとして、ま
ず、御承知のように、老人医療制度は急速に高齢化社
会を迎えるわが国において、高齢者の医療保障問
題として私はきわめて重要だと思っております。し
かるに一方、政府自民党内では、健康保険の赤字の
要因として財政面から現行の七十歳以上の無料化
の見直しを検討している。厚生大臣とそれから大
蔵大臣と自民党三役立ち会いで、メモであるとか
覚書であるとかそれぞれが各人思っている言われ
ていますが、あるといわれています。そういう中
で、厚生省は近く社会保険制度審議会にこの問題
について諮問をする、こういうことが新聞で報道
されております。私は同僚の社会保険制度審議会

の委員から聞きますと、社会保険制度審議会とし
ては白紙の諮問というのは困る、少なくとも制度
の新設や負担、給付の内容、そういうような問題
についてある程度厚生省の考え方を持ってきてほ
しい、こういうことを社会保険制度審議会は言っ
ているということでありまして。

一方、これを考えてみますと、まず厚生省が設
けました私的懇談会が五十二年に意見書を出して
います。五十三年に小沢元厚生大臣が試案、試み
の案を出された。日本医師会長の武見さんも試み
の案を発表されている。それから五十四年の十月
には橋本前厚生大臣が私の私案を発表されていま
す。新聞報道でありますからよくわかりませんが、
野呂厚生大臣としては別建て新制度が望まし
いと判断をしているようだが、しかし、現在の国
会における健康保険法との関係等を考えて慎重に
検討されている、これは新聞報道であります。

そこで私は、少なくとも社会保険制度審議会に
諮問をされるならば、成案を得ないでも、たとえ
ば負担と給付の内容等々について何らかの考え
をお持ちではないだろうか、こう思いますので、
そういう問題点、制度の新設や負担、給付の内容
等について、ごく簡単に結構ですから、骨子にな
るところをどう考えているのか。それはなぜき
う聞くかという、すでに七十七年の健康保険問題
改正のときに、当時の渡辺厚生大臣は、五十四年
度中に実施、それから、その後小沢さんは遅くとも
五十五年一月から実施、こういうことを当委員
会で言明をされているわけです。その限りにおい
て、それを受けて厚生省当局もこの問題について
はいろい議論をしているんじゃないかと思いま
すから、きょうは私は、その骨子になるような問
題点についてお考えをお聞かせを願いたい、こ
う思っています。

○国務大臣(竹中浩治君) 老人保険医療制度の問

題につきましては、ただいま安倍先生おっしゃいましたように、私どももいたしましたが、中身の検討を鋭意現在も進めてまいっておりますし、また、各方面からいろいろの御提案がなされてきておるところでございます。しかしながら、現在の段階におきましては、利害の錯綜しております関係者の方々の合意を得られるような成案を、厚生省としてはまだ得るに至っていない段階でございます。したがって、私どももいたしましては、各般の関係者が参加しておられます社会保障制度審議会に御審議をお願いをしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

どういふ形の諮問を申し上げるかということにつきましては、現在なお検討中でございますが、いま申し上げましたような状況でございますので、現在の段階で、審議会に對しまして厚生省としての考え方を示しまして御諮問申し上げるというのとはなかなかむずかしいと考えておるわけでございます。しかしながら、厚生省におきまして、現在までいろいろ検討もいたしておりますし、今後も鋭意検討を進める予定でございますので、その検討の経過なり内容につきましては、制度審議会に、審議の状況に應じまして御説明をしていきたいという、そういう状況でございます。

○安倍良一君 制度審にお示しされるのは結構ですけれども、この問題は制度審じゃなくて、本委員会における約束なんです。ですから私は、きょうは細かいところまで聞こうと思いませんが、こういうことについてはこういう問題点があるとか、ここをこうしたいとか、こういうふうに考えているということについては、こういうふうに言ってもらえないと、これは話を進められぬわけです。

というのは、きのうきょう言ひ出したわけじゃないわけですね。すでに御承知のように、七七年の健康保険法改正のときからもうずっと問題になって、その後も本委員会でもそういうやりとりしているわけですね。それがいまもって何にもないんだ。何にもないということになると、これは全く

怠慢だ、これは後からの健康保険法問題を議論するときに大きい問題に私はなると思う。ですから、少なくともこういう点とこういう点は議論しておりました、ここはこういうふうにしなさいと思う、もしくは、この点については御検討願いたい、まは言えないんだ、制度審が開かれて、制度審の進行に應じてそのときで問題を出すと、そういうことではないでしょうか。

少なくともいま申し上げたように、二人の厚生大臣が明確に約束されているんです。少なくともそれができなかったらできない、どこにどういふ問題があったか、こういうことは報告をしてもいいわなと、五十四年から実施、渡辺厚生大臣。遅くとも五十五年一月から実施、小沢厚生大臣ですね。しかもいろんな試案も出ているわけでしょう。その限りにおいては、いろんな検討を厚生省はされているはずなんです。しかも制度審側から言っているのは、白紙で持ってきたって受け付けられない、少なくとも基本になる構想とか問題点は整理して持ってきて、この制度審側は言っているわけですね。それなのに、いまの答弁では大変不満です。大臣、どうですか。

○國務大臣(野呂恭一君) 老人医療制度の問題は、お話のようにいろんな契機を持っておるわけでございます。なかなかこう簡単にこういう制度がいよいよんだということを明らかにすることは、いろんな問題があったからこそのことであって、おるわけでございます。しかし、覚書と称する大蔵大臣と私の間に、しかも第三役を含めてお互いに、これからの長期展望に立つた福祉行政の中において、特に老人医療制度については、十分検討をしようではないかという認識の確信をいたしたということでもございますし、また、小沢試案があり、橋本私案あり、これらの御意見というものを踏まえて、早急にこの制度の発足を五十六年からほしい、こういう念願を持っておるわけでございます。

したがって、早く社会保障制度審議会に答

申を求めたいということで、さしあたって白紙の形でございしますが、その審議の過程の中で厚生省の考え方方も煮詰めていきまして、いろいろ御意見等を承りたいというふうな考え方でございまして、さしあたり白紙委任とは申しますけれども、少くも厚生省としては、この老人医療制度に對しての問題点だけは提起して、その問題点に對しての意見も聞いていく。そしていろいろ審議の内容の中で、厚生省としても早急に詰めていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございまして、決して白紙諮問という形でいたすに日を過ごすというふうなことでないものであります。何とか五十六年には発足したいということで、これは大きな問題でございますので、これに取り組んでおるといふことを御理解いただきたいと思うのであります。

○安倍良一君 時間がありませんので、この問題だけやっているとはいけません。

私は、いま厚生大臣に、あなた自体として、たとえば一番大きい問題として制度は別建てを考へられているのかどうか。新聞によりますと、あなたは別建てが望ましいというふうなことを言っておられるようですが、そのことを一つお聞きしておきたいと思ひます。

それから、問題点については、制度審の方により出していくということ、これも私は遺憾なんです。

私が聞いているのは、きょうは成案を聞いているんじやありません。しかし、少なくとももう七七年からですから、相当検討をされていると思うし、厚生省の中にもそれがためのチームもつくり、厚生省の中にも聞いていますから、そういう意味で、どう問題点についてお考えなのか、そういうことを聞かしてほしい、こう言っているわけですね。これはきょうあなたたちが言わなくても、いずれ健康保険法を議論するときは言わざるを得ないところ、追いつかれます、きょうあなたたちがここでいふことを言っておいても、だから、その意味から言っても、問題点なら問題点につい

てはどういうふうにお考えなのか、制度建てはどうしようと考えられているのか、そういう点について聞かしてほしい、こう言っているんです。

○國務大臣(野呂恭一君) まず、社会保障制度審議会に對して問題点を提起しながらいろいろ御審議を願うことから出発をいたしたい。そして、私ども厚生省としての考え方をどういふふうな煮詰めていくかということについては、大変一生懸命にやっておりますのでございまして。私として考えるならば、給付と負担をどう公平に持つていくか、そういう問題点をまず煮詰めたきやならぬというふうな考えをわけでございます。

さらにまた、小沢試案のような、いわゆる別途の老人医療制度というものを発足するという考え方を持っておるのかどうかということでございますが、これはもうその場限りの問題ではない。きわめて長期的な制度でなければならぬ。そういう考え方から申しますと、これは真剣にこの問題に取り組んで、少くも老人医療制度というもののについてはしっかりと制度をつくるんだと、そういう意味から申しますならば、別建てのな一つの考え方を重視すべきではないだろうかと思ひます。しかし、いろいろ問題点を煮詰めたきやならぬという制度のあり方がいのかということ、まだいま申し上げる段階ではございません。

○安倍良一君 これは時間がありませんから、いづれ健康保険法の議論を始めなきやならぬ、そのときに譲っておきましょう。いまのお考えは全く別建てにしたいということだけはわかった。あとはいままでのこの委員会で議論をされておったことから全く後退をしています。そういう意味です。それから、これはこれだけでやりとりしても一時間かかります。きょうは一般ということですからこの程度にとどめておきますが、次回までにはきちっと中身をよく議論をして、答弁ができるようにして出てきていたしたいと思います。

そこで、第二番目の問題として、健康保険組合設立問題について少しお聞きをしたいんですが、きのうも参議院予算委員会総括の中で問題になり

ましたが、ここ数年民間企業、事業所より、法律に基づいて健康保険組合の設立希望があります。ところが、厚生省がこれを押さえているのであります。そこでまず、現状認識のためにお聞きをしたい。

すでに、県の保険課に設立認可申請を行うために各種の調査が終わっているところがあるというふうに聞いています。いわゆる内申済みであります。そして、調査は完了しているんだが、正式の認可申請を提出することは差しとめられているという組合があるそうですが、どのくらいありますか。

それから第二番目には、設立申請手続をどうとらして、都道府県の保険課でその手続を差しとめられているところもあると聞いていますが、どのくらいあるでしょうか。

それから、設立を希望している事業所がたくさんあると聞いていますが、どのくらいあるでしょうか。それについてお答えをしたいと思います。

○政府委員(石野清治君) お尋ねの健康組合の設立の希望の状況でございますが、私の方で的確につかんでおりますのは、ある程度その設立のための調査がすでに行われておるといふもので、ただ、その設立の基準に該当しているかどうかはまだ未審査でございますので不明でございますけれども、それが十組合になっております。なお、健康保険組合連合会の方に問い合わせましたところ、支部の方でまとめた数字を見ますと、すでに設立認可申請を行うための調査が終わっているものが四組合というふうになっておりまして、健康保険の調べでは、そのほかに設立申請手続をとるうとしても保険課でその手続を差しとめられているというものが七つあるというふうに聞いております。私の方でその辺は詳しくはわかりませんが、それども、その合わせたもの——七つと先ほど申しました四つのもの、十一と十、ちょっと違いますが、それども、大体その辺が設立について調査をある程度終わっているものというふうに考えているわけでございます。

それからさらに、組合の設立を希望している事業所でございますが、これが県の保険課の方に問い合わせた段階では三十二組合というふうになっております。ただ、健康連の方の数字を見ますと、もう少し数が多いような感じがいたしておりますが、これは程度問題があるかと思えますけれども、私の方が確実に聞いておりますのは三十二組合というふうな数字でございます。

○安恒良一君 私の方の調査で言いますと、大臣、これはよく聞いてほしいんですが、すでに調査も完了し内申が済んでいる、それが四組合あります。それから設立を希望しているが、県の方でまだ手続はちょっとやるなど、こういうことでとめられているのが七組合、それから設立を希望している組合は六十五あるんです。合計で七十六。人員にいたしますと、二十二万二千四百二十三人がとめられております。

そこで、設立を希望しているところの問題は後にしまして、現実には手続等が、すでに調査等が済んでいるところについて、なぜこれは許可をしないのか。たとえば一つの例を挙げますと、九州地区信用金庫、総合で八千三百人の人間です。八千三百人の健康保険組合をつくりたいと、こう言っているんですが、それがどうして許可にならないんだらうか。千葉県建設業、総合で五千四百二十八人、こういう大きい健康保険組合がどうして許可にならないんだらうか。すでにこれらの組合は、数値計算その他についてそれぞれ一千万も二千万もかけて、アクチュアリーとの間にうまくいくかどうかというこの検討等も十分済んでいる。しかも日付を言いますと、一番古いのはすでに五十二年一月、それから五十二年九月、五十二年等々、すべてもう二、三年前に内申が済んでいる。そういう組合について今日までなぜ許可がでないのか、その理由について説明していただきたい。

○政府委員(石野清治君) ただいま具体的に御指摘になったものを含めまして、おっしゃるように認可基準から申しますと当然認可されてしかるべきものがございまして。そういうものをなぜ認可を取りやめているのかというお尋ねでございますが、これは大きな理由を挙げますと、一つは政府におきましては、御案内のとおり被保険者間の負担の公平を図るために、まず組合間におきまして財政調整を行うという案を、実は健康保険法の改正案でございまして、提案をいたしておるわけでございます。組合が新設されるとしても、そういう御提案中の制度のもとにおいて新設されることが負担の公平を図るということにつながるのではないかとということで、健康保険法案の帰趨というものが明確になった時点で初めて新設を認めていく方が妥当ではなからうかという考え方が一つございまして。

それからもう一つは、お尋ねのように確かにりっぱな組合を——企業でございまして、組合をつくりましてと相当の財政的な余裕のある組合でございまして。それは逆に申しますと、そういうものがどんどん政府の方から抜けていくということになりますと、政府が健康保険の財政そのものにも悪影響を与えるのではないかとということでございます。そういうことから、この組合の認可につきましては現在留保させていただいている、こういうことでございまして。

○安恒良一君 全く理由になりませんね。健康保険法をよく読んでください、法律を。いまあなたが言われたように、政管からいい組合が抜けるから困るなどということは全く問題になりません。もしもこれらが行政訴訟を起こして、あなたたちは法律的に勝てると思っているのですか、こんなことをして。いま申し上げたように健康保険組合を設立するには認可基準というものがありません。その中で一定の人員、財政の運営等々数カ項目あります。しかし、全くこれらは合致しているわけですね。それなのにいまあなたが挙げられた理由は、単純にこういういい組合が抜けると政管が赤字になるから困るなんて、そんなばかなことではないじゃないですか。そんなのは理由になりません。

それから、第一の理由も全く理由になりません。第一の理由は、健康保険組合間で財政調整をやるというところは、すでに健康連自身が高橋医療についてはやっているとはいないですか、健康連の中で。こういう組合は、できれば健康連に加盟をしていって、自主的に健康連の中でそういう問題についてはやろうと言われているのでありまして、いまあなたが言われたような理由は世間に通る理由ではないんです。率直に言わしてもらいますと、武見さんがいろいろこのことについていちゃもんをつけている、クレームつけていることよく知っています。しかし、医師会がこわいからといって、法律で認められていることを認可をしない。もう申請して数年たっている。しかも中身は法律に定められている認可基準に全く合致している。いささかの疑いもない。それを行政的に抑えておくということが許されるはずはないじゃないですか。私はそういう点についてもう一遍局長の答弁を求めます。

○政府委員(石野清治君) 大変厳しい御指摘でございますが、一言法律論的なことだけ申させていただきますと、健康組合の設立の認可につきましては、純法律的な観点からだけすれば行政庁のいわば裁量に任せられている面もございまして。組合の設立を全部公平に一律に政策上の理由からある一定の時期、これはしばらくの間ということになりますけれども、認可しないというところにございまして、これは法律上も厚生大臣の判断に任せられていると考えてもよいと思えます。

ただ問題は、御指摘のように長い期間五年も十年もという形になりますと、これはやはり法律上の問題で、政策上の判断の可否を超えまして違法のおそれが出てくるというふうな判断をいたしておるわけでございます。問題は、こういう五十二年のすでに半ばからやりまして約三年近くおとさるわけでございます。三年間差しとめておることとがもうすでに違法の状態に近づいておるではないか、こういう御指摘であるならば、私もそれについてはそのとおりではないかというふうに感じ

じておるわけでございます。

○安恒良一君　そこで、大臣にお聞きをしたいんですが、いま言われたように行政上の裁量の余地というものはおのずから限度があるんです、法理論的に言って。私はもう無理があると思うんです。

というのは、まず行政上の裁量の余地というものは、第一は、この健康保険組合が設立をされて、本当に健康保険法にうたっている目的どおりに運営できるのかどうか、これが一番大きいことなんです。それ以外の行政上の裁量の余地ということ

は私はないと思うんです。政府は健康保険法の改正案を出されている。それが二年も三年もたなざらしになっている。そのこととこれは直接は関係がないことなんです。

そこで大臣、どうですか、もうすでに五十二年とか五十二年等、内申等がもう済んでいる、調査も済んでいる、こういう問題については私がきょう問題にするだけではなくして、すでに衆参の予算委員会の中においても問題が出てきているわけですから、ひとつ大臣のこの解決についての具体的な答弁を聞かせてください。でなければ、本当に私は、このままでいくと行政上の違法という問題が大きい問題として出てくると思います。大臣のこの取り扱いについてのひとつきょうは前向きな考え方を聞かせてください。

○国務大臣(野呂恭一君)　御指摘のように、認可の希望があつて、しかもそれがすべての条件が適合をしておるということについて、これをいろいろ理由によつて長期間差しとめておくということとは問題があるわけでございます。これはあえて違法と言ふ言わないかは別として、問題があるというふうにも考えます。したがって、きわめて早い機会に条件の整つております組合に対しては認可をいたしたい、積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○安恒良一君　大臣から、条件の整つてるところはきわめて早い時期に認可をします、きょうははっきり言明をされたのでその点を受けとめますから、どうかいま申し上げたように条件が整

つて、しかももう二年も三年も待っている組合があるわけですから、早急に認可をしていただきたいということをお願いして、次の問題に移ります。

次の問題は、まずスモンの問題についてお聞きをしたいんですが、二つございまして、一つは重症者の介護手当であります。

これは、御承知のように超々重症者には十万円、超重症者には六万円、こういうことが今度設けました基金を通じて支払われることになっていきます。そこで、スモン患者から強い要望がありまして、重症者に対しては国が介護手当を出してもらいたい、こういうことで前厚生大臣もはっきり約束をされて、そして現厚生大臣等含めて皆さん御努力をされた結果、三万円という重症者の介護手当が今年度予算に組み込まれて、スモン患者は大変喜んでいらっしゃるわけなんです。

ところが、この支給方法をめぐりまして、いわゆる超々重症者、超重症者については家族介護を認める、こういうことになっているわけなんです。家族介護を認めて、そしてこの十万円、六万円は本人に支給する、こうなっているわけなんです。ところが、重症者の介護手当については、これは国が財政として出すんだから家族介護は認めない、第三者介護じゃないと手当は払わない、こう言つて、いまもって大蔵省はがんばつておると思ひます。

そして、この前私は大蔵省を呼びましたら、いや、これは厚生省と私たちが年度末に予算を決めるときに、厚生省にも理解をして納得していただいたものでありますと、こういう言い方をされるわけでありまして。

そこで私は、業務局長を呼んで、それは話が違ふじゃないか、われわれがこの問題について前厚生大臣と折衝したときにはすべて差別はしない、同じように扱ふと言つておる。そうすると、超々重症者、超重症者には家族介護が認められているのに、重症者に対する手当だけは家族介護は認めないということになると、これは非常に差別じゃないか、問題がありはしないか。もちろん第三者

介護も結構ですが、ああいう下半身が不随とかそういう方々についてそう簡単に第三者介護を全部求めるわけにはいかないんです。まず家族がある場合には家族に介護してもらつて、そしてどうして家族がなければ親類とか身内、こういうふうには私は病状からいってのもなと思ふんです。でありますから、これらの問題点について今後どうしようとするのか、その考え方を聞かせてください。

○政府委員(山崎圭君)　確かに予算のセツトされる過程におきまして、そのような考え方でも私どもも了承したということは事実でございます。基本的な考え方としては、先生御指摘のようになつて超々重症者、超重症者に対する介護手当は全額会社負担でございまして、それも国が出すか出さないかという問題の議論もありました経過もございしますが、それは年金なり手当的なものとしてどうしても国は出すわけにはいかない。そういうようなことで、社会福祉施策の中における介護の問題としてこの問題を消化し、取り扱つていこう、こういう基本的な考え方もございまして、そういう意味で家族の介護は、同居の家族についてはまあ当然といひますか、大変御本人は気の毒な中でありましてけれども、家族の介護まで含めるのがいいのかどうか、この辺は確かに大きな問題としてなお残つておる問題でございまして。

○安恒良一君　少なくとも私は前厚生大臣との間にお約束があるわけなんです。どんな約束があるかといふのは皆さん担当者は十分に御承知だと思ひますし、それから厚生大臣も引き継ぎをされていると思ひます。いわゆるこの九・一五の妥結のときの協定書、それに基づき覚書等々があるわけですから、その中でこの問題も明確に扱ひを決められているわけなんです。でありますから、私は少なくともまず厚生大臣にこのことについてお聞きしたいんですが、大蔵大臣と早急にお話し合いをしていただいて、やはりこの扱いについては超々重症者、超重症者、それと重症者の介護手当三万円の扱ひは同じようにする、こういうことでぜひ御努力をお願いしたい。

ここで理屈を言い合う気はありません。皆さん方も自信がなくて言っているわけなんです。大蔵省が言うからしうがないで言っているわけですから、率直なことを言つて。私たちとの話し合いの交渉の中でいままではそんな論理は出てきていない。ただ大蔵省がそう言っているのですから、きょうは公式の委員会だから大蔵の言い分も少し代弁されていると思ひますけれども、私は、少なくとも大平内閣の中で一國の大臣が約束をしたことは、大臣がかわられようと思ふけれども、それは、この点について、率直なことを申し上げてもう事務段階では話は詰まらぬと思ふんです。これは大臣が知られて、大臣同士でお話し合いを願つて早急に円満な解決のために努力をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君)　大蔵省との間で鋭意この問題について検討をしていこうと思ふようになりますので、検討しておると申し上げた方が正しいと思ひます。いろいろ大蔵省には大蔵省の言い分がある。われわれもそれを予算編成の段階では了承したわけでありまして。しかし、御指摘のようになつて、患者の要望を十分踏まえて、そしてすでにお約束を申し上げておるわけでありまして、いままでの経緯にかんがみまして、この問題を詰めて患者の御要望に従う方向に最善の努力をいたしたい、こういうふうになつておる次第でございます。

○安恒良一君　ぜひ大臣にお願いしておきたいんですが、すでにスモン問題を私は予算の総括の段階で関連として申し上げておりますから、今度またざつぱらんに申し上げて二十二日、予算委員会の一般質問をやることになっております。ですから、それまでの間にぜひひとつ御解決の努力をお願いしたい。私は私なりにすでに大蔵省主計局長、河野氏にも話をしております。それから竹下大蔵大臣に対しても私は私なりに話をしております。でありますから、どうか大臣、できれば二十二日までこの問題が解決できて、スモン患者が安心

できるようにしてもらいたいと思います。よろしくうございます。

○国務大臣(野呂恭一君) わかりました。

○安恒良一君 次は、これもすでに予算の総括の段階で申し上げたんですが、投薬証明のない方に於いて三月七日の日に東京地裁民事第三十四部が当事者双方出頭させた上で、投薬証明のない方に於いて二つの所見を出しました。これはすでに両大臣、厚生大臣、大蔵大臣ともこの所見を守っていきなさいというお約束をいただきましたし、また会社側これを守らせるべく説得するというお約束もいただいたんです。ところが、その中の第一項のいわゆる和解手続において、製薬会社が薬物関連性が無いとして争い、現在まで和解が成立していません。百十九名の患者問題は、回答日がこれは二十一日になっているわけですが、ですから、この前は私に大蔵大臣にお願いしたんですが、ぜひこれは大蔵大臣が製薬三社の社長さんと十分なお話し合いをしていただきたい、こういうことを実はお願いしておきました。恐らく大臣はタイミングをはかれています。恐らく大臣は裁判所に対する回答が二十一日になっています。これが円満に片づきますと、私は投薬証明のない方の問題が大きく前進すると思えます。この点も二十一日までに、大臣も予算委員会に縛られて大変お忙しいとは思いますが、ぜひ製薬メーカーの三社の社長を呼び出されて事態の円満解決について話し合いをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山崎圭君) 安恒先生御提起の問題、よく私も肝に受けて、大臣の御意思も体してやっています。時期の判断の問題あるいは説得の方法等につきましては、多少私どもにお任せしたいとは思いますが、その方向で努力させていただきます。

○安恒良一君 大臣、いいですね。

○国務大臣(野呂恭一君) いま申しましたとおり、この問題の早期解決が大変大事な段階でございます。直接企業側の責任者を呼んで説得すること

とも必要であると考えておりますが、その時期、方法は少しこちらの方に任せをいただきたい。全力を挙げて取り組む所存でございます。

○安恒良一君 では、時期、方法は任せたいしますが、どうか、何回もどういふようでありまして、一応裁判所の回答日が二十一日ということに第一項についてはなっておりますから、ぜひその点を重視をして、あとは大臣、担当局長にお任せいたしますので、やっていただきたいと思っております。

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘の点が二つあるわけでございますが、まず第一点、過去税制調査会におきまして、いま御指摘になりました一人医療法人の課税をめぐる問題についてどういふ審議が行われたかという点でございます。本

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘の点が二つあるわけでございますが、まず第一点、過去税制調査会におきまして、いま御指摘になりました一人医療法人の課税をめぐる問題についてどういふ審議が行われたかという点でございます。本

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘の点が二つあるわけでございますが、まず第一点、過去税制調査会におきまして、いま御指摘になりました一人医療法人の課税をめぐる問題についてどういふ審議が行われたかという点でございます。本

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘の点が二つあるわけでございますが、まず第一点、過去税制調査会におきまして、いま御指摘になりました一人医療法人の課税をめぐる問題についてどういふ審議が行われたかという点でございます。本

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘の点が二つあるわけでございますが、まず第一点、過去税制調査会におきまして、いま御指摘になりました一人医療法人の課税をめぐる問題についてどういふ審議が行われたかという点でございます。本

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘の点が二つあるわけでございますが、まず第一点、過去税制調査会におきまして、いま御指摘になりました一人医療法人の課税をめぐる問題についてどういふ審議が行われたかという点でございます。本

一人医療法人そのものにつきまして、税制調査会におきまして議題として取り上げられ、具体的に審議が行われたというところはございません。

○安恒良一君 それじゃお聞きしますが、いま法人事業所総数というのはどのくらいあるんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) ちょっと手元に詳細のデータを持っておりませんが、五十三年度時点でラウンドナンバーで申しましておよそ百五十万人法人あると思えます。もちろんこれは休業法人等も入っておりますが、概数としておよそ百五十万人法人でございます。

○安恒良一君 百五十万人の法人の法人税というのは、率直なことを言って大変な事務取り扱いになっていると思えます。それで医療機関における一人法人が認められたら、それじゃ大蔵省はさらに法人がどれだけふえると思われませんか。

○政府委員(梅澤節男君) これも手元に数字がございまして申しわけないんですが、いま開業医の方がおよそ九万五千五百人くらいおられるわけでございます。この九万五千五百人くらいの方が一人医療法人で全部法人になられますと、法人の数が九万五千五百人になるということでございますが、税務行政上の事務量の問題になりますと、これは国税庁からお答え申し上げなければならぬ問題でございます。

○安恒良一君 それじゃこの問題、私はきょうは

ればならない問題でございますけれども、この九万五千五百人くらいの開業医の方は、現実に現在所得税を納めておられるわけでございますから、所得税の納税者が法人税の納税者にかわる。数量的にはそういう形になるかと思えます。

○安恒良一君 どうも審議官に来てもらいましたけれども、資料その他準備不足ですからやむを得ません。これはいずれまた予算委員会で大蔵大臣それから主税局長に少しお聞きをすることにしよう。

○国務大臣(野呂恭一君) 先ほど安恒先生が御指摘になりました、私が予算委員会でお答えしたことが前向きであるというふうな受け取られておるようでございますが、いまのところ私は前向きでも後ろ向きでもないのをごさいます。慎重に検討したい、こういうことを申し上げたわけでございます。

○安恒良一君 それじゃこの問題、私はきょうは

○安恒良一君 それじゃこの問題、私はきょうは

十一時七分までですから、あと若干しか時間がありませんからあれしておきたいと思いますが、私はこれもちよつとあれしておきたいのですが、大臣に認識を誤っていただいてはいけませんから……。

この前、大臣の御答弁の中に、社会党を初め野党の方々からの御要望もありと、こう言った。私、国会議員になってこの方面も担当しておりますが、調べましたが、社会党として正式に、社会党の社務部会とか大蔵部会等で議論をしたことはありません。社会党の個人の先生が何か意見を言われたかも知れませんが、社会党としてこのことについてにわかに賛成するという態度は持っておりませんので、この前大臣の御発言は、野党側の各党からも御要望がありと、こういう御発言になりましたから、その点は認識は間違っていると思うのです。

私はなぜこれを取り上げたかという点、医師税制について非常に不公平があるということ、やうつこの前若干の手直しをしたのです。あれでもまだ問題が、うんと不公平があると思います。

ところが、もうそれが終わると、途端にいままでは一医療機関で三人以上の医師が勤務した場合に法人という扱いをしているのに、一人でも法人になる、こういうことになると、これは税制上においてものすごくまた不公平を生ずる。それじゃ労働者、サラリーマンも一人でもいいのか、率直なことを言つてこういうことになるわけですね。そういうことになりまうから、税制上において、いま八〇年代において財政再建をどう行かうかということと税制という問題は非常に重要な問題です。ですから、大臣も慎重にということでありまうから結構ですが、率直に言つてお医者さんからは要望があることを知つてます。一人法人にしてくれないか、こういう要望があることは私は知つていますけれども、単純に事を致されないようにぜひお願いをしておきたい、こう思います。その点はよろしゅうございますか。

○国務大臣(野呂恭一君) 十分理解をいたしてお

るわけでございます。

この前、野党各党からもこういう質問がございましたというのを申し上げたわけでありまして、社会党の方で党議で、あるいは党としてのそういう強い要望があるという意味で申し上げたのではない。衆議院の段階において、社会党の方が一名あるいは公明党の方から三名の方の質問がございましたというのを申し上げたのでございまして、どうぞその点も御理解を願いたいと思ひます。いずれにいたしましても慎重にいたしてまいりたいと思ひます。

○安倍良一君 それじゃもういよいよ時間がなくなりましてから、また改めてゆつくりやります。が、ただ一つだけちよつとお聞きをしておきたいのですが、御承知のように、医療費の不正請求、その他不正支払い等々で健保連がこういう問題について告発調査をやつています。そういう中で、これは私が私なりの調査で入手したのですが、五十三年の十月から五十四年の九月までの間にいろいろ問題が起つてまして、そしてそれに対して各都道府県の保険課にこういう問題があるじゃないか、ああいう問題があるじゃないかということ、たゞさんの中身を精査してもらいたいということ、行政に対する調査依頼が出ています。と思うのです。

まず、調査依頼がどのくらい出ているのか、それからそれに対してどういうような回答をされたのか、この調査依頼が出ていた件数、それから調査依頼が出てどのくらいその処理に時間がかかっているのか、こういう点について御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(石野清治君) 五十四年の九月末日現在でございしますが、全部の組合数が千六百五十八組合ございしますが、そのうちで行政庁の方に調査を依頼したというものが全部で約四百七十三件という数字になっております。そのうちで、調査の依頼中のものが二百六十六件、それから調査の回答のあったものが二百六十七件というふうになっておりますが、これはたしか健保組合連合会の

方から各健康保険組合の理事長あてに、行政庁への調査依頼の状況を調査をいたしたものの数字でございまして、私の方は各県の方からこの数字を具体的な数字としてとっているわけではございません。その点御了承願ひたいと思ひます。

○安倍良一君 私はおたくで調査されていると思つたのですが、ないということになると論議が合いませんから、それじゃ早急にひとつどういう調査依頼があったのか、それからいま一つは、すでに回答済みのものがあるですね。これ等について調査をしてもらいたい。

それじゃ、回答済みの問題について、きょう中身をお答えできますか。

○政府委員(石野清治君) 具体的なものを持っておりませんので、あるいは先生がおっしゃるものと議論が合わないといけませんので、まだないといふように御了承願ひたいと思ひます。

○安倍良一君 それじゃ委員長、保留します。

これは、早急に調べてほしいのはどういふことかという点、一つ、二つ事例を挙げておきます。と、もう私のところには医療機関の名前も全部わかつていて、歯科なら歯科のあるお医者さんのところへ行きまして、当然健康保険でできるのに自費でしかできない、こういうこと等が言われて、それに対して不服申し立てをしているわけですね。そうしたら、それについては厳重に注意をしておくと、厳重に注意しておくじゃ困るわけですね。これは当然返してもらわなきゃいかぬ。それからまた、五時以降に診療したのを全部これははいゆる時間外加算をしておるのがある。これも医療機関の名前も全部わかつています。ところが、返還措置がとられず行政指導が行われた、こういうわけですね。

これもいづれまたゆつくり論議しますが、私は医療費のむだ遣いについて大臣に予防策についてお聞きしたところ、二つ言われたのです。監査、指導は支払い基金を通じて厳重にやります、二つ目には、薬価基準を下げます、やります、これもきょうは時間がありませんからいづれゆつくり論

議しますが、余りできもしないことをああいふところでは一生懸命言うわけですね。そうして実際やっておることは、いま言ったように、この点について返還措置はとられず行政指導が行われた。これは詐欺行為なんです。詐欺行為をやつた以上当然返してもらわなきゃいかぬのに、出先の保険課は返還措置をとられず行政指導が行われた。こういうところに問題があるわけですから、これはひとつぜひ調査をしてほしいということにします。

そこで、手取り早くできる問題の一つだけを指摘をして大臣の所見を承つておきたいのですが、支払い基金が御承知のようにどうもこれはおかしいと思つて呼び出す場合のことですが、この点について、これぐらひはすぐ私は直せるだろうと思ひますが、これは大臣はちよつとおわかりにならぬかと存じますので局長に答弁してもらつていいんですが、疑問を生じた場合は当該診療担当者もしくは機関に出頭、説明を求めることができ。そのときには県知事の、いわゆる「都道府県知事の承認を受けようとするときは、左の事項を具して申請しなければならぬ。」ということ、社会保険診療報酬請求審査委員会規程がござい。これは昭和二十三年十二月十三日厚生省令第五十六号。これははつきりしておるわけですね。ところが大臣、その中身にこういうことが書いてあるんです。「一 診療担当者又は指定医療機関の氏名及び住所、これはもう簡単。第二番目に、「不正又は不当と認めた事実」と、こうなるんです。疑ひじゃない、「事実」と。そうしますと、都道府県の医者はこれを盾に、「不正又は不当と認めた事実」というところで抵抗するわけですね。事実があったら何も調査することないんです。呼び出すことないんです。ところが、この規程は前文においては疑ひと書いてあるんですが、中の一、二、三項目の第二項目に「不正又は不当と認めた事実」と、こういうふうにあるから、これを盾にとつて出頭しない、こうなるわけですね。こんなのはだれが見ても直さなければならぬ。

やはり私は、不正又は不当の疑いがあった、こういうふうに通じないと、これは現実に、あなたは支払基金を通じてがっかりやりますとか、監督、指導をやりますと、こんなことがいままって、しかもこれはきょう私が指摘したわけじゃない。ずっと前から、こんなことぐらい直したらどうだという指摘は同僚委員もしているんです。これはもう本場に簡単なことです、前文では疑いと書いてあるんですから、ところが項目の中で、「不正又は不当と認めた事実」、これが盾にとられて、いわゆる呼び出しもろくろくできない。これじゃ全然不正を追及することはできないんじゃないですか。このところどうですか。

○政府委員(石野清治君) いま御指摘のように、社会保険診療報酬支払基金法の十四条の三で明らかにしておりますけれども、「必要があると認めるときは」となっておりますので、当然その疑いのある場合もこの中に入ってくるわけでございます。御指摘のように、審査委員会規程の方では、前段の方で、「適否につき疑問を生じた場合」と書いてありますので、明らかにそういう疑いがある場合は呼び出す、こういうふうになつておるわけですが、その解釈をどう間違えておるのかしれませんが、疑いのある場合はできないんだと、こうなっておりますのは第二号が原因だ、こういう御指摘だと思ひます。

私も、これはもう当然だと思つておつたわけですが、お聞きしますと、そういうこともあるというところでございまして、これにつきましてもは早急に基金の方に対してそうではないというところを明らかにしたいと思ひます。

○安倍良一君 それじゃこの第二号を、本文に書いてあるように、いわゆる不正又は不当の疑問が生じた場合というふうに、こんなことを直すことは簡単ですから直してください。

まだたくさんありますが、私の時間は七分までというところから、きょうはこれぐらいにしておきます。

○高杉勉忠君 大臣がさきの所信表明でも明らか

にされたように、福祉の一層の充実が現在の政治課題であることを確信しているところだと思ひます。

私は、本日は第一に、社会福祉事業に携わる職員、教育などについて、第二に、老人ホームの入所者の費用徴収基準の改定の問題などについて、第三に、合成洗剤の追放等について、厚生大臣を初め関係当局にお伺いをしたいと思ひます。

まず、社会福祉事業に携わる職員の教育などについて伺いますが、福祉充実で欠かせないのは、一つは施設面の充実であり、同時に、施設で働く職員の充実、確保であろうかと思ひます。現在のわが国の社会福祉の現状、あり方等について若干ただしてまいりたいと思ひます。

まず、大臣はその重要性についてどのように認識をされておられますか。また、資質の向上と待遇の問題は表裏の関係をなすものと思ひますが、基本的な姿勢としてどのようにお考えでありますか、御所見を伺ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 社会福祉を推進していくためには、いろいろの分野にわたつての積極的な推進を図っていくことはきわめて大事な問題であると思ひます。特に、社会福祉事業に従事する人々の資質を向上し、そしていろいろな国民のニーズにこたえていく、その内容をより高めていくということは、私は当面する一つの大きな課題でなからうかというふうに考へるわけでござい

ます。

厚生省といたしましては、従来からそういう考え方から立ちまゐり、総合的な立場で社会福祉事業の推進に積極的に取り組んでまいつておるわけでござい

ます。

○高杉勉忠君 言うまでもなく、福祉は人なりと言はれるように、福祉に従事する職員の養成、教育の重要なことは言うまでもありませんが、今日、社会福祉施設に例をとつても、施設職員だけでも五十万人とも言われているわけであり、その急増ぶりは、昭和三十年代の十万人台から昭和四十年代の後半には三十万人台であつたものが、今日五十万人台になつたわけで、その間の教育、訓練、養成、こういうようなことはどのような

になされてきたか、伺ひます。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のとおり、現在社会福祉施設職員だけで約五十万人、福祉事務所の関係行政機関等も入れますと約五十七万人の社会福祉関係職員がおられるわけでござい

ます。

これらの者の養成、訓練と申しますか、教育と申しますか、それにつきまして現在行つております状況でございますが、まず、養成、訓練の第一といたしましては、日本社会事業大学に對します指導的な福祉従事者の養成委託というものを厚生省としては行つておるわけでござい

ます。

それから、第二番目におきましては、全国社会福祉協議会の中に社会福祉研修センターというものが設けられております。これに對しまして各種の研修の委託をいたしております。社会福祉主事の資格認定講習でありますとか、児童福祉司の資格認定講習でありますとか、あるいは社会福祉施設長の資格認定講習、そのほか施設長、査察指導員、生活指導員等の現任訓練、こういった養成委託をお願いいたしているわけでござい

ます。

そのほか児童局関係では、保母養成施設に対する助成、そのほか社会福祉主事の養成機関の指定、あるいは講習会の指定といったようなことを厚生省としては行つておるわけでござい

ます。

このほかにも、各都道府県の段階におきましてあるいは講習会、あるいは社会福祉事業従事職員の研修所というのを設けまして、活発にその養成、訓練に当たつておるといふのが現状でございます。

○高杉勉忠君 研修、教育の重要性を認識しながら、たとえば現在働いておられる人の研修の場は十分確保されておると思ふんです。

私は手元に、昭和五十四年五月現在の社会福祉研究所設置状況一覧というのを資料としていたしておりますが、全国で固定した研修施設は十五カ所しかない現状です。もちろん研修は場所の問題ではないと思ひますけれども、それにしても、研修施設の整備はその必要性に比し大変おくれ

いと考へるんですが、現在の現任訓練、研修、これはいまお話のようでありまして、どのような方法で、またどのような場で行われているのか。それとまた、その充実策についてはどんな方向で進めようと思ひされているのか、これをちよつと伺ひ

ます。

○政府委員(山下眞臣君) まず中央におきましては、先ほど申しました社会福祉研修センターに對します委託事業といたしまして社会福祉施設長、これが年間七百二十名、それから査察指導員、これが年間三百六十名、それから主任生活指導員、これが年間四百八十名、合計千五百六十名、これが資格認定以外のいわゆる先生がおつたままの現任訓練につきまして中央で行つております委託事業の概要でございます。

このほか、ただいま先生が仰せられましたように、都道府県におきまして研修所を設置をいたしまして行つておられますのが十数県ござい

ます。

それに加えて、そういった常設の研修所を設置していない都道府県におきましては、随時研修会、講習会というものを開催をいたしましてこれに当たるという体制になつておるわけでござい

ます。

○高杉勉忠君 御承知のとおり、戦後の社会福祉施設の量的拡大の中で施設は機能分化をしてきていると思ふんです。高度の専門知識と処遇技術、これを身につけて新しい基軸となる職員の養成、これは欠かせない問題だと思ひます。いまもお話があつたとおりでござい

ます。

そういう観点から見ますと、社会福祉関係の学部それから学科、コースなどを設けている大学などは、私は延べ六十八に及んでおると聞いています。しかし、その教育の内容は広い意味で社会福祉専門家の教育機関として必ずしも機能していないのではないかと、こういうふう

に思ふんです。

その端的な例として行政機関を志望する者が多い。また、実際には施設に就職する比率が二五%程度と私の調べではなつておるわけなんです。大学等の教育のカリキュラムなどに対する見直しというのはどういうふうに行つていられるか。

う御要望の趣旨に沿って今後検討させていただきます。

○高杉勉忠君 特に繰り返しますが、四番目の、いまお答えになった「社会福祉主事任用資格のうち、大学で法律学、経済学、社会学、心理学等の中から三科目を履修すれば足りるとする現行の規定を抜本的に改め、」と、こうなっておりますから、これらについてもとくと御検討をいただきます、こう思います。

それから、社会福祉の大学ということになれば、戦後いち早く厚生省が社会福祉施設職員養成の重要性を認識されて、財団法人中央社会事業協会に専門家の養成を委託され、その後社会事業専門学校、そしていま日本社会事業大学、こういうふうに移行してきているわけでありますが、ここで私は社会事業大学について触れたいと思うんですが、現在、国立に福祉の学科、学部がないことはいまお答えいただいたとおりであります。日本社会事業大学の役割り、そしてその機能、養成委託をしている厚生省としてどのように認識をされているのか。厚生大臣、私は、大学のプリンシプルにかかわる重要な問題でありますから、大臣からひとつその姿勢並びに御認識の所見を伺いたいと思うんです。

○国務大臣(野呂恭一君) お話しした日本社会事業大学は、社会福祉専門の教育を行うために設置されたものであることはお話のとおりでございます。将来の指導的な社会福祉の仕事に従事する方々を養成しておる学校でございます、したがって、たくさんの人材がここに集まってまいりまして、先ほど申し上げましたように開校以来五千五百名に及ぶ卒業生を出してきておる。そして、わが国の社会福祉分野におきます指導的な役割りを果たすために大変私は寄与しているもの、したがって、この事業大学こそ社会福祉の今後の推進の上にも大きな役割りを果たすもの、力を入れていきたい、かように考えております。

○高杉勉忠君 いま大臣から日本社会事業大学のパイオニアとしての役割りや、社会福祉教育のシ

ンボルとしての地位というものの御認識もいただきます。お聞きいたしました、今日の学校の校舎、寮、大変な老朽の現況でありまして、私も日本社会事業大学の卒業生の一人として大変現状を見るに忍びないものがあるんです。大臣もごらんになったと思いますけれども、あれは戦時中の建物でして、戦争中に被爆を受けて、天井から雨漏りが非常に激しい状態です。教室の中にもう一つの屋根を、そしてまた雨どいをしている、雨漏りしているものですから。そのように教室が非常に老朽して、雨のときには雨漏りのひどい状態。学生寮に行ってみますと、消防署からはその都度危険として指摘をされて注意を受けているような実情なんです。私はぜひ大臣に現状をごらんいただきたいと思うんですが、こういう状態で、いま大臣から御認識いただきましたが、社会事業大学が、これから日本の社会福祉の役割り、使命、大変重要なそういう役割りを持つていける大学が、こういう現状でいいかといいますと、どうなんでしょう、私は非常に見るに忍びない現状であります、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(野呂恭一君) 日本社会事業大学をまだ見せていただいております。時間の関係等がございましてまことに申しわけないわけでありますが、なるべく早い機会にその現状を見たいと考えております。

同時に、いまお話しのように、昭和十一年に建設されたために、もう老朽も非常に激しいものがございます。これではとても教育の場として機能を果たし得ないというふうにも伺っておるわけでございます。そういう意味で、移転、整備についてここ数年厚生省として検討してまいっております。ようでございますが、まだ設置の場所等も、一応候補は挙げておりますものの、決着を見ていないというふうな状況でございますが、引き続き検討いたしまして、なるべく早くこの問題に対応し、移転、整備を進めていくという方向に向かつて努力をいたしたいと思っております。

○高杉勉忠君 大臣、ぜひ一度ごらんいただきました

いと思っております。

この経過につきましては、私も社会事業大学整備計画の検討経過という資料をいただいております。四十九年以来移転計画が厚生省を中心にして練られて、これも承知をいたしております。もうすでに検討を始めていた六十年になって、うすですが、具体的に移転の着手ができない、こういうような運びにならないというネックといえますか、隘路といえますか、それはどこに局長あるんでしょうか。

○政府委員(山下眞臣君) 書類で御提出申し上げておりますと、五十一、二年ごろから私ども一応の候補地を横浜検査所長浜指置場の跡地を、そこを移転先として考えまして検討いたし、一応特会計の要求等もいたしてまいりました。一応、一番のネックといたしましては、現在原宿にございまして土地、建物を売却をいたしまして、それを財源といたしまして郊外に出まして、より広く、よりりっぱな学校を建て直したい、こういう考え方で特会計要求をいたしておるわけでございますが、現在の原宿の土地、建物につきましては、その跡地をいかに利用するかその跡地計画、これが確定をしないというふうな状況にございまして、その点が一つのネックになっておるとい

のが一つの理由でございます。

○高杉勉忠君 移転ということになると、局長も御承知のとおり、施設面の充実も当然であります、教職員等の人材の安定した確保への配慮というのの当然欠くことのできないことになるわけ、です。こういった移転に伴う条件整備について私は、基本的にどういうふうな考えであるのか、それからまた、大蔵省の折衝でどういうふうな態度で臨んでおられたのか、これをちょっと伺いた

にいたしました。大変都合のよいという面もあるわけですが、これをより広く、より運動場等も備えたりつばなものをしたいということになると、どうしても郊外に出るということにならざるを得ない。そうなりますと、そういった非常勤の講師の先生方をお呼びするにしても、その通勤に相当の時間がかかる等の条件が出てくると思うのでございますが、そういった、学生寮の設置の問題もございまして、あるいは非常勤講師の確保というふうな面の問題もございまして、そういった点につきましては条件整備についてはできるだけの移転が決まります際には配慮をいたしたい、こういうふうな考えをいただいております。一応、特会計上の移転政策につきましては、原則としては現状の移転と、それを新しくするというのが原則だというたてまえはあるわけでございますけれども、私も、私どももいたしましては、その際にできるだけの充実をいたしたいという考え方で、要求をいたしてきているわけでございます。

○高杉勉忠君 現在の委託費の伸びというものをみますと、大変低く抑えられてきているように見えます。その算定基礎になる教職員の数も、これは行政改革の一環として一律定員削減の対象になっていると聞いているんです。

福祉職員の養成、訓練が緊急な課題であるときに、こういった国の支出に対しても特段の配慮というものが社会事業に事關する限り必要だと思、厚生省当局としても長い間の歴史を持つ日本社会事業大学でありますから、財政当局についても強く私は、一律定員削減ではない、というよりは、むしろ充実の方向へ向けて職員を確保、条件整備をする必要がある、こういうふうなふうに思、

大蔵当局等にも出していただきたいという激励を含めてお願いをするわけですが、この辺の条件整備についての姿勢についてはいかがでしょう。

○政府委員(山下眞臣君) 私どももいたしまして、日本社会事業大学が全国の社会福祉教育の一つのモデルと申しますか、一つの標準的な、中心

的な存在になっておるという状況にもかんがみま
して、できるだけその充実等に努力をいたしたい
と考えます。御指摘のとおり、職員総数三十七
名ということでの数年間変動なしに推移をいた
してきております。五十五年度におきましては教
員の方は一名増いたすわけでございますが、御指
摘のようなこともございまして、事務職員の方が
一名減というように、総数においては三十七名
七名変わらないという状況に相なるわけでござ
います。今後ともできるだけの努力をさしてい
たきたいと考えております。

○高杉迪忠君 厚生大臣、いまお聞きのように教
育環境というのは施設面の問題であることは共通
の認識であります。大学当局の意向も十分く
んで、そして学生が学業に専念できるように、また
教授の方々は教育研究に専念できるように、ひ
とつ条件整備を積極的に大臣の方で御指導いた
だいて、一日も早くこれらの希望が生かされるよ
うに、しかも教育が充実をしていく、そして大臣
が指示になったような方向の八〇年代の社会福祉
を担う、そういう役割りを果たしていくための社
会事業の一層の充実に向けていっていただきたい
ことを、私は要望として大臣に強くお願いをし
ていくところであります。大臣からの御所見をい
たきたい。

○国務大臣(野呂恭一君) 大変御鞭撻をいただい
て感謝を申し上げますが、なかなか福祉各分野に
わたつての内容をより高め、国民の要望、期待に
こたえるということは一挙にできたいものがご
ざいます。しかしながら、まず社会福祉で何と申
しましても今後の基本的な問題として、りっぱな
指導者を養成するということはもう言うまでもな
いこととございます。したがって、御趣旨の
点は十分配慮しながら財政当局とも話をさらに進
めまして、移転、改築のための条件整備、施設を
どう改善していくか、あるいは指導陣営をどのよ
うに強化していくか、こういうものも含めまして
対処してまいりたい、かように考えます。

○高杉迪忠君 大臣からお答えをいただきました

から、社会福祉関係については終わって、次に、
老人ホームの費用徴収等について伺いたいと思
うわけでございます。

養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者
の費用徴収基準の改正の問題についてお尋ねをい
たしたいと思ふんですけれども、この件につきま
しては、去る二月の二十一日の衆議院の社会労働
委員会においてわが党の山本政弘委員の質問があ
りました。幾つかのことが確認をされておりま
す。しかしながら、その後も老人ホームの皆さん
から要望などが私のところへも強く、たくさん来
ております。この機会に幾つかのことに關して私
は意見を述べながら厚生大臣初め関係当局に伺
いたいと思ふんですが、二月二十一日の会議録、こ
れを詳細に拝見いたしました。大臣はの中で、
施設の改善を含めてホームの環境、福祉について
早期にどういう方向で進めるのかについて計画を
立ててみたい、こういうふうにお答えになってい
るわけであります。それから費用徴収の改定につ
いても、省内で十分な工夫を検討し、四月施行と
いうようなことでなくて、時間的猶予を考へるべ
きではないか、こういうふうにお答えにな
っているわけであります。

そこで、まずお尋ねいたしますけれども、施設
の改善などについてどういうような内容の計画を
立てておられるのか、時期はいつをめどにされる
のか、この点をちよつとまず伺いたいと思いま
す。

○国務大臣(野呂恭一君) 私が衆議院の社会労働
委員会二月の二十一日に山本議員の質問に対し
てお答え申し上げた、その内容について御指摘が
あったわけでございますが、まず第一に私が申し
上げたいのは、入所者の費用徴収に当たっては、
少なくとも徴収するに値する施設が整備されるこ
と、大事ではなからうか、こういうことでございま
す。ただ費用を徴収するというだけでは、これは
いろいろ御不満もあり、また合意を得られること
ではないから、その意味で、今後ともその施設の
内容の整備について検討していかなければならな

いということを申し上げたわけであります。

それから第二の、いつから実施するか、なかな
か四月実施ということについては、御理解をいた
だく準備も必要であらうと思ひます。またこの費
用徴収の基準についても、多少とも検討しなけれ
ばならない問題点もあるのではないかと。そういう
意味で、十分ひとつ検討をさせていただきたい、
こういう趣旨の答弁でございまして。

したがって、時期はいつなんだということ
について、いま明示はできませんけれども、いま
それについて検討をいたしております。少なくとも
私は、費用徴収の中身についてはいろいろの審議
会、いままでの御意見等がございしますので、そ
ういうものを踏まえて、この際基準の改定をしよ
うということに相なつたわけでございまして、そ
ういふことは大きく間違つておると思ひませんが、
ただ入所者同士の中における不均衡があるではな
いか、あるいは在宅老人との間における不均衡も
ないとは言えない、こういった諸点を考へながら
、予算内で工夫すべきものは工夫し、そして御
理解をいただき、スムーズにこうしたホームが運
営できるよう、そういう意味で検討する時間も
必要であらうということとでございますから、もう
しばらくひとつこれに対して、いつから実施する
のかということに対してのお答えをお許しをいた
だきたい、こういうふうにお尋ねをさせていただきます。

○高杉迪忠君 実は私の手元に、全国老人福祉関
係担当係長事務打合会の資料というのがあるん
ですが、この説明文書の中で言われているというの
は、「一般用」「老人ホーム利用料の改訂につ
いて」というのがあるんです。その初めのところ
に、「今回の老人ホーム利用料の改訂は、昨年十
一月の中央社会福祉審議会の意見書の趣旨を尊重
して、入所者に負担能力に応じた適正な負担を求
めることにより、福祉の公平を図っていくための
ものであります。」と、こう書かれていたわけ
です。「この問題は、永年にわたり関係者からその
是正を指摘されていた懸案事項であり、単なる財

政再建の見地からの見直しではありません。」こ
う述べられているんです。

これを見ますと、社会福祉審議会の意見を尊重
して見直すんだということになります。この
審議会というのは、昭和四十七年から五十二年に
出された答申というものが、以前の答申ですが、そ
れは一体尊重をされるのかどうか、この点が一つ
であります。

そちらの方は、たとえば個室化一人部屋、こ
ういふことを含めた答申の内容になってくるのが、
いま申し上げました昭和四十七年から五十二年に
出された答申の中にはつきり出てくるんです。昨
年の十一月の意見が出るや、改定については電光
石火のごとく速くやって、前の前提条件で、個室
化一人部屋とかいういわゆる施設の改善について
の答申については、何かずつと先に送るような印
象を受けるんです。これはやはり答申がその都度
出ていけば、その都度の答申というものを尊重さ
れていくべきだと私は思ふんですが、その点はど
うでしょう。

○政府委員(山下眞臣君) 四十七年並びに五十二
年に出版された老人ホームのあり方についての
御指摘の各点につきまして、現在それが完全に実
現されていくというふうには申し上げるわけでは
ございませんが、御指摘を受けました後、できる
だけの改善に努力し、ある程度の改善は進んで
おるものと私も考えているわけでございま
す。

主要な点を申し上げますれば、施設の一人当た
りの面積の問題にいたしましても、四十七年から
今年度に至りますまで年々改善をいたしまして、
相当の面積の拡張をいたしてきております。ある
いはその施設に配置されます従事職員につきま
しても、措置費の中におきまして年々増員の改善を
いたしてまいっております。現在特養におきま
しては八十名規模で約三十九名の職員、養護にお
きましては八十名規模で約十九名程度の職員と
いう程度にまで増員の案も上げてきておるわけ
でございます。また、指摘の中には、四十七年には

まだ実施されておらなかったわけでございますが、在宅の老人に対しましては、いわゆるショートステイ、あるいはデイサービス、あるいは給食サービス、入浴サービス、そういった事業も検討している指摘をいただいておりますが、それらの点につきましては、ここ二、三年で実施をし、相応の進展を遂げておるといふふうに考えておるわけでございます。

なお、それで完全に実施されて、十分の点数がいただけるというふうには申しませんが、今後ともそういった趣旨に従いまして、これらの点につきましては、改善には努力をいたしてまいりたいと思っております。

その中で、先生のお話の中でも特に養護老人ホームにおける個室化の推進ということをお指摘になられました。この点につきましては、御指摘のとおりにかつて生活保護の養老施設でありました古い木造の老朽施設がなお残っております。こういったものにつきましては、六人部屋あるいは四人部屋という多人数部屋がなお残っております。でございます。実は現在、老人ホームの施設整備の方針といたしましては、いわゆる寝たきりの介護を要する特別養護老人ホーム、これが非常に不足をいたしております。ですから、これにつきましては、できるだけ新設を多くし、拡充していくというのを私どもは一つの方針にしております。

養護老人ホームにつきましては、数的には大体もう足りてきておるものでございますから、そういった老朽の改築を重点に指向してまいりたいと考えております。ここ数年、二人ないし一人の部屋での、いわゆる少人数の施設を重点に助成をいたしていくという方針をとっております。

答弁が長く恐縮でございます。

○高杉迪忠君 この費用徴収については、実際問題として国民の世論や新聞というのは余りよく書いてないんです。非常に評判が悪いんです。

費用徴収について、値上げの説明も含めて、老

人ホーム側の皆さんにも協力をしてくれと厚生省の方は言っているわけですね。ホーム側によれば、入所しているお年寄りの皆さんにお金はいただきますが、それに見合う改善も写真もありません、こういうことでは施設側としても大変やりにくいところだと思ふんです。ですから大臣、私のところに東京のホームの方が見えまして、五十五年三月七日に大臣あての「老人ホームの費用徴収の施設の実施に関する要望について」というものを施設の方々が置いていかれました。この要望書は九十一施設の施設長の一同、こういうふうな施設長の皆さんがこぞって要望されているところなんです。その内容は時間が十分ありませんから、この一つ一つについて申し上げることを省略いたしますけれども、私は非常にこれを拝見をいたしまして、もともとというふうな思ふんです。この要望については大臣としてどういうふうにお考えでありますか。五十五年三月七日のこの要望書であります。

○国務大臣(野呂恭一君) 東京都老人福祉施設長の要望事項に対してでございますが、局の方でいろいろ検討をいたしておりますので、いま私の方から具体的に申し上げられませんが、いずれにしても今度の費用徴収基準の改定に当たりまして、どうして入所者の理解を得るかということがきわめて大事であろう。その理解なしにいたすに費用を徴収いたしますよということになりますと、いままです全然出していなかった人が急に突然理由のいかにいかかわらず出さなきゃならぬということに、なかなか理解を得られることがむずかしいのではないかと。つまりそれは福祉の後退だといふふうな言われるわけでございます。しかしながら、先ほども御指摘ございましたが、別にこの問題については唐突として出たわけでございません。五十四年の中央社会福祉審議会の答申においても指摘されております。また、昭和五十年の厚生科学研究におきましてこの費用徴収のあり方についての研究も行っておるわけでございます。たまたま五十二年十一月の中央社会福祉審議会に

おいて、老人ホームの費用負担のあり方ということについて審議することが決定されました。そういういろんな答申を受け取りまして、踏み切ったということでございますが、実施に当たりましては、こうした施設の方々の御指摘も十分踏まえながら、異様な感じを持たないように、理解の得られるように何か工夫をしてみたいということ、現在その検討をいたしておる、こういうことでございます。

内容につきましては、局長の方からお答え申し上げます。

○政府委員(山下眞臣君) 個別に一つずつ申し上げた方がよろしゅうございますか。

○高杉迪忠君 いえ、結構です。

○政府委員(山下眞臣君) 内容につきまして、たとえば改築を全額国庫で、十割国庫で改築をしろというような点等につきましては、ちよつと検討をいたしたかなきや何とも申し上げられないんですが、たとえば養護老人ホームの老朽なものでもできるだけ新しいものに、個室化したような姿で改築していくという趣旨、そういう点につきましては、大臣の御指示に従いまして、私も精いっぱい努力をさせていただきます。

○高杉迪忠君 先日、私どもの党の社務部会で、東京や神奈川のホームの園長さんからお話を伺ったんです。四月実施ではこれは無理だ、こういう話も強く出たんです。東京でも同様だと思ふんですが、間違っていたら御訂正をいただいて結構です。東京で例を挙げますと、施設側の方々が公式にこの徴収問題について改正を知ったのは、ことしの一月二十四日の新聞で発表された、こういうことで知ったというふう聞いています。

二、三月には具体的な話がなくて、三月七日に初めて説明会が開かれた、こういう突如としての話のようなんです、私はやはりこれは慎重に、いただくお年寄りの方々の同意も含め、扶養者の方も含め、施設側の方の協力も得て、そういう大体的な合意を得られるような慎重さがあっていいと思う

んです。そういういま申し上げましたような突然の話だということなことで、対応としても困ったなというふうなことで、したがって四月の実施については私は無理じゃないか、こういうふうな判断をするんですが、その辺はどうなんですか。

○国務大臣(野呂恭一君) 予算で決められておるわけでございますから、予算が成立しなければ話の持っていくようがございません。したがって、もう物理的にも無理であるということとは言えると思ふます。

それからもう一つ、それよりもっと大事なことは、こういう基準を改定して新たに徴収するということがありますれば、十分それに対する理解が得られるようにしなければ円滑な運営ができないわけでございますから、そういう意味で時間、執行の期日は延びざるを得ないのではないかと、このことでございます。問題は、物理的な問題よりも、入所者の理解を得られるよう、国民的な合意も得られるよう、そういう準備には慎重を期してまいりたい、こういうふうに思ふのでございます。

○高杉迪忠君 少し細かいことで恐縮ですが伺いたいんですが、この費用徴収基準の「対象収入による階層区分」で、二十五万六千円まではゼロというふうになっておるんですが、二十五万六千円以下をゼロとされたその根拠というのは一体何でしょうか、それが一つであります。

それから、老齢福祉年金との関係で、老齢福祉年金というのを意識されているような印象をちょっと受けるんですが、その点はどうなんだろう、この関連です。

それから、全国民生主管部局長会議の資料の中に、収入と認定しないものの他に「地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭」とありますが、具体的にはこれは何をいっているのか、ちよつとそういうものを簡潔にひとつ説明をいただきたいと思います。

○政府委員(山下眞臣君) 二十五万六千円以下は徴収金ゼロというふうにしておりあります理由でございますが、これは昨年十一月の社会福祉審議会の意見の中でも指摘をいたしているところでございまして、特養なり養護の老人ホームに入所されますと、基本的な共通のと言えような日常経費はほとんど施設側でめんどろを見る仕組みになっているわけでございます。しかしながら、あるいはたばこでありますとかあるいは教養娯楽も、ごく基本的なものは施設で見られますが、特異な教養娯楽費でありますとかあるいは嗜好品費、こういったものは施設側ではそこまでめんどろを見ないという要素がございまして、そういう意味で、共通の日常費と個別の日常費という言葉を使っておるわけでございますが、そういった嗜好品、教養娯楽等の個別的な日常費、これはどうしてもやはり手元に十分残るようになさなければならぬんじゃないかという考え方が基礎にあるわけでござい

ます。それから、地方公共団体または社会事業団体その他から経由された慈善的性質を有する金銭、具体的にあれしているわけではございませんが、たとえば盆、暮れ等にお見舞い金を差し上げるとかそういったたぐいのものは、これを収入認定する必要はないのかという考え方でござい

ます。それから、地方公共団体または社会事業団体その他から経由された慈善的性質を有する金銭、具体的にあれしているわけではございませんが、たとえば盆、暮れ等にお見舞い金を差し上げるとかそういったたぐいのものは、これを収入認定する必要はないのかという考え方でござい

ます。それから、地方公共団体または社会事業団体その他から経由された慈善的性質を有する金銭、具体的にあれしているわけではございませんが、たとえば盆、暮れ等にお見舞い金を差し上げるとかそういったたぐいのものは、これを収入認定する必要はないのかという考え方でござい

しかば、その個別的な日常費をどの程度と見るかということでございますが、先ほど大臣のお話にもございましたように、昭和五十年におきまして老人ホームの入所者のそういった個別的な日常費の実態調査と研究というのが行われております。当時大体月にして一万五千円程度、年間で十八万程度の金額があればそういった個別的な日常費が賄えるんじゃないだろうかという御意見をいただいているわけでございます。それから時日がたっておりますので、その間の物価上昇、CPIの上昇等を加えまして、大体現在の時点では年額二十五万程度が妥当な額ではないかということ、二十五万という金額の判断をいたしておるわけでございます。そういうことの結果、この費用徴収をいたしますのは、前年度の所得に対して費用を徴収いたしますので、昨年の老齢福祉年金の五十四年度一年間の十二か月分は二十一万五千円ということでございます。この金額より低うございます。

れからでございますが、五十五年度政府案でございます。二万一千五百円、承りますと野党合同によりまして八月から二万二千五百円という、その金額で計算いたしましたも、五十五年度の所得も恐らくそのころになりましたも八月実施いたしますと二十五万二千五百円という感じになりますので、今明年福祉年金から費用徴収がされるというところは、かように考えておる次第でございます。

な姿勢を含めて所見を伺ってこの問題についてはけりをつけたいと思っております。十分な議論ができませんでしたから、いづれ予算の一般あるいは分科会、あるいは社会労働委員会後日またこの問題について触れさせていただきます、こういうふう

た後は円滑に運用できるように十分努力をいたします。入所者を初めとして、国民の合意を得られるように最善の努力をいたしたい、かように考え

○高杉勉忠君 十分な時間がありませんから、締めくくりとして大臣に要望を申し上げながら伺いたいと思っております。ホームの個室化、これを契機として計画をぜひひとつ進めていただきたい、そしてその写真等を早急に御示をいただきたい、こういうふうな思っております。

それから、ホームの老人の方々の医療、特に保険外負担である付き添い料とか個室代などの心配は具体的になくして、こういうように私はしてほしいと思っております。

三つ目には、実施については入所者の方や扶養義務者の方、あるいはホーム側の皆さんに個室化計画写真、医療保障などを含めまして十分なるものを示して、そして話し合い協議が円満に終了するまでは費用徴収は保留する。

このいま申し上げました基本的な三つ、これは先般も厚生大臣が非常に社会福祉、特に老人福祉対策についてはサービス事業や寝たきり老人短期保護事業、生きがいと創造の事業、こういうようなことを挙げて所信の表明をなされたわけでありまして、いま申し上げました三つの柱はきわめて私はお年寄りの方の福祉について重要だと思っております。この点について私は、大臣から前向き

な姿勢を含めて所見を伺ってこの問題についてはけりをつけたいと思っております。十分な議論ができませんでしたから、いづれ予算の一般あるいは分科会、あるいは社会労働委員会後日またこの問題について触れさせていただきます、こういうふう

た後は円滑に運用できるように十分努力をいたします。入所者を初めとして、国民の合意を得られるように最善の努力をいたしたい、かように考え

○国務大臣(野呂恭一君) いま局長からお答え申し上げましたとおり、まず第一点の個室化につきましては、さらにその推進を図ってまいりたい。同時に、いま私どもが考えております写真等を資料として提出させていただいても結構かと思

○国務大臣(野呂恭一君) 最近、幾つかの地方公共団体におきまして合成洗剤の使用のあり方などの問題が提起されておるわけで、これは環境保全というこの立場から言えば環境庁の問題でもあります。しかし、御指摘のように国民の保健の保護に当たるべき厚生省としては、これに対して十分対応すべき問題でございまして、したがって、いままでその対応は十分ではないではないかという御指摘もありましたが、私どもとしては十分反省をしながら関係省庁と協議を進めて、住民

に御心配をかけないような方向に向けて努力をいたしたいと思ひます。

○説明員(大塚敏樹君) お答えいたします。

環境庁といたしましては、滋賀県の富栄養化防止条例の制定に際しまして、琵琶湖の水質並びにその水質を確保するための方策等について県から事前に説明を受け、環境庁としても必要な助言をしてまいりましたわけですが、富栄養化対策の重要性から、私もいたしまして昨年十二月、審議、検討等を設けて、当面の水質目標を設定する作業を進めてまいりました。したがって、こうした結果を勘案して総合的な富栄養化対策を進めてまいりる考えでございます。○高杉勉忠君 技術革新に伴って開発をされて新しく発売をされる、使用される新製品、これについては私は、安全性の確認は国の責任であるというふうに思ひます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、先ほど来、同僚の安恒委員からもスモンの患者の方々についでの問題が起きたように、被害者に大変苦しみをかけてきたわけですね。今日国としてその責任を負うことは当然であると思ひます。そのための国の金銭的な負担は膨大なものであると思ひますし、このお金をもし安全性の審査のために使用していただければ、お金の面でも国民の負担が軽減されていくであろうというところは考えられるんです。また、環境の面でも事前に予防のために金を使っておけば、汚染をされ、破壊をされてからとへ戻すに比べて金額の負担は少ない、こう思うんです。幾ら金をかけてもとに戻らないものは人の命、健康である、私はこういうふうに思ひます。事前審査がいかに重要であるかは大臣も御承知のとおりであります。したがって、新製品の安全確認、こうした点からは私は最も必要であると思ひますし、特に大量消費されるものについては、事前の安全確認が絶対必要であるというふうに思ひます。後からでは取り返しがつかない、こういうふうには私は考えますが、厚生大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 御指摘のように、洗剤などの安全性の確認こそまずなすべきことだと思ひます。また同時に、それは国の大きな責任である。従来から、こうした安全性の確認の問題については、それぞれ担当の方で十二分にただしてきておるわけですが、今後ともこの問題については国の責任の問題として対応してまいりたい、かように考えます。

○高杉勉忠君 それならば、次に非イオン界面活性剤を主剤とする無磷洗剤の安全性について伺いたいと思ひますが、非イオン界面活性剤を主剤とする無磷洗剤を売り出すという新聞報道が出てくるんですが、果たして非イオン系なら安全なのか、環境を汚染しないのか、私はちょっと疑問を持つ一人なんです。

まず第一に、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテルの急性毒性試験ですけれども、急性毒性試験をやっていないことではないと思ひますけれども、これはやっているとすればどこで行われたのか。業者から聞きますと、厚生省でやっている、こういうふうには答えているんですけれども、その試験を行ったというならば、どんな試験であつて、その結果というのはどういふものであるかということを発表して明らかにして、私は資料として御提出をいただきたいと思ひます。

第二に、慢性毒性試験というのは実施したのか。多分厚生省は、海外文献だけで調べたのではないだろうかと思ひます。私は、その文献があればこれまた御提出をいただきたい、こういうふうには思ひます。

それから第三に、食器洗剤として使用した場合の残留試験、これは実施しておりますか。実施したとすれば、その試験結果というものを私は示してほしい、あるいは文献資料、こういうものを御提出いただきたいと思ひます。

○政府委員(榊孝徳君) 洗剤の安全性の確認試験につきましては、現在の合成洗剤等につきましても、すでに御承知のとおり昭和五十三年にその結果が公表されておりますが、科学技術庁の特別研

究促進調整費によりまして、経皮吸収によりまして生体影響の問題あるいは皮膚障害の問題、あるいは洗剤の洗浄効果あるいは残留性の問題等について研究が行われております。その結果、安全性については問題がないということでございます。いま、新しい問題として非イオン系の界面活性剤についての御質問がございました。これにつきましては、合成洗剤によく用いられておりますポリオキシエチレンアルコールエステル及び脂肪酸エステルでございますが、これらの物質の毒性試験につきましては、すでにいろいろ行われているものがございまして、それについては一応人体に有害性があるとは現在の段階では考えられておりません。

なお、資料につきましては、後ほど提供させていただきます。

○高杉勉忠君 資料が提出いただけましたら、また詳細に検討させていただきます。

次に、非イオン系の界面活性剤の水道への混入の問題について尋ねたいんですが、現在、家庭排水の処理率というのはきわめて低い状態です。それから、洗剤が使用された場合、そのまま河川に入つて水道の水の中に含まれる危険というものが多分にあることは言うまでもないんですが、水道法四条一項に基づいて水質基準に関する省令には、陰イオン界面活性剤については基準がありませんけれども、非イオン界面活性剤については基準が定められていないんです。定めようとしても、現在の上水道試験の試験方法では非イオン系の界面活性剤を検出できない、こういうふうに私は思ひます。

この点、水道の水の水質保持の観点から、非イオン界面活性剤にどう対処されようとするのか、これはひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(山村勝美君) 御指摘のように、合成洗剤を含む家庭下水等が河川、湖沼に入つてまいりまして、それを水源としております水道の原水に入つてまいるわけでありまして、通常の浄水方法では完全には除去できません。したがって、

水道水中にもごく微量は混入していることがあるものと考えております。

お尋ねの水道法の水質基準に関する省令でございますが、これは一昨年度見直しが行われたものでございまして、御指摘のように陰イオン系だけが規制をされております。これは合成洗剤の大部分が陰イオン系でございまして、これだけを測定する現在の方法で当面は差し支えないだろうという生活環境審議会の意見に基づいて決めておるものでございます。

また、基準値につきましても、発泡性、つまりじや口からの水のあわ立ちで不快感を与えない、そういう観点から決められておりまして、毒性についてはかなりの安全性が見込まれたものでございまして、したがって、現行の基準で当面は問題はないと考えておるわけであります。最近、陰イオン系から非イオン系に移行する傾向も見られますので、今後の推移を見守りながら、また審議会の意見も拝聴いたしながら、必要に応じて水質基準の検討等所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

○高杉勉忠君 従来、御承知のとおり合成洗剤の業界というのは、燐はあつても、BOD、CODについては少ない、こういうふうには宣伝しているんです。

私は、三島市の光ヶ丘団地の下水関係についてちょっと尋ねたいんですけれども、下水の終末処理に及ぼす合成洗剤の影響調査によりまして、合成洗剤のために活性汚泥の微生物の能力が落ちてしまふという結果が出ています。BOD、CODの排出量というものは合成洗剤の場合の方が多いい調査結果が三島でもびつと報告をされていまして、環境庁の調査では、非イオン界面活性剤の方が陰イオン系の界面活性剤よりも自然分解が遅いという結果が出ています。そうすると、下水処理への悪影響というのはこれから高くなるかと考えられます。

厚生省は、合成洗剤による下水処理能力の低下ということについてどういふふうに認識をされる

のか。それからまた、非イオン系の合成洗剤の下
水処理能力への影響というものを——建設省の方
見えていますか、これは建設省の所管かと思いま
すけれども、その点はどういうふうに見ておられ
るのか。

さらに、環境庁は、合成洗剤使用比率が低かつ
た時点において排出水の測定項目が向上している
という事実の上に立って、環境保全の観点から合
成洗剤が好ましくないということを、この際はは
きり言明すべきであるというふうに私は思うん
です。この点についてはどうでしょう。それぞれお
聞きをします。

○説明員(望月兼雄君) 現在、下水道の終末処理
場におきましては、いわゆる活性汚泥法という方
法が一般的に採用されているわけでございまし
て、好気性の微生物によりまして、その活動によ
って下水中の有機物を分解する、こういった方式
を採用しているわけでございます。

そういった前提に立ちまして、この合成洗剤と
下水処理場の処理能力というものの関係でござい
ますが、現在の合成洗剤というのは、微生物によ
りまして分解性が高なり高い合成洗剤が市販され
ているということと同時に、下水の中に入っており
ます合成洗剤の濃度でございしますが、これが大体
一〇PPM以下であるという現状でございまし
て、そういった状態のもとでは、処理場の処理能
力が合成洗剤のために落ちるというふうなもの
とは必ずしも思われないうと現在考えておりま
す。

そこで、ただいま先生御指摘の三島市の調査で
ございしますが、これにつきまして、一九七八年
の五月から一年九月くらいかけて三島市当
局で行われたというのを私も承知してござい
ます。その結果といたしまして先生いま申され
たような数値が述べられているわけでございま
すが、ただ、何分にもこの処理施設は、大体これは
九百八十戸くらいの住宅団地かと思われま
す。そういった小規模な団地の下水処理施設であ
るということと同時に、その処理水量が実はかなり変動

いたしております。合成洗剤のときから粉石け
んのときには一戸当たりの処理水量が大体八十リ
ットルくらい減ったということ、もろもろのこ
とが分析されておりますけれども、なぜこの水量
が減ったのかというふうなことがよく私もわか
っておりません。そういった状態の中で、この
調査結果をもちまして直ちに合成洗剤が下水処理
に影響を与えたかと判断することはやや時期尚早で
はないか、こんなふうに考えております。

それは申しまして、建設省といたしまして
は、ただいま先生お話しございましたような、
諸物質が下水処理能力にいろいろな影響を与える
ということも十分考えられるところでござい
ます。現在、建設省の土木研究所を初めいたし
まして関係機関におきまして諸物質の影響を調
査、研究しているという状況でございまして、そ
の上に立って関係方面とも御調整させていただき
たい、かように思っております。

○高杉通忠君 環境庁、言明してくださいます。言明
しなさいよ。

○説明員(中村健君) お答え申し上げます。

環境庁におきましては、先生先ほどからお話し
になりましたように、化学物質の環境汚染を未然
に防止するという立場から、数多くの化学物質に
つきまして現在、環境中の濃度等について測定を
いたしております。その結果等につきましては、
新聞それからいろいろな私たちの調査室のレポート
等において公表いたしております。

そういうことで、御質問のポリオキシエチレン
アルキルフェニルエーテル系の調査結果でござい
ますが、そのような結果につきましては、現在調査
の結果出ました濃度レベルにおきましては、環境
中のいろいろな生物系、生態系でございしますが、魚
とかそういうようなものについても数多くの実験
と、それから既存のデータ、そういうものにつ
きまして私もいろいろ比較いたしておる限りにお
きましては、現在におきましては、まだ、直
ちにそれが影響が及ぶというふうには考
えておりませんでございします。しかしながら、非常に

重要なことでございします。この環境中の濃度
というものにつきましては、今後とも私も精
力的に定期的な環境レベルの検査、そういうもの
を引き続けていつて今後の推移を見守ってい
たい、かように考えておるわけでござい
ます。

○高杉通忠君 すでに合成洗剤を使用している職
場では労災の認定が行われているんです。労災を
もたらすような化学物質が工場外へ出たら、健康
公害被害また環境汚染が生ずるということとは当
然だと思ふんです。われわれは、水銀やPCB、
カドミウム、六価クロム、砒素等で痛い経験を経
て知っているわけなんです。こういういままで
教えられた幾つかのものを学ばないでどうして
政治や行政ができるか、こういうふうな疑問を持
つんです。したがって、環境庁においても、合成
洗剤が好ましくないという程度の言明は私はは
やばりやるべきじゃないかというふうに思ふん
です。

合成洗剤に近い将来、健康公害被害や環境汚染
の元凶として追及される事態が必ず来ると私は思
うんです。川崎病もその疑いが非常に濃いん
です。そのときになって、国はスモンと同じように
共同被告の立場に立たされるんです。私はこの
際、政府に対して特に警告をしておく必要がある
と思ふんです。こういう事態になることを予想
し、そうなる前に国・政府の責任で手を打つこと
がしるべき処置であらう、そこが行政だ、私は
こういうふうには思ふんです。厚生大臣いかがで
しょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 合成洗剤の使用のあり
方をめぐりまして、対応すべき問題についてい
ろいろと先生の方から御指摘をいただいたわけで
ございします。御趣旨を十分踏まえまして環境保
全と国民の保健、これらの立場におきまして関係省
と十分協議しながら対応をいたしまして、御忠
告並びに激励に対しまして感謝を申し上げます。
○高杉通忠君 いままで私も幾つか要望をし、ま
だ指摘をしてきましたように、無機洗剤として売
り出されようとしている今回の非イオン界面活性

剤を主軸とする合成洗剤というのは、大臣も聞
きになつていらっしゃるに、使用上についての安全
性の十分なテストがされてない、こういう現状であ
る。二つ目には、水道へ混入することが防げず、
また水質基準もなく、試験方法も現在のところな
い、こういうことはさき聞いたとおりなんです。
それから三つ目として、下水の終末処理
に悪影響を及ぼす可能性というのは高い、こうい
うふうにも私も理解したんです。そこで四つ目とし
て、分解されにくい生態系へ回復しがたい悪影響
を及ぼす、こういう可能性というものを持ってい
る、この発売しようとするものが、以上の諸点
は私は否定できないところだと思ひます。

そこで大臣、いまだ合成洗剤については大臣
もお聞きになつたようなことであります。しか
も、聞くところによれば、無機洗剤ということ
で七万トンから五十万トンと、将来たくさんふえるとい
うことを私は聞いています。直ちにこれら諸点が明
らかにされない限り、販売
それから使用、こういうことはひとつ当分見合
せてほしい、これは強い要望を申し上げます。大臣とし
ても通産省あるいは環境庁、関係の省庁とも御連
絡をいたしまして、いま申し上げました諸点につ
いて私は十分な配慮の上でひとつお取り扱いを
いただきたいと思います。これは要望も含めて伺
うわけでありまして、最後に大臣の御所見を伺
つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 先ほどもお答え申
上げましたように、特に厚生省といたしましては、
安全性の確保という観点から十分関係省庁とも協
議をいたしまして万全の策を速やかに講じてい
きたい、かように考えるわけでございします。

○委員長(久保亘君) 午前の質疑はこの程度にと
どめ、午後一時二十分まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩

午後一時二十七分閉会
○委員長(久保亘君) ただいまから社会労働委員

会を再開いたします。

午前中に引き続き、社会保障制度等に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小平芳平君 初めに、スモンの問題につきまして、この問題は前回となく論議されておりますので、結論だけをお答えいただきたいのですが、特に投票証明のない方、投票証明が手に入らない方、それでスモンであると診断はされているんですが、これらの方に対する救済についてお尋ねしたい。

○政府委員(山崎圭君) お答え申し上げます。

投票証明のない方々の取り扱いにつきましては、三月七日の日でございましたが、東京地方裁判所においてある考え方が示されたわけでございます。これは、一つはいわゆる投票証明のない方のうち、不十分だとして被告会社側が和解を拒んできたケースが相当でございますが、そのケースについて裁判所としてこれはもう強く、いわばその資料によりましてスモンであることは間違いないし、和解を勧告されたわけであります。

それからもう一つは、さらに極限の問題といたしまして、全然投票証明のない方々につきましても、ある考え方をもちまして、国の負担は三分の一、残りを被告会社の間で三分の二を分担する、それについては順次協議していこう、こういう趣旨の御意見が示されたものであります。私どもとしましては、この投票証明のない問題の解決につきましても、製薬会社とともに解決をしていかなきゃならぬ、こういう基本線を持っておりまして、今回の東京地方裁判所の所見は私どもの考え方に合致する、かように考えておりますので、この判断も十分尊重しまして問題の解決に積極的な速やかに取り組んでまいりたい、こういう気持ちでございます。

○小平芳平君 そういたしますと、速やかに解決できますか。それから、速やかにその東京地方裁判所の勧告どおり解決できるという見通しです

か。

○政府委員(山崎圭君) 私どもの考え方は、この東京地方裁判所の考え方を、これは全くそのとおりだと考えております。

問題は相被告といいますが、会社の対応がどうなるか、これが私どもの非常に懸念しております。関心事でございます。いままだ回答期限が来ておりませんが、会社側がこれにに応じてくれるように期待ももちろん強くしておりますが、この会社側の対応いかんがこの問題を解くかぎの大きなポイントだと考えております。

○国務大臣(野呂泰一君) スモン対策につきましては、厚生省は従来からこの問題に鋭意取り組んでまいっております。先ほど局長からも答弁申し上げましたように、特に投票証明のない患者に対する対応につきましては東京地裁から判断が出されたわけであります。これは従来からの厚生省の基本姿勢に合致してあるものと評価をいたしております。この判断を十二分に尊重して速やかに解決を進めてまいりたい。特に御指摘になっております他の製薬会社に対しましては、国とともに患者の救済に当たらなければなりませんので、この判断に基づきまして、製薬会社に対しまして十分尊重して国とともに解決に当たるように、私といたしましては誠心誠意これに取り組む所存でございます。

○小平芳平君 東京地裁の見解が国の姿勢に合致するということですから、その点は問題ないと思っております。いまおっしゃるように、製薬会社の問題であります。それで大臣としては製薬会社も大体言うことを聞く、あるいは聞かせるという確信が持てますか。どうでしょう。

○国務大臣(野呂泰一君) 問題が問題だけに、なかなかこの問題は決して安易な問題ではないと思っております。しかしながら、できるだけ早く問題の解決を図りたいということで一生懸命に努力してまいっているわけでございます。

見通しは立っているかどうか、これは今後のいろいろの問題の進展を見なければ明らかにすること

とはできませんが、しかし、この責任は国とともに製薬会社にあるわけでございますから、裁判所が示された判断を十二分に尊重していくように私どもは努力をいたしてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 それでは、努力を要請して次へ参ります。

次に、午前中問題に出た点であります。厚生省は、老人医療について社会保障制度審議会に諮問なさるおつもりなんでしょうか。

それで、特に福祉見直しというのですが、福祉見直しというのを言っているのかどうか。老人医療とかあるいは児童手当とか、あるいはそのほかの問題もありませんが、見直ししますというところは削ることを意味するのでしょうか、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(野呂泰一君) 福祉全般の問題といたしまして、単に財政的見地から云々すべきものではないということでございます。したがって、五十五年度の予算の編成の際にも、私どもはこのことについて十二分に財政当局に予算の処置についての要求をいたしました。十分ではありませんけれども、福祉後退でないというこの姿において、私は、まずわれわれの要求を満たすことができたのではないかとこのように考えておるわけでございます。

特に、今国会におきましても論議を招きました。私と大蔵大臣との間に取交わしました。いわゆる覚書なるものでございますが、私はあれは覚書とは思っておりませんが、いずれにしても政府といたしましては、福祉の長期的な展望に立つて、国民のいろいろなニーズにどうこたえていくかという点においてお互いに認識を確認しようという場であったということでございます。したがって、お話のように、決して財政的見地から切り捨てるんだとか、あるいは後退的な見直しであるというふうには私どもは考えていないわけでございます。むしろ、積極的にさらにこの福祉行政をより充実せしめる方向に対しての見直しも十

分立てなければならぬ、そういう意味の見直しもまた考えなければならぬのではないかとこのように考えているわけでございます。したがって、いたずらに福祉が抑えられるとか、あるいは切り捨てになるような国民の批判を受けられないように、むしろわれわれは今後の長期的な展望も明らかにしながら福祉行政に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 覚書をつくったわけですが、その覚書は大蔵大臣と厚生大臣あるいは党三役ですが、そういう人がつくった覚書なんです。その覚書に基づいて今度は何も関係のない社会保障制度審議会に諮問しようということなんです。

社会保障制度審議会では、相当長期間にわたるだろう。老人医療は無料になっている、それを有料化しよう。有料化するための道なんというものがどうやって出てくるか、ちょっと見当がつかないわけですが、そこで、老人医療をそのままだで社会保障制度審議会に何ら厚生省として案がないまま諮問しようということ、それは非常に無理ではないか。それで、いまでも諮問はありましたが、諮問があれば答申は出さなくちゃいけません。しかし諮問するにも、何の案も示さないで諮問したという例はないわけですか。ほとんどそうした例はないわけですが、それをあえてやろうというところは非常に無理があるんだというふうに思いませんか。

○国務大臣(野呂泰一君) 老人保健医療制度の問題につきましては、本格的な高齢化社会を迎えまして現制度でいいとは思われません。国会でもいろいろ論議をいたしておるわけでございます。ことにまた、老人保健医療問題懇談会の意見書におきましても、現行制度の問題点としていろいろな形で問題点が指摘されてまいっております。そういうものを踏まえまして、どうしても五十六年度にはしっかりした老人保健医療制度を充足しないと、本格的な高齢化社会に向かつて老人の医療に対する対応が十分でないではないか、こういうふうな考え方でございますので、急

きこの問題の検討をしなきゃならぬ。

さしたって、社会保障制度審議会に白紙のよう形で答申を求めるわけですが、しかしながら午前中も答え申し上げましたとおり、社会保障制度審議会の審議の過程の中で、厚生省は随時その審議の内容を踏まえながら、まだいままでは十分検討いたしておるわけですが、いまして、その問題を提起しながら、並行しながらなるべく早く結論を出してまいりたいというふうに考へておるのでございます。白紙で答申を求めることにはいろいろ御指摘がございしますが、一応高齢化社会に対応する老人保健医療制度というのはどういふところに問題点があるのかと、その問題を提起して審議会の意見を聞きながら、さらに厚生省も詰めた意見を持ち出しながら、最終的には適切なしつかりした老人医療制度というものを提出していく、こういうふうに進めてまいりたいと考へておるわけでございます。

○小平芳平君 大臣のお気持ちにはわかりますけれども、実際問題幾らも時間的にゆとりがない。その上に、厚生省の案はできていないけれども、何を示すんですか。厚生省の考え方を逐次示すというふうに言われますけれども、そういう器用なことがうまくできるものかどうか。それは、これこれの問題について答申を求めるという場合に、この問題についての意見を求めるということと、なすことができます。一方では答申を求めるとしておきながら、他方では実際に厚生省の考えを示していくという、そういう器用なことがどうやったらできるか。いかがですか。

○政府委員(竹中浩治君) 先生のお話のように、通例の場合でございますと、ある程度厚生省の考え方をまとめたものにつきまして御諮問申し上げるというのが通例の形であろうかと思ひます。しかし、残念ながら現在までの段階におきまして、私もいろいろ検討し、また各方面からいろいろの御意見、御提案があるわけでございますが、現在の時点では、なお広範な関係者の合意が得られるような案ができていないというようなこ

とでございます。それで白紙と申しますか、必ずしも厚生省としてのまとまった考え方を示さないで御諮問申し上げるということになるのではないかと考へておるわけでございます。

ただし、この場合におきましても、私どももいましては私どもなりにこれまでいろいろ検討してまいりました経過もございしますし、先ほど大臣がお答えになりましたように、これからいろいろな観点から私どもの考え方を煮詰めてまいりたい。したがって、審議会には現時点までにおきます私どものいろいろの検討の経過、それからまた、これからの私どもで検討いたしました内容なり何なりを逐次御説明しながら、御審議を進めていただく材料にさせていただくというようなことで進めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○小平芳平君 とにかく白紙で諮問をする、それで厚生省が検討した経過は逐次報告をするということ、それは当然だと思ひます。要は、検討は十分してあるはずなんです、もう何年かの懸案ですから。きのうやきょうの問題じゃないんですから、十分検討はしてあるはず、ただ結論が出ないだけです。そこで厚生省は、結論は社会保障制度審議会に出してもらう、それで厚生省は態度を明らかにしないということでありませんか。

○国務大臣(野呂恭一君) 先ほど申し上げておりますとおり、本来なら厚生省案というものを示してそれに対する御意見を聞くのが、これが普通のあり方であろうかと思ひます。

またもう一つは、これは唐突として今日問題の解決を迫られておるわけではございませんので、もつて従来から十分検討してきておるわけでございます。御承知のとおり、小沢法案あるいは橋本私案などいろいろ意見もあるわけでございます。その意見についても十分検討はしてあるわけでございます。したがって、その意見を踏まえて今後どうするか、これから、少なくとも厚生省のその制度のあり方、方針は速やかに立てて、まだ審議会御審議中ではございますけれども、そこで厚

生省の考え方、方向はいろいろな意見を聞いて進めていく。

非常に慎重を期しておるということは、問題が問題でございますために何か厚生省案をきちんとつづけて、それを諮問するというのが本来のたてまえであると思ひますけれども、従来の経過を踏まえながらまず問題点を提起して、その問題点について御意見を聞きながら、また、厚生省が詰めてまいっております方向を早くお示し申し上げてさらに意見を詰めていくというふうに進めていくことが、むしろ、この老人保健医療制度というものを将来にわたつてのりっぱなものにするためには、そういう姿勢もまた御理解いただけるのではないだろうかというふうに私どもは判断をいたしておるわけでございます。

小平先生は、社会保障制度審議会の委員でもいらつしやるわけでございます。いろいろの審議会の今後検討すべき問題点について大変何かと御協力をお願いいたし御指導願つておるわけでございます。どうぞ、そういうことで、厚生省は決して無責任に白紙の諮問をしようとしておるわけではございませんし、また、白紙の諮問だけにおきますならば大変これは時間がかかつて、五十六年度にこの制度を完結させるといふことはとうてい至難なわざであるということも私も十分承知いたしております。したがって、制度審議会の審議の状況を考えながら厚生省も厚生省独自の検討を急いで進めてまいりたい、かように思ひますので御理解を願ひたいと思ひます。

○小平芳平君 老人保健医療問題懇談会ですか、五十二年に意見書を出しておりますが、今度の問題もこの懇談会程度に考えられるのを恐れるわけですか。制度審議会としては、懇談会が出した意見を――それを厚生省は一つの参考意見にして小沢法案あるいは橋本私案というふうなものが出てきています。それで、そういうような参考意見を求めているのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(竹中浩治君) 老人保健医療問題懇談会の意見書は、御承知のように五十二年の十月に

いただいたわけでございます。私どもはこの意見書を基盤に置きまして、それ以後いろいろ検討をいたしておるわけでございますが、御承知のように、老人懇談会の意見書の中身は、特に健康教育、保健サービスから治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した総合的な対策を確立する必要があるという点と、そのほか費用負担その他の問題につきましては、若干のアクセントはございしますけれども、いろいろの方法を列挙をされまして、今後どれを選ぶかよく検討すべきであるというふうな内容でございます。したがって、老人懇談会の意見書が述べておられる方向に従つて具体的にどのような制度の仕組みなり何なりを考へていくかというのは、老人懇談会の意見書を基盤にして私どもも検討すべきものである、こういう理解をいたしておるわけでございます。

しかし、制度審議会に御諮問申し上げまして、今後の老人保健医療政策制度のあり方を御審議をお願いいたしたいと考へておるわけでございますが、その際には制度審議会としての一定の御結論をいただきまして、それに基づいて私どもの今後の施策を考へていくというふうなことをお願いしたいと思つておるわけでございます。

○小平芳平君 したがって、厚生省として諮問するからには答申を十分踏まえ、尊重していくということでありませんか。

○国務大臣(野呂恭一君) 審議会が答申をいただきますならば、その内容については十二分に尊重してそういう制度をつくつてまいりたい、かように考へております。

○小平芳平君 この問題はとういふふうに転ぶかがまだわからないもので、私もこのくらいにしておきます。

それから次に、児童手当についても覚書を交わされましたが、児童手当の方はすでに審議をしていくということでありまして、児童手当はどういうふうになりますか。

○政府委員(竹中浩治君) 児童手当につきましては、五十二年の七月以来、中央児童福祉審議会の

児童手当部会で基本的な見直しといいますが、児童手当制度の本来のあり方というものの検討を進めてまいりておきまして、その審議のやり方といたしまして、部会の中に研究会をさらにつくりまして、その検討結果といいますが、研究成果が今月中に出ることになっております。私も、下書きとしてはもうでき上がった報告書に一応目を通さしていただいております。状況でございますので、確実な今月いっぱい、あるいは手当部会の開催日にもよりまして、四月早々には出されることにならうかと思っております。

それをもとにいたしまして、手当部会の中でその研究会の報告書について審議をする、その結果、私どもとしてはそれを受けまして、厚生省としての児童手当制度についての原案を作成をして、改めて今度はもう一度審議会に御諮問申し上げ、次いで社会保障制度審議会に御諮問を申し上げて、国会提出というふうな手順にならうかと思っております。

いまのところ、部会の方がまだ正式に開かれておりませんので、手当の制度についての研究会の報告の方向というのをいまこの席で私が申し上げていいたいかどうか、いささか審議会の方の御了解を得ておきませんのでお許しをいただきたいと思いますけれども、少なくとも児童手当制度が現在の第三子からしか支給をしないということのために、子供を持っておられる世帯の二〇％足らずしか手当制度の恩恵といえますか、対象になっていないという仕組みでは、なかなか国民のコンセンサスを得られないのではないかと。

そういう意味では、より児童手当の対象というものを積極的に広げていく必要がありましようし、といって現在の財政再建と、こう言われていく非常にむずかしい問題の中でございまして、その財源をどこに求めるかというところになりますと、当然あるイギリスや西ドイツの先例などをかなり参照していきまして、税法上の問題との調整というふうなものが新たに起きてくるのではなからうかというふうな推測をいたしているわけで

す。そういった点で、少なくとも児童手当という制度が社会保障制度として一つのしっかりした意義のある、国民のコンセンサスを得られるに足りるだけのものというふうには、私どもは今後の見直しの作業というものを進めていくという方向でいまして、やっておりますので、具体的なところでは、端的な方向等をここで申し上げることができませんことをお許しをいただきたいと思います。

○小平芳平君 非常に局長の説明が、むずかしい説明をして、無理とわからないような説明をなさったんだらうと思っておりますが、この児童手当を考える場合に、ただ何でもかでも子供は減らせばいい、それから手当は削っていいという問題ではないということ、それは局長として十分心得てやっておりますことと思っております。ある先進国同士並べて、それで片方が出生率が〇・幾ら高い、それから経済発展も必ず相手国に負けないということを強調している国がありました。こういうふうな将来の優秀な労働力という点から見てもきわめて重大な課題であると思っております。ただ減らせばいい、削ればいいということではないということですね。

○国務大臣(野呂恭一君) 五十五年度の予算編成におきまして一つの問題になったことは事実でございます。したがって、将来を展望するときに、高齢化社会を本格的にわれわれ迎えていくのでございまして、その高齢化の一つの現象の中の考えなきやならぬことは、先ほどお話しになりましたように、出生率の低下の傾向がますます起つてきておる、こういう点に対応いたしますと、将来高齢化社会のもう一つの要素である出生率の低下というものの対応としてどうするか、同時に育つ子供たちがりっぱな後継者としてどういうふうな教育の面も含めて考えていくか、そういうことを考えますと、いまの時点で児童手当を削るとかあるいはこれを抑えるというふうなことはあり得べきことではないと私どもは考えておるのでございます。したがって、むしろこれからの高齢化社会の一つの裏面でありまして出生率の低下、子

供のこれからの育て方を考えますときに、児童手当というものはもと重視すべきものではないかというのを私どもの考え方でございます。

○小平芳平君 それから、これはやはり午前中お話をあつた点ですが、老人ホームの費用徴収についてですが、この老人ホームの費用徴収について老施設で調査をしていらっしゃる。賛成が百一、六五、条件つき賛成が四十四、二八、反対が十一、七、こういうような調査をなさったわけですか。

○政府委員(山下眞臣君) 老施設が独自にやれた調査だというふうな承っております。

○小平芳平君 この程度の、百五十六人の調査をなさったわけですか。賛成と条件つき賛成で百四十五人になるわけですか。九三、反対は十一人、七、七、というふうなことが出ておりますが、こういうことで民意を反映したとか居住者の意見を聞いたとか、居住者の納得、了解を得ましたとかいうことにならないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(山下眞臣君) その数字だけをもちまして直ちに関係者の皆様方すべての御了解を得たものというふうには理解するわけにはまいらぬと思っておりますが、私どもといたしましては審議会の議を経まして、十分御説明を申し上げて御理解をいただくように努力をいたしたいと考えております。

○小平芳平君 調査するならばもう少し調査のやり方があるでしょう。わずか百五十六人の人の九三％が費用徴収に賛成をしているというふうな結論。結論を出すには早過ぎませんか。

○政府委員(山下眞臣君) 実はこの問題、社会福祉審議会におきましても相当前から問題意識が提示されておきまして、厚生省といたしましては長年検討を続けてまいりておきまして、五十年当時に研究調査をいたしたいたしてあります。特に一昨年から社会福祉審議会の中にこのための専門分科会を設けまして、その委員には社会福祉の関係者のほか特に老人福祉施設の老施設の代表者の方にも数名お入りをお願いしまして、長期間をかけて御審議をいただいたわけでございます。

ただいま先生がおっしゃいました数字等も、当分科会に入っておられます老施設の代表者の方が団体へ帰られて自主的に調査をされた結果の数字であると思うわけでございます。すべての御了解を得たというふうに申すことはできないと思うのでございますが、これからの高齢化社会、年金の成熟時代を迎えるということを考えますならば、やはり現時点におきまして徴収対象者となれる方は多いものとは考えておられませんけれども、このような仕組みをつくらしていただく必要があるのではないかと考えておるわけでございます。

○小平芳平君 それから、住民税の非課税世帯という人たちをどう見ていらっしゃるのですか。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のように、一般的な施策の中におきまして住民税の非課税世帯といふのはいわゆる低所得階層というふうにとらえられておきまして、各種の手当やあるいは保険料の免除の基準等にもそのようなものが使われておることは御指摘のとおりでございます。

今度のこの費用徴収の基準に当たりまして、御老人を施設へ送り出されます御家庭の、いわゆる扶養義務者世帯でございますが、その所得をはかる基準といたしましては、従来どおり住民税非課税世帯、あるいは所得割非課税世帯、あるいは所得税の納税額の段階、こういったものに依りまして費用を負担していただくという従来の姿は変えておられないわけでございます。

○小平芳平君 この問題は撤回されて改めて検討し直すと言われ、これ以上問題を追及しませんが、非常に無理がある。五十五年度予算に入っているんだから予算が成立しないことには問題にはならないという発言もされましたが、しかし五十五年度予算に入っているとはいえないが、非常に無理があります。四月から実施しようというところは無理がある。このことを無理して実行しようということになる、たまたま。ですから、この問題はしばらくたな上げして検討しようということでありましようか。

○国務大臣(野呂義一君) 一応、五十五年度から新しいこの老人ホームに対する費用徴収の基準改定をいたしまして実施をしてみたいというところで、いま入所者の方々の御理解を深めていきたいということでございます。

しかしながら、いまお話しになりましたとおり、四月からというわけには物理的にも、現段階において予算が成立しない限りにおいては、そういう実施の準備もいたされないということでもございませう。また同時に、御指摘になりましたように、いままでも全然徴収されなかった人が、その理由のいかんにかかわらず突然ことしから入所費の一部を負担せられるということに対する抵抗と申しませうか、少なくとも不愉快な感じも出てまいりませう。したがって、入所者同士におきます所得からながめての不均衡もございませう。また、在宅老人との不均衡も出てまいりませう。

したがって、審議会の意見を尊重しながら何とか無理のないようにやっていく方法はないかというところで、その費用徴収の基準についても具体的にいま工夫をいたしておるわけでございませう。しかしながら、予算の範囲の中で何とかいい工夫を求めながら、そして多くの方々の御理解を得て、これを実施した後におきましてもこのホームが円滑に運営できますように配慮しながらこれに対処してまいりたいというふうに考えているわけでございませう。決して無理に何が何でも当初考えておるとおりというわけにはまいりませう。こういう点で実施時期についても、あるいは若干の内容について工夫すべきものがあるならばそれもいたしてまいりたい、いま鋭意検討いたしておるわけでございませう。

○小平芳平君 実施時期を見送るということでありませう。これでよろしいですが、大体五十五年度予算は三月末もしくは四月の当初成立するであらうということはお前からわかっていたわけですか。それよりおくれることがあつても、早くなるということはありません。ですから予算の成

立を云々するのはちよつと筋違いなんだ。先ほど来、予算の成立がまだしてないことでもあり、というふうに言っていることは非常に無理な説明なんだ。それで、見送ることにして、内容も検討し直していただきたい。見送るだけでなく、内容も検討し直す気はありませんか。

○国務大臣(野呂義一君) 予算の成立は当然わかつておることでございます。したがって四月の初めというものを目標に、これはいつの場合でもわれわれは想定をいたすわけでございませう。これはもう当然のことでございます。したがって、当然四月からの実施ということは見送らざるを得ないことは言うまでもありませんし、また検討する時間も、準備もいたしたいということでございます。

内容について、十分それじや基準についての内容を覚えていくのか、こういうことでございませう。私が申し上げておりますのは、できるだけ工夫していききたい、そしてなるべく御理解を得られるようなものにしたい、こういうことを申し上げておるのでありまして、内容をうんと変えていくのであると申し上げたのではないのであります。多くの方々の理解をとにかく得られるように十分趣旨を徹底するとともに、問題点があるならば、その問題点は工夫すべきことにおいてなるべく解決をしてみたい、こういうことでございませう。その点を御理解いただきたいと思ひます。

○小平芳平君 それでは次に、MCLISと言われる川崎病について質問をいたします。

この問題については、私は昭和五十年六月三日のこの委員会質問したときには、患者さんは約一万二人、それから急に亡くなった方が相当数というふうであります。百人を超す人が突然死亡しているということがあります。それでこの当時は川崎病は、突然熱が出ると、それで三十八度、九度の高熱が出て、けろつと治る、しかし突然死ぬ。突然死ぬ人がやはり百例ほど当時出ていたわけですか。

ところが、現在聞きますまでも、患者数はウナギ

登りに上つていきます。患者数はふえていきます。ただ、死亡例がわずかながら減っているということがあります。が、全くの正体不明。それで手がつかないという状況であります。それで、これは難病対策になぜしないのか、これについてお尋ねしたい。

○政府委員(竹内嘉巳君) 川崎病につきましては、昭和四十一年、二年ごろ発表されてから、四十六年以降五十一年度までは心身障害研究費の補助金というところで、実は研究を現在までも続けてきておるわけでございませう。患者数も、先ほど先生がお話のように、五十年当時、延べで約一万人と言われましたものが、昨年の報告などによりますと約一万八千人、その後約八千人ふえたというふうにもなりませう。死亡率はやや低下したということもお話のとおりでございます。

ただ、原因につきましてはいまだに原因不明というところで、なかなかむずかしい問題があるようございませう。薬品類が原因ではないかと、あるいは抗生物質を含めた薬の乱用ではないかと、あるいは抗生物質、水銀といったようないろいろな原因説も出てまいりましたけれども、研究班では逐次これらの問題について一つ一つ検討をして、いづれも消去法で原因究明に当たつてまいりまして、いづれもこうしたものは原因と考えることは無理ではないかという否定的な研究結果が出ております。また、溶連菌説につきましては現在のところまだ証明が不可能ということで、いわばこの川崎病につきましては発見者の川崎博士を含め研究班長の草川教授以下、いわば予想される症状とか、あるいは解剖例ないしは対症療法、あらゆる角度から現代医学で予測される原因というものの追求を熱心に行つていただいております。すけれども、いまだに実は対象として整理がついておりませう。そういう意味では、研究はさらにお願いをして続けていただくことにいたしております。

いづゆる難病と申しまして、先生御承知のよう

うに、大体ゼロ歳から満五歳ぐらいの子供がかかるものでございませう。私どもはこうした川崎病にかかりました患者、つまり子供さんにつきましては小児慢性特定疾患治療研究事業というのを、いわば子供の病気の難病対策をやつておりまして、その中でいづゆる公費負担の対象として取り上げておまして、子供さんが川崎病にかつたときの家庭における経済的負担の軽減というものは図つておるところでございます。

なお、つけ加えますけれども、研究費は研究班からの申し出に従つて、いづゆる査定というふうなことではなくて、研究班の一年間の研究の方式をそのまま私どもは取り上げながら研究費の補助金を支出していくという方式は今後も続けてまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 小児慢性特定疾患で公費負担になつていふことはそれでよろしいわけですが、問題は研究です。それで、研究費が繰ら出ているかということがわからないんです。トータルで厚生省は言うだけで、なかなか具体的に個々のケースについては明らかにしておりませうから、研究費が繰ら出ているかというところはわからないんです。ただ、スペインで本年研究会が開かれる。ここに川崎博士が招聘されているんだが、自費で行かなくちゃならないというふうな点。それから、アメリカではやはり川崎病について研究しているとか、西ドイツの小児科学会で研究会があつたとか、いろいろ国際的に研究されているんですが、発見者の日本が一番おくれである。日本が研究体制もどういう仕組みになっているか私もちよつとわからないんです。トータルの金額が何億円というふうにあります。それがいふ人なうに細分されていくわけでありませう。それで、川崎先生はスペインへ行くにも自費でなくちや行かれないというふうなことが起きているわけですが、そういう点いかがですか。

○政府委員(竹内嘉巳君) 私どもの方の研究費の補助金の対象の中に、申しわけございませんが研究者がその研究事項に関して海外出張といふ

か、海外へ行くときのいわば外国旅費というのがいまのところ認められておりませんものですか。

それからもう一つ。先生御指摘のような川崎先生自身が、現在、御承知と思いますが日赤医療センターの小児科部長でございます。そういう意味で、国との直接の関連、いわば日赤という意味では非常に厚生省とは関連が深いわけではございませんけれども、その処遇その他について、公務員という形で私どもが対応するというのも実はいたしかねるというようなことで、確かにスペインの国際小児科学会の研究発表に先生が行かれるときに、その外国旅費等について私どもが財政的な援助をするということがいまのところできないという遺憾な状態にあることは、御指摘のとおりでございます。

ただ、研究費それ自体につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、研究班長の草川教授の方から、次の一年間におけるその研究のいわばアウトラインをお示しいただいて、おおよそそれに要する所要経費をお出しただいたいのを、私どもとしてはこの種のものについては、特に俗に言う査定等を加えることなくそれに応ずるという方式をとってまいっておりますので、額の多少ということにつきましては、確かにこういう外国旅費とかあるいは若干研究費の対象費目それ自体がやや窮屈だといったような点から御不自由をかけている点は否めません。その辺につきましては、私どもも実はこの川崎病の問題だけでなく、他の研究の問題についても、実はときどきそういう点についての御不満あるいは御要望等承っておりますので、今後とも財政当局と十分検討しながら、少しでもそういった御不満を解消できるように努力はしてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 研究費の問題はよくわかりませんが、とにかく日本で発見された病気で、日本で多発して、それで研究は外国でやって、ついに外国で原因がわかったというようなことも、日本の医学界にとつて、原因がわかることは大変いいんですけれども、それでいいかどうか考えなくちゃならないと思います。それで、日本で多発している病気で、日本でも早く発見するように努力を願いたいと思うわけでありまして。

それから次に、国立病院の診療科目、診療科ですが、国立病院の診療科というものを厚生大臣が決めますが、それが実態に合わないのです。それでこれを見てみますと、国立病院の登録国立病院は診療科が五あって、それで医長の欠員が四となつています。そういうようなぐあいに実態に合わない。いかがですか。

○政府委員(田中明夫君) 国立病院の診療科につきましては、その病院の有しております機能、それから地域におきます他の医療機関との関連等を勘案いたしまして厚生省が定めておるわけでございますが、先生御案内のとおり、国立病院は旧陸海軍の病院を引き継いでいるものが大多数という経緯等もございまして、必ずしも現在の医療需要にマッチしてはいないというような面があるうかとも存じますが、私どももいたしましては、先ほど申しましたような観点から、国立病院が高度かつ専門的な分野の医療を受け持つて、かつ地域の中核病院の一つとして機能できるように順次整備を図っておりますのでございます。

御指摘の国立の登録病院につきましては、内科、外科及び整形外科の各医長が欠員中でございますが、幸いいずれも担当科の医師が配置されておりますので、それぞれの診療には一応差し支えなく行われているというふう聞いております。

○小笠原真子君 まず最初に、スモンの問題から入りたいと思いますが、もう本場に長いことかかりました。何としても早期に解決していただかなければならない、そのためにもう一度薬害としてのこのスモンという問題が、どんなに患者の方々、家族の方々にいまだ深刻な状態をつくり出しているか、その患者や家族の立場に立って、いまでももう一度見つめ直すことが必要ではないかと私つくづくそう思いました。

十三、十四、十五とスモンの方々が全国からお集まりいただいて、そしてまたいろいろと交渉などなさったわけでございます。東京はもう梅が満開で沈丁花が咲きまして春でございます。北海道からいらした方と、私、北海道なものですから懇談をいたしました。北海道から来るときにはもう吹雪だったんです。その吹雪の中、本場に不自由な足で滑るのをくらえながら何度も乗りかえしてこまで来た、そうおっしゃりながら、その顔は私は輝いていたように思いました。それはなぜならば、スモンの患者さんたちが自分のためだけになくて、こんな薬害を再び人類の上に起こしてはいけないというあの戦いの苦勞の中で、自分の人間としての大きな成長をなすつた、そのすばらしい美しさだと私はお話を聞きながら涙が出てまいりました。

そこでまた、きょういよいよ二十一日に回答が出るというような段階になりました。私もまたわずかにだけれども、スモンの裁判の状況や御家族の方たちの状況というものを書類を通して見直ししました。大変だとおっしゃりながらも、東京まで出てこられた方はまだ本場によかったなと言うことができたと思えます。しかし、いろいろと判決を練ってまいりましたら、私はまた本場に大変だと思いました。

これは北海道の風端イソさんという方だけれども、「昭和四一年一月夫独りでは畑作・養豚を営むことが困難となり、また夫は長期間」奥さんである「原告の入院院付添看護に加えて家事一切をやつて、体力的にも精神的にも限界となり、右家業を廃止し、以来現在まで収入はなく、昭和四二年から生活保護を受け、細々と生活している。養豚業等の収入で蓄えた約金七五〇万円の貯金も、原告の入院費用に使果し、身動き一つできずに部屋の中で屍同然の姿で生きながらえているに過ぎない。頼りにしてきた夫も昭和五一年に亡くなり生きる望みを全く失つてゐる。」と、こういう方の実情とか、それからまた、「この方は太田慶重さんとおっしゃる方だけれども、「ス

モンになったため夫の退職金等から六五〇万円以上も費消した他、入院生活がずっと続いたため、家事すら出来ず、このため、娘は職場をやめたのみならず、結婚の時期も失い、原告の代りに家事をや、家庭のために働いている。原告はスモンのため、ほとんど寝た切りの生活で外に出ることもままならない上、娘のことを考えると胸がはり裂けるような苦しみと申し訳なさで一杯である。」と。自分もつらいけれども、私はこのおおかあさんの気持ち考えたときに、本場に娘も職場もやめ、結婚するあてもなく、そして一緒に苦しまなければならぬというこの人たちのことを、本場にいまこどもも一度見直していかなくてはならないんじゃないか、つくづく私は本場に涙が出てくるんです、こういうことを言つて。

そしてまた、裁判では、どの裁判でも言われているように、これは札幌地裁だけれども、「被告会社らの責任についての結論」、「以上を総合して判断すると、被告会社らは前認定の別表キノホルム剤の製造・販売に際して、同剤の安全性確保のために負わされた注意義務を懈怠したものであり、過失があつたと認められる。そして、右過失と相当因果関係のある原告患者らの本件スモン被害につき、個別認定一覧表記載の被告会社らは不法行為法上の責任を負う。」と、はっきりその責任が言われております。

また、国の責任についても、「以上を総合して判断すると、厚生大臣は、昭和五五年末当時において規制権限の不行使により、また、その後においてキノホルム(剤)の公定書収載、製造又は輸入の許可・承認により、いずれもキノホルム剤の安全性確保のために負わされた注意義務を懈怠したものであつて、過失があつたと認められ、そして、厚生大臣の右不作為及び作為は違法であつたと認められる。従つて、被告国は、厚生大臣の右の違法な行為に起因して生じた原告患者らの本件スモン被害につき、国家賠償法上の責任を負う。」と、どの裁判もこういう製薬会社の責任、国の責任ということは厳しく言われていることです。

もう長い時間がたちました。スモン、スモンといふことに耳なれてしまったそんな段階で、いままきにこのところの原点に返って、スモンの問題を本場に早期に本気になって考えていただかなかつたら、私は人間の命なんて日本で守られるか、そういう不安がいつぱいだと思ふ。そういうことについて最大の障害になっておりました投棄証明のない人に対する取り扱いについて、御承知のとおり、三月七日東京地裁の勧告が出ました。その内容を私に言わせれば、遅きに失するくらいがあると言わざるを得ないんです。当然のものだと思ひます。これに対して政府は本場に遅きに失したと思はれるか。そして、いままでも本場に、もつとやらなければならぬと思つておられるか。どういふふうにはお考えになっていらつしやるでしようか。そして、これに対して製薬三社は感傷でどういふふうな態度をとらうとしてゐるか、どういふふうな思つていらつしやるか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) いま御指摘のように、スモン患者に対して国が責任ある救済措置を講ずるべきであることは、そのとおりであると思ひます。自覚をいたしておるわけでございまして、決してこの問題に対して、国が放置をしない、あるいはのんびり構えておつたということではないのでございまして、全力を挙げて和解の進捗に努めてまいつたわけでございまして、その意味におきまして、だから、問題が問題だけにその解決が速やかになされずに今日に及んでおるといふことは、確かに遅きに失したと私どもは考えておるわけでござい

ます。

しかし、一番問題になっておりました投棄証明のない人々に対する解決策については、御指摘のように三月の七日に東京地方裁判所において所見が述べられ、しかもその所見は、厚生省の基本的姿勢と合致するものであるという評価をいたしておるわけでございまして、したがって、この判断を十二分に尊重して速やかに解決をしていきたい。厚生省におきます今日までの懸案事項でもある

スモン患者救済の問題は、私は最大にしていま国を挙げて早期解決に取り組むべき重要な課題である、こういう認識をいたしておるわけでござい

ます。

○小笠原貞子君 二十一日が回答ということになつておりますけれども、どうも製薬三社はこれを引き延ばすおそれがあるのではないかとこの心配もございまして、そういう製薬三社に対して、大臣としてどういふふうな考えて御努力いただいてい

るでしようか。

○国務大臣(野呂恭一君) 既判決の問題の和解でございまして、これは各高等裁判所ごとに個々に解決をしまひたい、こういう方針でござい

ます。そのことについては二十一日に回答をいたした。ただ、問題になりますのは、投棄証明のない方々に対する和解の問題でございまして、その見通しはどうかと言われまふと決して安易なものではない。しかし、裁判所が判断をいたしておられますように、国と製薬企業とがともに責任を持たな

きるような、もつと積極的な説得を製薬三社に行つていただきたい、それも具体的に早急にやつて

いただくと思ふのでございまして、そのところの一步踏み込んでの御見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 御指摘のように、厚生大臣といたしましては誠心誠意説得に努めるわけ

でございまして、いま事務的段階でいろいろ製薬会社とも当たつておる、また裁判所との話し合いもなされておるといふことでございまして、適切な時期を見出しまして、早期解決に当たるように私といたしましては誠心誠意説得に努めてまいる所存でござい

ます。

○小笠原貞子君 次に、重症者に対する介護手当についてお伺ひしたいんですけれども、なぜ患者本人に支払つていただけないのだからと、大変素朴な質問でござい

ます。

家の中でやつと歩くなりやつと生活できるという方々の方たちです。寝たきりでつといなきやな

らな方々の方たちもいるというふうにも考えられるわけなんです。そうすると、私はいろいろ問題があるんだけれども、会社負担で出してくれる超々、超重症者のこれがあるから、だからそれに

当たらない人たちがこれ考慮して政府としては予算をつけたというふうなお話で、それは大変結構なことだと思ふんです。そういうふうな考え方

ださるならば、やつぱりこの重症者の方々に喜ばれるように、その方々に本場に役に立つような介護手当に私はしてもらいたいと思つてゐるわけ

です。

たえば、いま人を頼みたいといひましてなかなかお伺ひされと人とおきません。それだけでも大変だ。そうすると、自分、患者さん本人が三万円もらへば、それしたら、私の知つてゐる人でちよ

と来てもらいたいというふうな人で、そのときで頼んでもらえるという生きたお金の使ひ方もできると思ふんです。そうでなくて、他人の介護人であつてというふうになつて、そしてそれをもらつたためにはというようにお金が使はれますと、私は本場にその三万円というお金が患者さんに喜ばれるような使ひ方にはならないと思ひます。か、そういうことなんです。大臣、私の言ひは本場でございまして、そうお思ひになりませんか。

○国務大臣(野呂恭一君) 介護人による介護に要する費用として都道府県を通じて国が負担する、

こういう形で、予算編成時においてはそういう観点で大蔵とのセツトができたわけでござい

ます。

○小笠原貞子君 納得がいかないんですが、そ

したら重症者の基準はどういう基準ですか。

○政府委員(山崎圭君) これは結局、重症者とい

うのは、和解が済みましてこの患者さんの中

てまいりたい、かように考えております。

○小笠原貞子君 本場にこのスモンの場合、いままでこういう例があつてこれと横並びなんというものは、特別なことという事情の中で、しかも国の責任が問われるような中でつくられてきたもので、すから、大蔵の考え方としてはいろいろほかとの勘案だとか何だとか、出すのに口実をつくらなければならぬというんで、大蔵の考え方それはそれなりに私はわかるわけですが、やっぱりそうじゃなくて、本場にこのスモンというのがなせ超こつたか、そしてスモンの患者さんたちの立場に立つて考えれば、いま大臣からお答えいただきましたけれども、そういう意味で、本場に患者さんたちがあつたことで助かったと言えりやうな、わずかの三万であつても、この三万が生きてるやうな立場で本人にも与えられる、同居の家族にも与えられるという、そういう御配慮をぜひお願いしたいと思ひます。いまお答えいただいたので、それこそ私も一生懸命期待しておりますので、ぜひいい解決を目指していただきたいと思ひます。

それでは、スモンについては時間がございませんでこの辺でおきまして、次に、生活保護基準の級地の是正についてお伺ひしたいと思ひわけでございします。

生活保護級地の是正は、五十三年で四級地が全部三級地になったという事で、これは非常に良かったと思ひます。全国的な格差を漸次訂正していくという立場から見れば、まさに一歩前進だと私も評価するわけでございしますけれども、この一級地、二級地の級地間格差というのが九割というところ、これも私は縮小の方向で見直すべきではないか、こういう問題が一つあると思ひます。

級地の是正、この九割というものを含めて生活保護級地の是正についてどのように検討されておりますでしょうか。そして、それはいつごろをめどにしての御検討がなされてゐるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のとおり、五十

三年までに四級地解消をいたしたわけでございしますが、生活保護の級地の指定がえにつきましては、実情に沿わなくなつた市町村につきましてこれを実施していくということで、現在検討をいたしておるところでございします。何分、全国三千三百市町村の消費水準的なものを測定をいたしましてこれを総合的に分析しまして、対象市町村の個別事情を的確に把握して決めていくというやり方をいたすものでございしますから、どうしてもこの秋ごろまではかかるというふうに御理解をいただきたいと思ひわけでございします。

なお、級地間格差の問題で御指摘がございした、ただいまのところ、一般の家計消費支出等の状況から見まして大体妥当なものではないかというふうにご覧いただいておりますが、御指摘もございしますので、勉強させていただきますと思ひます。

○小笠原貞子君 じゃ、いろいろ格差を考慮していただいてそして引き上げていただくということになりますけれども、各地からいろいろ要望が来ております。私のところにも北海道当局からも来ております。滝川市議会では、いま三級地だけれどもぜひ二級地にしてほしいという市議会としての要望、決議が出されておりますし、また小樽の市長さんからも、ぜひ小樽は札幌と同じように一級地にしたいというふうな要望も出ております。

考えてみますと、小樽と札幌といったらもう本場に生活圏は同じやうなものでございしますし、失業対策事業従事者の賃金も札幌、小樽は同一であるということや、また、これは適切かどうか知りませんが、国家公務員の調整手当も札幌、小樽というのと同じところに在るわけですね。全国的にみれば私は検討されるだらうと思ひますけれども、いま申し上げましたように、小樽それからまた札幌、中でも非常に中核大都市として旭川がございします。この旭川も本場に札幌に次ぐ大都市でございしますし、それから今度函館でございしますね。それから、先ほど言いました滝川や北見とい

うようなことを考えますと、これは小樽それから函館、旭川が一級地になつて当然ではないか、滝川、北見は二級地になつて当然ではないかというこの要望も私は理解ができるわけでございします。これらの各地も含めて新年度からの是正で御配慮をいただきたいというふうに要望したいと思ひます。

(委員長退席、浜本万三君着席)

○政府委員(山下眞臣君) 先ほど申し上げましたやうなことで、どうしても秋口までかかるものでございしますから、新年度からはちよつと無理でございします。

お話しございました旭川、小樽、滝川等、実は北海道庁の方から現在十数カ市につきましての御要望が来ております。その中で検討させていただきますと存じております。

○小笠原貞子君 次に、電力、ガス料金に福祉料金制をぜひつてほしいという、これも要望でございします。

この電力、ガスをこれから私は隣の部屋へ行つてこれまたやるわけですが、非常に値上げが深刻でございします。この深刻な中でみんなの世論調査をいたしますと、もう御承知のように、いまやってもらいたくないことは物価だというのが半分以上の所でございます。そういうことで、大臣、十九日ですか、物価関係会議というのにお出ましただけですね。そうしますと、やっぱり一番切実に感じるのはいま言ったやうな低所得者、お年寄り、福祉施設などでございします。その担当大臣としてどうしても現行料金を据え置くやうに、大臣の口からもぜひそのことを御発言いただきたいというふうに思ひわけでございします。いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) あすの物価関係閣僚会議においては、この点については強く主張いたしますと、もうすでに通産関係にも、私の方は厚生省としての考え方、いわゆる福祉料金を申しますか、少なくとも福祉施設の入所者あるいは生活保護世帯などについては、当然特別の処置を講

ずべきであるというところは強く申し入れておりますので、政府自体としてもこれに対しては検討いたしているものでございします。必ずしもあすの結果を見なくても、私は据え置きを考慮するであらうというふうに期待をしております。

○小笠原貞子君 北海道電力の場合は、上がった時期が二月の十二日でございますから、年度内というところで三月いっぱい据え置くと、ただ三月いっぱいじゃだめなんです。いまおっしゃった各電力会社とも合せてぜひ据え置くやうにということであれば、北海道電力も三月いっぱいということじゃなくて、並べて全部据え置くということとぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

もし、この据え置きを要請というのが大臣ががんばつてもだめなんということになったら、これは一体どうなんでしょう、大臣。

○国務大臣(野呂恭一君) 据え置きが講じられるであらうという自信を持っておりますので、もしならなかった場合はどうするかという心配はいたしていません。

○小笠原貞子君 大変な自信を持っていらっしゃるので、私は期待したいと思ひます。

それから、いま言いました電気料金、ガス料金の値上げというのは、政府予算で生活保護費幾らというのを決めになった後でございしますね。そうしますと、新たな段階に入りました、新たな要素として出てきたというわけでございします。そうすると、この新たな段階に入つた中で、生活保護基準の引き上げ幅の再検討など対応していただかなければならぬんじゃないかと思ひますけれども、いかがでございしますか。

○国務大臣(野呂恭一君) 御承知のとおり、生活保護基準の改正につきましては、政府の経済見通しにおいて見込まれます国民の消費動向あるいはまた物価動向などを総合的に勘案して、これに対応するということでございます。そういうたてまえから申しますと、昭和五十五年において八・六%の基準の改定をいたしておりますために、個々の物価の変動等について対応することなく

でも、十分今回の八・六の基準の引き上げの中で対応できるのではないかと、こういうふうには実を考えておられるのではないかと、もう少し物価の動向、その後どういふふうな動きになるかということに対しては、確かに注意をし、もしそういう事態が八・六の基準の改定ではとても対応できないというふうな事態が起これば、これは緊急の処置を講じなきゃならぬことが起こるかと思ひますが、いまのところ政府の見通しの物価の動向の範囲でありましたら八・六の基準の引き上げにいて対応できるものだ、こういうふうには考へておられるのではないかと、したがって、いま直ちにこれを改定するという意図は持っておりません。

○小笠原貞子君 とても八・六では、本日の生活をしていく物価上昇という場合の数字として私は間に合わない、そう思つて大変心配しているわけでございます。おっしゃることはそういう答えになってくるかと思ひますけれども、たとえば消費者米価が上がりますと、米価が上がったということとそれを引き上げたというふうなこともございします。本日に生活がでなくなるといふような値上がりのときには、そういう本日に弱者でございしますので、暮らしが守れないと思ひます。でも御配慮いただかなければならないと思ひますので、その点を、うんとおっしゃつて首を振つていらつしやいますので、ぜひ御考慮いただいて、御努力をいただきたいという御要望にしたいと思ひます。

次に、それでは、婦人相談所の問題に移らせていただきますと思ひます。

婦人相談所というのがございます。大臣御存じですか、婦人相談所というのを。

○国務大臣(野呂恭一君) 存じております。

○小笠原貞子君 そうでございますし、それじゃ、その婦人相談所でございしますけれども、婦人相談所の業務の内容というのを見ますと、「婦人相談所は、売春防止法によって都道府県の義務設置機関で、要保護婦人の転落防止と保護更生に関することを任務としている。なお、

社会経済の急激な変動は、個人の生活環境にも大きく影響し、健全な社会生活、正常な人間関係の維持に種々複雑な問題を産み出して来た。そこで、当面転落のおそれは認められないが、正常な社会生活を営む上において障害となる問題をもつて、婦人保護、婦人福祉の立場から取扱の対象としてゐる。」、こういうふうに出ておりますが、これでよろしうございしますか。

○国務大臣(野呂恭一君) そのとおりでございます。

○小笠原貞子君 そういうことで、婦人相談所というものが非常に大事な役割を果たしてきております。札幌に婦人相談所というのがございます。これは私が毎日事務所へ通つてくるの通り道でございます。ここで相談件数がいままで一万一千件ございしました。昨年は五百四十二件でございしました。昨年の五百四十二件のうち半数が、売春婦というふうなことでなくて、ここに書かれておりますように、家庭の崩壊だとか、離婚問題とか、それから覚せい剤の汚染の広がり、それからサウナ被害による家庭の崩壊だとか、それからまた夫の暴力が頻発して逃げ出して来たとか、暴力団のかかりとか、妊娠、それから未婚の母、そして母子、さらに性格異常とか、社会適応のきわめて悪いような困難を抱えた婦人たちが非常に大きな問題を抱えてここに飛び込んでいらつしやるわけでございます。事実、本当にどんなに子供の手を引張つて飛び込んで来たかというふうな方々もあるわけでございます。

五年前に、国際婦人年ということが言われて、婦人の地位向上とか、とんでいる婦人が多いとか、いろいろと婦人の話題が大きくなつておりますけれども、まだまだ生活の困難な中で苦勞してゐる婦人が本当に多いということが、ここに行つてそのケースの相談の中身を見ますと、私は本当にびびりつたわけでございます。そうすると、

こういう婦人相談所というのが本当にこれから大事になつてきているのではないかと。そういう相談所が本当に婦人のまさに駆け込み寺だ、こういうふうな言つておりますが、昔ながら鎌倉の東慶寺、いま婦人で困難があったら婦人相談所へ行けというふうになつてゐるんですけれども、これは婦人にとつての大事な場所だと思ふのです。大臣もそれはお認めいただけたらと思ひます。いかがでございますか。

○国務大臣(野呂恭一君) 御指摘のように、婦人相談所は、いままでの経緯から申しますと、一定の問題に限つて進めてまいつたわけでございますが、限界はございしますけれども、いわゆる売春問題に限らずに、離婚とかあるいは夫の暴力など、一般婦人問題としての広範多岐にわたる問題の解決のためにこの相談所が十分その機能を發揮できますように、今後とも指導を進めてまいりたい、こういうふうな思ふ次第でございます。

○小笠原貞子君 そういう意味で、一足先に東京では五十二年四月、婦人センターという形で非常に機構も充実されて、いま大臣のおっしゃつたような新しい役目を果たして、一時保護収容者を見てみまふと、五十二年に比べて五十二年度が三倍だつたよというふうに非常に活用されて、婦人の助けになつてゐるわけでございます。ところが、私がいまこれを申し上げましたのは、実は残念なことなんですけれども、札幌の婦人相談所というのが中央区役所の前で、地下鉄の駅からもすぐで、そうしてみんなが通る町中で、収容の人員は二十人という規模を持っておりますんですけども、それを今度移転させようという動きが出てまいっております。

移転いたしますところは、札幌からバスに乗りまして三十分、相当——山なんです。手稲山のそばでございます。三十分乗るのはいいけれども、そのバスの本数も少のうございしますし、また、そこは町の中じゃございせんので、本当にそこまで行つちやええ、駆け込み寺的にみんなにわかつて、みんなそこへいらつしやい、ここに行けるの

だなというものにはならないわけなんです。つぶしちゃうんじやなくて、こっちへ移すんだからいいじゃないかという理屈もあるけれども、この相談所の性格からいいますと、本当にもう必死の思いになつて子供の手を引いて出てきた婦人が、さてバスに乗つて手稲山というところのどこかに移つたんだなあなんて探していくというふうな余裕なんてでないのです。やっぱり便利で、町の中にあるということで、私はいま大臣がおっしゃつたような役目も果たすことができる、そう思ふわけなんです。

しかし、これを移転させたいというのが起きます。実は「売春問題ととりくむ会」というのがキリスト教の関係、それから地域婦人会、それから労働組合の婦人部、いろんな団体が十九ございまして、これは中央なんだけれども、こういうことが次々地方でつぶされたり遠くに行かれていく、それこそ私たちがとても黙つていられないというところで、陳情書、要望書などもつくりまして、地元でも婦人たちがもう一生懸命やっております。いろいろ大臣がおっしゃつてくだされました。そういう趣旨に立てば、これは本当に私は婦人のための相談所であつてもいいと思ひますので、ぜひ、大臣も御指導とおっしゃいましたので、北海道ともいろいろ事情もお伺いいたしまして、本当に悩める、苦しめる婦人たちのためになるようにという御配慮をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山下眞臣君) 道庁からの報告では、いまお話をいたしましたように、相談所と婦人保護施設を併置いたして一貫性を持たした運用を図り、やり方その他の内容についてはこれから詰めていくが、婦人保護事業が仮にも後退するというふうなことがないようにはいたしたいという報告を受けております。私もいたしたいように指導をいたしたいと思ひますので、御指摘の点も含めまして、よく道庁の方の事情を調査いたしたいと思ひます。

○小笠原貞子君 本場にそっちへ移されたら、もう必然的に後退します。それを心配していますので、なお一層よろしく願いをしたいと思ひます。

○説明員(安部彪君) 全額支払を受けております。それで次に、社会福祉法人全国心身障害児福祉財団の問題について伺いたいと思ひます。

社会福祉法人全国心身障害児福祉財団が新宿区戸山町にございます。理事長は太宰博邦氏、前厚生省の事務次官でいらつしやいました。理事には前外務大臣の、いま御活躍です園田直氏がいらつしやいます。この福祉財団の事業目的は何でございましょうか。

○政府委員(竹内嘉巳君) この福祉財団がもととでございましたが、重症心身障害児の子供を持つておられた小児科のお医者さんが、そのお子さんを思い余つて殺して自殺をはかつたといったような事件からスタートしたわけでございまして、したがって、この全国心身障害児福祉財団はもつぱら在宅の心身障害児の療育と、それからそれに関連する親御さんたちの集まりといひますか、親の会といったもののいわば指導、それからその会を通じての療育相談といったことを中心に活動しておるわけでございます。

○小笠原貞子君 大蔵省、お伺いしたいと思ひます。この財団は国有地の払い下げを受けております。どれくらい広さで、お幾らで売りになりましたでしょうか。

○説明員(安部彪君) 昭和四十六年の三月二十三日に社会福祉法人全国心身障害児福祉財団に売り払いいたしました土地は、面積は千三百四十五・一七平米でございまして、その売り払い価格は立ち木が若干ございすけれども、それを含めまして総額で九千九百十八万八千二百円でございまして、これは国有財産特別措置法第三項四号の規定によりまして減額した価格でございまして、

○小笠原貞子君 そういうわけで減額して払い下

げをされました。

五十四年一月三十一日が最終支払い日となっておりますが、全額支払われておりますね。

○説明員(安部彪君) 全額支払を受けております。

○小笠原貞子君 この売買条件に、七年間は指定用途を守ることが条件になっております。七年間はすでに過ぎました。この土地や建物、五階建ての建物で、場所も環状線の中でございまして、いい場所でございます。いま転売のうわさが流れております。大臣御承知でしょうか。局長御承知でしょうか。

○政府委員(竹内嘉巳君) うわさというのは私も耳にいたしております。ただ問題は、その財団それ自体の運営がなかなかむずかしいございまして、その辺で財団それ自体の機構のあり方等を縮小をしたいという話の方が実は先にございまして、恐らくその財団の事業といひますか、の仕方あるいは組織体を少し縮小しなければということから、そういったうわさがいわばやや確実性がより強めた形で広まっております。ただ、具体的にどうふに理解しております。ただ、具体的にどう正確に、そういうことをしたいという意思表示はまだ私どもとしては受けておりません。

○小笠原貞子君 具体的にそうなるからでは遅く、手が打てなくなります。うわさというのでも決して單なるうわさではないと思ひ思っております。またこれは後で問題を詰めていきたいと思ひます。

転売ということになりますと、減額売却を受けて大変いい場所です。いい場所であつた土地を転売するなんと言つたら、まさに国有財産の食い逃げでございまして、本場にこれは大変なことになると思ひます。

そこで、また後でいろいろと御質問申し上げるために、この財団に対して国は相当補助金を出しておられるわけですから、どの名目でどれくらいお出しになっているかということ、これは去年だけじゃなくて、財団発足時からずっと

ただきたいと思ひますので、後で資料でも結構でございまして、ぜひいただきたいと思います。よろしうございすね。

○政府委員(竹内嘉巳君) これまでの予算書等から正確に拾ひ出してお届けいたします。

○小笠原貞子君 先ほど事業縮小をしなければならぬという内容の問題が起きています。このことをおしやしましたけれども、私もきょう言いたいことは、もう少しまじめにやれということ、簡単に言つてしまへば、まじめにやれということとは何かという、ここに愛児園というのがございまして、これは肢体不自由児の通園施設です。定員四十名です。しかし五十五年の二月現在

在園児は、私が聞いたところでは四名、実は三名だか二名だか言つていらっしゃる。先ほどの目的は何だと言つたら、そういう障害を持った子供たちのための財団であつて、こういう障害の子供たちを本場にみんな定員いっぱい入れて、そしてそこで本場にいい相談活動なり子供を守つてやるということをしてもらいたいんだけれども、これは

はずつといつから減つてきているかといつたら、初めから四十名の定員で、一番多いときがこの数字でございます。二十七年、これが昭和四十八年にあります。あと五十二年、五十三年というのほとんど減つてきているんです。そして、五十五年になりますといふまじな状態になってまいります。

そうしますと、四十六年に払い下げを受けて、これが発足したのが四十七年です。四十七年、八、九、十、十一、十二、十三、十四です、七年たちました。そうすると、ここであつたと言つておきますと、七年たつて転売ができるという条件ができた、それに合わせて四十名の定員がだんだん減らされて、いつでも転売できるような三、四人というところに符牒が合うんです。これはきょうはやりません、後でやりますけど、そういうことで、こんな大変なものを、補助金ももらつていてこういう状態では私にはしょうがないと思ひます。

それから、歯科治療というのをお医者さんが来てやつていた、これもなくなりました。障害を持った子供の親にしてみれば歯の治療が一番困るんです。普通の歯医者さんではできない、そしてやつと頼んでももう予約で一年、二年待たされなければならぬ。ここでやつていたのがこれもなく

なりました。そして収容の児童も四十名定員で三人か四人しかいない。まさにうわさが裏づけされるような状態で私は心配しているわけでございまして、だから、肢体障害児はだんだんこの施設に入るのが少なくなつていふようなこともおしやしましたけれども、知恵おくれの子供もいますし、こんな便利な場所で本場にいい内容であればもつとも子供のために役立つと思ひます。だから、そういう意味でどうかもう少し、大変口は悪うございまして、はっきり言へばまじめにやれという御指導をしつかりお願いしたいと思ひます。いかがでございましてか。

○政府委員(竹内嘉巳君) お言葉を返すようで恐縮でございますが、私ども全国心身障害児福祉財団は大変まじめにやつておると思つております。ただ、御指摘のように、あの愛児園の問題につきましては非常に通園の対象の子供が少なくなつておりますのは、決して財団それ自体が不まじめにやつておるからということではございせん、あの場所それ自体に、非常に交通としてはいいわゆる東西線の地下鉄の駅がわりと近くにはございすけれども、しかし、意外と私どもが直接耳にしておる限りでも、行つてみたいけれども、それだけのためにそういう不自由な子供をあそこまでというところで、思うように集まつていただけない。御紹介を福祉事務所あるいは児童相談所等を通じて再三私どもも叱咤激励をいたしまして、この愛児園の問題については努力をしてみたわけ

です。かつ、一つつけ加えさせていただきますと、この財団は愛児園が主目的ではございせん、本来の目的は最初に申し上げましたように、心身障害児の親の会の人たちを、ばらばらで動くのでは

なくてひとつ結論をしてということで、十幾つの親の会の方たちが集まってやるということに最大の目的があったわけですね。ただ、せっかくそういうことである場所なので、ひとつ肢体不自由児の通園施設ということでスタートしてみたいわけでございます。そういう意味でいろいろと御批判はあろうと思いますが、私も決して福祉財団がまじめにやっていないというおしかりにつきましては、私としては所管局長といたしまして十分監督をしておりますだけに、いささか納得しかねる点がございまして。

○小笠原眞子君 親の方も事実をずっと調べていきますと納得しかねるところがあるので、ちょっと強い言葉で言えば、わかりやすくまじめにやれという言葉になりました。

親の会の問題についても、その財団の果たしている役割についても、また時を改めましていろいろ問題を話つきりさせて、そして本当にいい役割を果たしていただくという立場から私もまた改めて取り上げていきたいと思います。

本年度実施される心身障害児者調査のうち二一の調査というものは、いまおっしゃったこの財団傘下の父母団体十五ございまして、そこを通じて行われるわけでございますか。

○政府委員(竹内嘉巳君) 心身障害児の親の会と言われるものがすべてそこに入っておるわけではございません。したがって、少なくとも親の会として福祉財団に入っている親の会の方たちには当然お願いをいたしますが、その会に、福祉財団に籍を置いていないといいますが、まだそこに組織されていない親の会も含めて、私もとしてはその心身障害児のニーズ調査とそれから総数の調査をお願いしたい、かように考えております。

○小笠原眞子君 本当にそれは当然のことだと思えます。私もこの傘下団体というのを一覽表ずつと見せていただきましたけれども、全部入っております。だから、たとえばもう具体的にわかりやすく言えば、先天性四肢障害というような

関係は全然入っていない、カバーできないというような問題がございまして、いまおっしゃいましたように、いろんな団体含めていろんな障害児者の調査、この調査というのが非常に基礎になりまして大事な調査でございますので、正確であると同時に、民主的に、何よりも障害児者対策の前進のための調査になるようにということをはつきりさせてお願いをしたいと思います。

それで、一つ要望申し上げたいのでありますけれども、障害者年国内委員会というのがこの四、五月ごろには発足するというようなことがございまして、このところから非常に権威のある会になると思っておりますので、そこもいろいろ御意見も聞いていただいて、本当に障害者も納得し協力する、そしてその調査がこれからの対策に役に立つというところ。この調査するというのも、障害者自体の反対がございまして大変むずかしかったですね。やっとならぬ調査というところまで来ましたので、そういう国内委員会の御意見もお聞きいただいて、本当に有意義にこれからの施策にプラスになるような調査をぜひやっていただきたいというところを御要望申し上げて、この質問を終わりたいと思っております。どうぞ私の要望にこたえてくださいます、大臣。

○政府委員(竹内嘉巳君) ただいまの御要望につきまして、私もそのように考えておりますので、十分留意して調査の目的を果たすように努力をしてみたいと思っております。

○前島英三郎君 総合的リハビリテーション体制の確立に對しまして、いろいろ基本姿勢をお伺いしたいと思っております。

さきの本会議で総理並びに厚生大臣から、私の質問に對しまして、今後の福祉政策の基本的な考え方としてノーマライゼーションの考え方をとるとともに、また、国際障害者年に対して政府として積極的に取り組むという御答弁をいただいたわけなんですけれども、

〔委員長代理 本万三君退席、委員長着席〕 それにまた、きのうは予算委員会におきまして、

総理を本部長として国際障害者年推進本部を近く発足させたいと、その対策室もあわせて総理府内に設けて、関係十四省庁の事務次官、さらにまた、厚生大臣は副本部長というように仮称国際障害者年推進本部なるものが近いうちに閣議決定され、そういう方向で進まれるということに對して大変評価もしているわけなんです。しかし現状におきましては、その中身を詰めていく段階におきましての厚生省の役割というものは大変大きいだろうというふうに思うわけです。これらを具体化していく一つの大きなかぎとなるのは、総合的リハビリテーション体制の確立ということになるのかと思うわけなんです。

そこで、まず大臣にお伺いしたいことは、リハビリテーションという言葉がリハビリとかリハとか簡潔に表現されましたりしまして、非常にポピュラーにはなつてはきつたんですが、日本語訳として最もふさわしい言葉は大臣なんだとお考えになりますでしょうか。非常に安易には使われてるんです。リハビリテーション。

○国務大臣(野呂恭一君) リハビリテーション、いろいろ広義にも狭義にも解釈があるので、なかなか必ずしも日本語でどう言えようか、やはり機能回復ということが一般的に考えられると思っております。あるいはもっと広く言えば、厚生ということではないかというふうに考えております。

○前島英三郎君 機能回復ということになりますと、生まれながらにしてというような形のハンデという面からちょっと隔離される部分もあるのですね。けれども、本当は全人間的復権といいますが、そういう言葉でとらえていただきたいというように私には思うわけなんです。国連決議を見ましても、リハビリテーションを総合的かつ体系的なものとしてとらえなければならぬというふうな意見も出されております。特に国内行動に関する計画の中には、これは国連決議のものです。が、総合的リハビリテーションの概念を保健、労働、教育、社会保障事業全般にとり入れること。」

という記述も見られるわけなんです。だからこそ、国際障害者年のいろいろな行動の取りまどめを総理府において、なすべきことはやらなければならぬ。これはもう厚生省だけであつてはならぬ。ということをお断言してきてきたわけなんですけれども、そうなりつつあるわけなんです。

そこで、厚生省内におきましても、一部局あるいは関係課がリハビリテーションに取り組むんじやなくて、厚生省全体が一丸となつて取り組んでいただきたいというふうな気持ちを大々強く持っております。厚生省全体が協力し合う体制、たとえばリハビリテーションに関する連絡会議みたいなものですね、厚生省内にはそういう体制といえますか、連絡機関と申しますか、そういうようなものは現実にはいかがでございますか。

○国務大臣(野呂恭一君) 御指摘のように、身体障害者の望ましいリハビリテーションというものを推進していくためには、医療はもとよりのこと、教育の面において、福祉の面において、あるいは雇用の面において、総合的な一貫した体系のもとに実施していくという必要がございまして。したがって、先ほどお話をしましたように、これがための本部を総理府に置く、総理大臣がみずからその先頭に立つ、そして厚生大臣及び官房長官が副本部長としてこれに当たる。さらにまた、各省庁の事務連絡会議を充実させまして、しかも対策室を総理府に置いて実施の具体的な問題を進めていくということに相なつておるわけでございます。もとより厚生省におきましても、御指摘のようになっています。これは厚生省内におきましても、総合的な一貫性を持つ体制を整える必要がある、私はこういうふうに考えておりますので、御趣旨を踏まえまして十分検討してまいりたいと思っております。

○前島英三郎君 総理府にできまして、やはり一応ただアンテナが立てられた程度だと私は思うんです。そういう意味では、むしろ本物のアンテナは厚生省になければならないというふうに思う

わけなんですけれども、国際障害者年の国内行動計画の重要な課題の一つは、一九九一年まで、つまり十年間、一九九一年までにその成果を評価し、反省する前提で長期計画を策定せよ、こういうふうなことが出てくるわけなんです、厚生省としてこれを受けとめて策定する考えが、長期計画ですね、あるかどうかということもあわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のように、最近の障害の発生原因なり対応の複雑化、あるいは意識の高揚、いろんな要素が出てきておりますので、実は昨年の三月に、すでに厚生大臣から身体障害者福祉審議会に對しまして、「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策について」ということで諮問を申し上げておるわけでございます。また、御承知のとおりお申し出をいただきました、本年二月十五日現在の実態調査を現在実施をいたしておる、こういう状況に相なっておるわけでございます。そういうことでございまして、実態調査のデータをも整えて、かつまた、こういった身体障害者福祉審議会からの提言というふうなものも今年には出るわけでございますので、それらもいたいて国連決議の趣旨に沿って今後の計画を立ててまいりたい、かように考えております。

○前島英三郎君 そういう意味では、昭和四十五年の統計がここ十年間いつも引用になっておりまして、実態が把握されずして厚生行政の前進はあり得ないという部分は大変理解できるわけでありまして、一九九一年まで、この国際障害者年に対する長期計画は一つの各国への提言になっておりますので、それらも踏まえてひとつそういう厚生省としての策定、あるいはビジョンというふうなものを打ち出すように今後検討いただきたいというふうに思っております。

国際障害者年のもともになりました国連の障害者の権利宣言というのには、日本も共同提案国になつてゐるわけなんですけれども、大臣はこの権利宣言というのは御存じですね。

○国務大臣(野呂恭一君) 承知いたしております。

○前島英三郎君 御存じですね。

○国務大臣(野呂恭一君) はい。

○前島英三郎君 この中では、「障害者」という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する」ということで、以下十三項目にわたつての権利宣言がございまして、その訳は厚生省からいただいたんですから当然御承知おきだと思ひますけれども、この中にも記されておりますように、いろいろな意味でリハビリテーションということを今後考えながら施策を進めていかなければならぬ、それは物理的にも、いろいろな面におきまして多岐にわたつてゐると思ひますので、それだけに向こう十年年間の一つの国際障害者年のまず来年を元年として取組んでいただきたいことを強く私は厚生省に要望したいと思ひます。

この中身を見てみますと、日本では心身障害者対策基本法というのがございまして、障害者福祉の憲法のような意味を持つてゐるだろうと思ひます。この中身を見てみますと、日本では心身障害者対策基本法というのがございまして、障害者福祉の憲法のような意味を持つてゐるだろうと思ひます。この中身を見てみますと、日本では心身障害者対策基本法というのがございまして、障害者福祉の憲法のような意味を持つてゐるだろうと思ひます。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のとおり、昭和四十五年に心身障害者対策基本法が制定された、そういう制定した経緯も踏まえて、わが国は昭和五十年、国連の権利宣言に關して共同提案国というところに相なつたわけでございまして、御指摘のとおり、この基本法の精神と障害者の権利宣言の問題とは基本的に同じだろうと思ひますので、特に心身障害者対策基本法の三条におきまして、「すべて心身障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障され

る権利を有するものとする」という規定がございまして、これはまさしく権利宣言の趣旨と合致するものだと思ひます。

○前島英三郎君 その辺がよく掌握されていさえすれば、今後の取り組みというものが大變期待が持てるわけですが、基本法の第二条で、心身障害者の定義を示しておりますが、この中で、「精神薄弱等の精神的欠陥」というややあいまいな表現があるんですけれども、この中には精神障害者の人も含まれてゐるのか否かという点、その辺の見解はいかがでございますか。

○政府委員(山下眞臣君) 医療を要する、現在病気の状態にあります精神障害者は精神障害の状態、これは含まれていないと考へるのでございまして、けれども、その心身障害者の中には精神薄弱者はもちろんのこと、そういった精神障害の寛解者、そういった方も含まれるものと私どもは解釈いたしております。

○前島英三郎君 精神衛生法にはリハビリテーションの観点からきわめて希薄だと思ふんです。患者家族会の人たちは入院に對しては非常に厳しく規定してゐるけれども、社会に復帰し、自立するまでの医療及び福祉的制度的裏づけというのが非常に欠落してゐる、そういう問題を指摘するとともに、この基本法だけではなく、一つは精神障害者福祉法みたいなものを立法化してほしいという非常に強い希望があるんですけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(大谷藤郎君) 精神障害者の医療保護の問題につきましては、社会復帰対策、つまりリハビリテーションも含めて従来から実施してゐるところでございまして、たとえば昭和五十四年度からは精神衛生社会生活適応施設というものを予算化したしまして、この中で精神障害者の方々に對しまして生活援助、社会復帰指導、日常生活指導等を行うこととしております。

先生御指摘のように、そういった福祉の問題というのにつきましても、先ほどからも申し上げましたように、医療保護との間の関係というものが

がやはり連綿的、統一的に行われねばならないという点もございまして、そのところで切り離してできるかどうか、専門技術的な問題等が数多く残されておりました、私どもとしてはそれらの問題について十分検討したいというふうに考へてゐるわけでございまして。

○前島英三郎君 それは後ほど、マンパワーの問題につきましてその辺も触れさせていただきたいと思ふんですけれども、国際障害者年を迎えるのを一つの機会といたしまして、精神衛生法の見直しをするのと同時に、それらの人々のリハビリテーションにはやはり前向きに取り組んでいただきたい、こう思ふんですが、もう一度御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 先ほどもお話し申し上げましたように、精神衛生法の中でも私たちはできる限りリハビリテーションを取り入れてやっていた、こういうことで進んでゐるわけでございまして、さらに五十五年度では職観等を検討する費用も予算化したしまして、そういった問題も含めまして、どのようにしてこの医療と福祉とを総合的に実現していくかということについて前向きに検討してまいりたいというふうに考へてゐる次第でございまして。

○前島英三郎君 そこで、どうしてもマンパワーの問題ということになってくるだろうと思ふんですけれども、福祉の充実が物と金だけでは当然で、それだけではいけません、人材の養成と確保ということが不可欠だと思ふんですけれども、政府の取り組みとしても、マンパワーの確保はきわめておかれてゐると思ふんです。いかがでございますか、大臣。リハビリテーションという言葉がこれほど一般化されてゐるのに、そういった意味の人材養成、確保というものが非常に進まない現状をどう大臣はごらんになってゐるのでしょうか。

○国務大臣(野呂恭一君) 人口の高齢化が進んでまいりまして、疾病構造の変化も今後ますます進んでまいりまして、それに伴ひまして、医学的な

リハビリに対する需要が増大しつつあるということは承知いたすわけでございます。それに順みて、果たしてリハビリの医療に従事する者の養成が十分なされておるかどうか。あるいは資格問題も含めて制度的にも十分確立する方向に持っていかなければならない。これは一つの私は今日の課題でもなからうかと思ひます。

この間、先生もお見えいただいたわけですが、国立の身体障害者のリハビリテーションの開所の際にも、いろいろ関係者と懇談をしながら、私もそのことについて十分理解をいたしたわけでございます。

ただ、厚生省といたしましては、さきに日本学術会議で勧告いたしましたリハビリに対する教育研究体制について、すでに検討いたしておる。この趣旨を尊重しながら、将来におきますリハビリのあり方を踏まえて、資格問題あるいはそういう制度そのものについても前向きに対処してまいりたい、こういうふうに考えます。

○前島英三郎君　そういう御答弁はいつもいつも伺うわけであります。実は、厚生省が身障者に提出した資料の一つのリハビリテーションの関係職員の養成と申しますか、専門職員養成計画の樹立というものが出てくるんですが、これを見ましても、ずうっとその部分だけは全く昭和四十六年度から空白なんです。それに対する気持ちというものが皆無ではなからうかというような気がするわけなんです。それで、五十四年度になりました。国立身体障害者リハビリテーションセンター開所というように形ではないのです。先ほども、学術会議がいわゆるリハビリテーションに関する教育研究体制について政府に勧告していることをちよっと大臣もおっしゃいましたけれども、これが五十二年五月に出されているわけなんです。検討という言葉は何うんですが、一向に前進の兆しがないのに非常に私は不満を持っている一人なんですけれども、もう一度大臣にその辺を含めて、今後の対策などをお気持ちを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(野呂義一君)　いま私は、一番欧米諸国におくれているものは、医療の問題におきましてリハビリの問題ではなからうかというふうにも思ひます。したがって、今後そういう専門的な医療施設の整備拡充を図りながら、同時に、これに対する専門技術者を早急に養成することは、確かに今日当面する大事な課題だということも十分尊重しながら、やはり急ぎこの問題に誠心誠意取り組んでいくということが厚生省として私は大事な面だということに考えて、関係機関を督促して、こういうことでございます。

○前島英三郎君　参考までに、実は日本がいかにその取り組みが欧米各国に比べておくれいているかという部分をちよっと数字で御紹介しますと、たとえば理学療法士あるいは作業療法士、PT、OTと称するこういう資格者の問題ですけれども、デンマークはPTが人口十万人に對して八百人いるわけなんです。西ドイツは十三・六人、英国は二十二・三人、オランダが四十六・二人、ノルウェーが百十二・五人、スウェーデンが四十八・九人と、十万人に對する有資格者数です。では日本はと云うんです。日本は何と十万人に對して一・七人、こういう状況なんです。

確かに歴史的な面もあって、非常に人材養成に對する部分でいかんともしがたい部分があるとは思ひますけれども、すでにこういう問題はある数年来いような形で勧告もされ、提言もされていくわけですから、やはり四、五年來同じ答弁が厚生省の中から出てくるというのは大変私は残念に思ひます。こういう実情を踏まえて、もう一度ひとつ大臣、やはり十万人に對して一・七人なんというの、これは実に情けないと思ひますけれども、今後老齡化社会を迎える、さらにまたデサービス事業などという新しい大臣の打ち出し方を五十五年度にはなされる、こういう現状の中で、国立リハビリテーションセンターだけではいかんともしがたいように思ひますけれども、あわせて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(野呂義一君)　もう御指摘のとおりだと思います。私も一昨年でございましたが、多少体を壊したときにリハビリにかかって、いろいろお医者さんへのこの問題を聞きまして、痛切に私も感じておったわけです。たまたま厚生大臣に就任いたしました。こと年来、国際障害者年を迎えて、いよいよ決着をつけて、大きくこれは解決すべき問題であるというふうに十二分に理解をいたしております。

○前島英三郎君　そういう意味で、やっぱり十分な数の専門職員をこれは緊急に確保していかなければならないし、また養成もしていかなければならないと思ひますが、その辺のネックはどうなんでしょうね。

○政府委員(田中明夫君)　先生御指摘のとおり、非常にわが国のPT、OTの数は諸外国に比べて少ないわけでございまして、これはただいまのお話の中にもありましたように、わが国の医学界がどういうわけか、終戦までこの面における対応の仕方が非常に鈍かったということ、実は私、個人的なことを申し上げてあれですが、二十五年ばかり前に西ドイツ、デンマーク等に参加したときに、それらの国々におきましては非常にこういうリハビリテーションの面でいろいろなことをやっておられるのを見まして、この分野で日本の立ちおくれを何とかしなきゃならぬというように考えておったわけです。

現在におきまして、それをなかなか取り戻すことができません。需要は非常にふえているということでございますが、私もいたしまして数年来養成施設の新設等に努力してまいりまして、先生の先ほどの数字よりは現在は若干よくなっているんじゃないかと思ひます。昭和五十三年末現在でPTが二千三百三人、OTが七百七十八人と、非常に外国に比べますとまだはるかに及ばない数でございます。それから養成施設につきましては、これはやはり関係者の方の御協力もございまして、ここ数年來毎年三ないし五施設ふえております。やはり人間を養成するというのはどうし

ても一定の年限がかかることでございますが、こういう養成施設の増加等を勘案してまいりますと、欧米並みになるにはまだ十年ぐらいかかるかもしれません。次第に増加していくということは、ある意味では明るい希望を持っておるわけでございます。

○前島英三郎君　そういう意味では、指導者の養成というものをどうしても念頭に置かなければならないだろうというふうに思ひますけれども、リハビリテーション医学教育について、これはどうしても文部省というものの一つのまた考え方というものが大変大切なんじゃないかと思ひます。で、文部省の方が見えなくなっていらつしやると思ひますから、その辺を含めまして、学術会議の勧告などを踏まえて、文部省はどうこの人材養成にいたしますか、指導者の養成というものを念頭に置かれておるか、伺いたいと思ひます。

○説明員(川村恒明君)　私も学術会議の勧告をいただきましたし、また、かねて厚生省の事務当局からもいろいろこの関係のお話を承っております。それで、やはりリハビリテーション関係の医療技術者の養成というのが大変必要であると思ひます。

私もいたしましては、この学術会議の勧告では、できれば四年制の大学という勧告でございますけれども、当面諸条件を勘案いたしまして、まず三年制の短期大学で早急にその養成を図るべきではないかというところで、昭和五十四年度に金沢大学の医療技術短期大学部に初めてPTとOTの学科をつくらせていただきました。それから五十五年度の予算にも、これを認めただければ弘前大学に同じくPTとOTの学科を設置するということ、当面不足のなはだしい技術者の養成については、短期大学で措置してまいりたいということも考えているわけでございます。なお、大学の医学部におきますリハビリテーション関係の教育につきましては、御指摘のとおり大変におくれておって申しわけなく思ひます。ただ、でございますけれども、私もできるだけ従

来の内科とか整形外科というふうなところで含めたあれではなくて、独立した形で授業科目も開設してもらいたいということを大学の方にはお願いをしておる。若干の大学では、必修科目としてそういうものも取り入れようという動きが最近出てきておるというのが現状でございます。

○前島英三郎君　そういう意味では専門の講座、必修科目も含めまして、大学医学部ないし医科大学、あるいは特に国立、公立の大学の医学部にはそうしたものをしっかりと位置づけていくということが緊急だと思えます。ただ、三年というのは非常に根拠が希薄に思われますけれども、その辺はなぜ三年制ということになっておるんですか。その辺ちょっと詳しく説明していただきたい。

○説明員(川村恒明君)　リハビリテーションの關係の技術者の養成につきましては、これを四年制の大学でやるか短期大学でやるかということがあられるわけでございまして、短期大学は原則として修業年限二年でございまして、この資格を取るためには相当数の実習時間が必要だ。それで十分の教育をするという観点から、三年制というややイレギュラーでございまして、そういう形の短期大学にしたということでございます。

これを四年制の大学にするすれば、またその大学教育の部分で短期大学と四年制の大学では相当内容が違つてまいりますし、担当する指導教官の確保というのがなかなかむずかしいというふうなことがございまして、それで当面、非常に不足がはなはだしいということもございまして、その辺のことを考えて三年制の短期大学で満足させたということでございます。

○前島英三郎君　そういう意味では、三年制が必要に對しての何か当面の課題という部分も若干感ずるわけですが、しかも、やっぱり四年制に私は切りかえていくべきである。

さらに、その人たちが大学院にさらに進んでおやりになるということになると、当然リハビリテーションの問題なんかで最もその指導者というものが非常に人材難であるわけですから、そういう

う部分では解決の道ができるんじゃないかという気がするんです。そういう指導者の養成にもつながることでありまして、今後四年制に切りかえるという一つの文部省としての御努力を期待したいと思ふんですが、その辺いかがでございますか。

○説明員(川村恒明君)　御指摘のとおり、指導者の養成という観点からいいますと、四年制の学部あるいは将来大学院ということが必要になろうかと思つております。ただ、現在の段階では、大学教員としてふさわしく、かつこういう科目を担当できる免許状の所有者という方が実際に非常に限られておるということがございまして、ですから、その辺の適任の教員が得られるとか、あるいはさらに適当な実習施設が得られるとか、そういうふうな諸条件が整つてまいりますれば、その大学と相談をしながら、将来の問題として御指摘のような点は考へてまいりたいということでございます。

○前島英三郎君　そういう意味では、欧米各国でそういう立場で学んでいる先生方が日本に帰つてこられて、日本の現状の見通しの暗さにまたUターンをして渡つてしまふというふうなケースがありまして、これは国立、公立の医学校の中には、特にこの辺は専門の人たちの養成ということに文部省もまた厚生省も真剣に取り組まなければならない、今後のニーズに對してこたえられるべきものじゃない。特にリハビリテーションという問題が今後の私たちの生活の中にとつて、これは高齢化社会を迎えるに際しては、これは非常に天災、脳卒中、そういうふうないろいろな問題が山積しているわけですから、これは緊急を要するだろうと思ふんですが、大臣、いかがでございますか、厚生省としてもその辺は真剣に取り組んでいただきたいと思ふんですが。

○國務大臣(野呂恭一君)　教員養成の問題でございまして、これはいままでの論議を通して緊急の課題であるというふうに認識をいたします。したがって、文部省とも十分連携を保ちながら、

ら、こういう教員養成に、確保のために努力をいたしてまいりたい、かように考へております。

○前島英三郎君　そういう意味では、医療におけるリハビリテーションの位置づけというのが非常に日本では私は低いと思ふんです。それだけに受けがら非常に低い立場にあるものですから、何かそういう方面に専門として学ぼうという意欲が若者たちの中にもないのではないか。やはりしっかりと医療法の中でこういう問題は明示すべきだと思ふんですけれども、なかなかリハビリテーション科というものは診療科目としては認められておりませんし、そういう意味では整形外科という形の中でただ片づけられていた部分が大変多いわけなんです。私はやはり医療体系の中で受けがらをつくつてやる、そうすることによってむしろこうした人材もどんどん養成されていくのではないかと気がするんですけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(田中明夫君)　リハビリテーション科につきましては、日本リハビリテーション医学会からの御要望もございまして、私もといたしましては関係の学会等に御意見を伺ひながらたまたま検討しておりますのでございまして。

○前島英三郎君　さて、PT、OTだけの問題じゃなくて、言語療法士とか、あるいは医療福祉士とか義肢装具士というふうな、仮称になるかどうかかわかりませんが、その資格制度化についてお尋ねしたいと思ふんですけれども、やはりこれもリハビリテーションの中では欠くことのできない問題だと思ふんですが、資格制度化につきましていかがでございますか。

○政府委員(田中明夫君)　理学療法士、作業療法士については現在資格制度が定められておるわけでございますが、そのほか言語療法士あるいは義肢装具士というふうなものについても資格制度を創設すべきであるという御意見がございまして、厚生省といたしましては、医学的なりリハビリテーションの中に占めまます言語訓練の専門職員の必要性は認識しておりますのでございまして、言

語療法士についてはただいま関係団体と意見の調整を進めながら、医療従事者としての身分化について検討中でございます。

それから、義肢装具士についてでございますが、義肢装具士につきましてはその業務が製作、適合の判定、装着、訓練というふうないろいろ広範囲にわたつておりまして、特に製作の部分なんですけれども、そこら辺の問題を含めまして、果たしてこれが医療従事者として身分化すべきかどうかという点について、私もとしましてはまだ若干問題があるかと考へておりますので、現在検討中でございます。

○前島英三郎君　やっぱり資格制度化につきましては早急に対策を講じなければならぬだろうと思ふんです。その辺の壁が若干文部省にあり、さらにまた義肢装具士の場合には労働省との壁がありというふうなことを考へていきますと、それゆえに国際障害者年を一つの起点としまして、関係省庁の壁がもしあるとしたら取り払つていただきまして、早く実現するように御努力をいただきたいと思います。

リハビリテーションの医療の問題でもう一つ重要なポイント、社会保険診療報酬体系の中でも十分な評価がなされてない点だと思ふんです。その辺は厚生省はどう考へていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(石野清治君)　お尋ねのリハビリテーション関係の診療報酬でございますけれども、確かに五十三年の二月の診療報酬改定前でございますと、これは簡単なもの、複雑なもの、いろいろございまして、比較的低い数字であつたわけでございます。五十三年の二月の改定時におきまして、特にこのリハビリテーション関係の診療報酬の点数については重点的に引き上げるといふ方針をとりまして、一般的には、当時は九・六%のアップでございましたけれども、この身体障害者運動療法、あるいは作業療法につきましては三〇%以上の引き上げを行いました。現在、御案内のとおり簡単なものにつきましては八十点、複雑なもの

につきましては百六十点という点数を決定いたしましたわけでございます。これにつきましてはリハビリテーションの占める重要性を考えまして、さらにこの点につきましては今後とも努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、さうでございます。

○前島英三郎君 現実にリハビリテーションの医療部門というのはほとんどが不採算部門に挙げられております。そういう意味では適切な評価ということが当然なされなければならないというふうに思うわけなんです。

たとえば、その施設基準適合の医療機関で複雑な運動をやる場合に、療法の場合、一日十五人扱うとして点数をはじき出してまいりますと、一対一で一人のPTが一人三十分かかるというたし、まして十五人では七時間三十分、勤務時間が八時間です。それから食事、トイレも、あるいは資料や情報の整理から準備をあとと三十分でやらなければならぬというふうなことになるって、これはどうしたっているんな意味で無理が出てくるだろうと思うんです。こうした面で今後の診療報酬の体系の中で、もつとリハビリテーション部門を、私は強診という部分が非常にリハビリテーションの中には強いと思うんです。

私も、五カ月はリハビリテーションの中で実際にやってきましたけれども、本場に流れ作業的に、ただ間に合わせ程度にやっていると現状を私自身も体験しているわけなんです。そういうことを考えますと、やはり数をこなさなきゃならない。数をこなすためにはどうしても、言葉は違いますが、薬づけ的な、ただ単に何となくやっているんだというもので濁している部分というのは大変あると思うんです。それにはそれに対する保険診療報酬の中でもっと今後強く検討を求めたいと思うんですが、重ねてお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(石野清治君) 御案内のとおり、この診療報酬体系と申しますのは一つ一つの医療行為ももちろん評価をいたしますけれども、各科別の

バランスの問題、それから一医療機関当たりの全体的な各科ごとの総収入、そういうものも全部考えなくちゃならないわけでございまして、その意味ではこのリハビリテーション部門だけを取り上げますと、おっしゃるようには大変無理のあるところもございまして、したがって、先ほど申し上げたように、この面につきましては極力他のバランス等も考えながら、できる範囲内で引き上げるという方向でたまたま検討いたしていただくところでございまして、おっしゃる意味はよくわかりますので、さらに検討させていただきたいと思うわけでございまして。

○前島英三郎君 検討をお願いいたします。次に、身体障害者福祉法の見直しにつきましてお伺いをしたいと思うんですが、法律ができて三十年たちまして、また前回の身体障害者福祉審議会の答申から約十年たちまして、基本的な問題について法改正を前提とした見直しをしていると思うんですけれども、その状況をちょっとお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(山下眞臣君) 先ほど申し上げましたようなことで、昨年の三月に、「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的政策について」ということで厚生大臣から御諮問申し上げて、いろいろのご意見を伺っています。この身体福祉の問題は非常に多岐にわたります。御指摘のようによろしく、法制定後三十年を経たので、審議会におきましては、この身体福祉法の目的から始まりまして、理念、そういった基本問題を初めとして、障害者の評価の問題、保健医療の問題あるいは在宅福祉対策の問題、それから施設対策の問題といったぐあいにして部会を設けまして、その部会ごとに目下検討を続けておるところでございまして、この秋ぐらまではどうしても審議がかかるという状況に相なっております。

○前島英三郎君 現行では、非常に中、軽度の障害者を持っている人たちが何か中心というふうな感じがするわけなんです。そういう意味におきましては、交通事故が多発して頸椎損傷、四肢麻痺とい

うようなケースあるいは重症の脳性麻痺の人たち、こういう重度の人が十分に顧みられていないというふうな現行では私は感ずるわけなんです。この点改善には大きな目玉になっているのかどうか、その辺も含めて伺いたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘の全身性の重度の障害者の問題は、問題の一つとして意識をいたしております。またこの審議会とは別に私どもといたしましては、その障害者自身の方も含めまして専門家と同時に研究会を持ちたいというふうなことで現在進めておるところでございまして。

○前島英三郎君 それから、私のところにも中途失聴者の人々からの要請が大変多いんですけれども、いわゆる聾啞者の人々とは異なった別の配慮が必要であらうというふうにも思うんです。つまり、手話や口話によるコミュニケーションの手段が身につけられていないから特にその辺を痛感するんですけれども、難聴者を含めて改めて考えなければならぬ問題でないかと思うんです。たとばこの中途失聴者の問題というのは、どうとらえていらいしやいますか。

○政府委員(山下眞臣君) お話ございましたように、いまの聴力の障害者につきましては、厚生医療の給付あるいは補装具の給付、あるいは更生援護施設におきまして訓練というふうなことを行っているほかに、一般的には障害者の社会参加推進事業におきまして、手話通訳あるいは手話奉仕、あるいは日常生活用具でサウンドマスターの給付というふうな施策を講じてきておるところでございまして、お話を伺いまして、中途の失聴の方にはなかなか手話の習得が困難であったり、あるいは聴覚のみの障害でありますために、一般の聴覚障害者とはちよつと違ったニードというものがあ

るのではないかと、思うのでございまして、そういう点を含めまして、こういった対策につきましては今後検討を十分いたしてまいりたいと考えております。

○前島英三郎君 そういう意味では、京都とか静岡で行われております要約筆記者といいますが、あの養成みたいなこと、あるいは磁気テープみたいなもので非常にコミュニケーションを図られる、あるいは話をしていることを要約してスライドする、そういう養成というふうなこともやられている部分があるんです。これらにつきましても、ぜひ取り組みを緊急にさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでございましてか。

○政府委員(山下眞臣君) いわゆるOHPと申しますか、オーバーヘッド・プロジェクターという問題だろうと思います。十分研究させていただきたいと思っております。

○前島英三郎君 次に、障害者の就労と雇用並びにその所得保障につきましてちょっとお尋ねしたいと思うんですが、労働省が重度障害者特別雇用対策研究会というのをスタートさせるというふうなことは厚生省はいかがでございましてか、御存じですか。

○政府委員(山下眞臣君) 保護雇用の問題について検討を開始しようとしておるという話は伺っております。

○前島英三郎君 初会合が先した十九日ということとを伺ったわけなんですけれども、福祉控除の創設など厚生行政が進めてきた努力を労働行政がようやく受けとめてくれたという面では、大変厚生省の努力に対して敬意を表するんですけれども、これはどちらか片方の努力でうまくいくというふうなものじゃないと思うんです。したがって、いまして、厚生省としてこの労働省の動きを今後どう受けとめていくか、あるいはどう協力していくかというところをお伺いしたいと思うんですが。

○政府委員(山下眞臣君) きょうの御質問の一番最初にも申されましたように、総合化というところはきわめて重要である。所沢のリハセンタも先生よく御承知のとおり、労働省の職業リハと私どもの方のリハと一緒にそういう趣旨でつくられているということ等も御指摘でございまして、御趣旨の点きわめて重要な問題だと思

しますので、十分労働省とも連絡をとりながら、私ど

もととして御協力をし、かつまたお願いすることがあれば十分の連携をとってまいりたいと思ひます。

○前島英三郎君　そういう意味では、この特別重度障害者の雇用対策、私どもは保護雇用という立場で一生懸命お願いをしておたわけなんですけれども、これらの今後の研究の中で、厚生行政が当然かわり合いを持たなければならぬ部分と、このはたきさんあろうかと思ひます。雇用就労対策と所得保障対策とのすり合わせ、あるいは結びつきというのを考えていたかと思ひます。けなんです。ところが年金制度の将来構想の中でも、障害者の年金につきましても本格的な検討がなされていまいに思ひます。この問題はいろいろかかっています。

○政府委員(木下保成君)　わが国の障害に関する年金につきましては、厚生年金におきましても国民年金におきましても、いわば老齢年金と同じ体系の中で取り上げておるわけでございまして。老齢による所得の減少ないし喪失、あるいは障害による所得の減少ないし喪失というものの対処をするという形でございまして、これは日本だけではないでございまして、各国もそういう形でございまして、各国もそういう意味では、一応の水準に達しているかと思ひます。けれども、なほ幾つかの問題もあろうかと思ひます。それにつきましても関係審議会でも今後検討を続けていくという御意向でございまして、それに合わせて私どもも勉強してまいりたいと思ひます。

○前島英三郎君　相当数の障害者が生きていく上には、どうしても生活保護というものに頼らざるを得ない。その福祉年金が低額でも、生活保護があるんだからいいじゃないかというような判例も実はあったわけなんですけれども、その障害が原因となつて生ずる低所得の場合、補正性の原則を伴う生活保護によらなければならないということ、障害者は最低生活でまんなせよという部分があるというふうな感じがしまし

て、今後重度障害者の自立ということを考え、保護雇用ということを考えていくと、厚生省の中で考えている年金と所得保障というものがしつかりと結びついて、年金対策というものを直すという言葉をどうかわかりませんけれども、その位置づけをしつかりしてもらいたいというふうに思ひます。生活保護でいま障害者が実態を呈している数などは、ちよつとそれはわかりませんです。

○政府委員(山下眞臣君)　生活保護、現在約百三十万でございまして、その大体八割の方は老人世帯、母子世帯、障害者世帯という構成になっております。その中の障害者世帯の数字は、ちよつといま手元にございまして、後ほど御報告申し上げます。

○前島英三郎君　生活保護というのは、経済的ないわゆる緊急避難的な部分というのは大変あると思ひます。ですから、障害者を持つている人たちにとつては永続性を伴うものから、どうしても生活保護とその障害者の所得保障というものは、非常に私にはなじまない部分があるんじゃないかというふうな思ひます。けれども、厚生省はその辺はどうお考えになっておりますか。

○政府委員(山下眞臣君)　緊急性と申しますか、お話の中にございまして、生活保護というのは、そのたてまえからいたしまして最低生活の保障というものが原則にあるわけでございまして、補正性の原理というものでございまして、また、生活保護法の第一条の中に書いてございまして、生活保護に、生活保護をいたしますと同時に、やはりその世帯なり個人の自立更生を促進するというところを大きな目的にしております。生活保護から脱却をいたすというところ自体が、生活保護では望まれておるというふうに理解して差し支えないと思ひます。

○前島英三郎君　年金制度があつて、生活保護があつて、それから福祉手当があるということ、それであればならぬという制度が乱立しているというふうな感もするわけなんですけれども、こ

れらを統合して、新たな観点から雇用就労対策、生きがい対策と呼ばれるものを今後厚生省と労働省としっかりと連携を持って対策を講じていたいただきたいと思ひます。そうすることによって、私どもも来年の国際障害者年、完全な参加と平等という立場の中で、その生きがい対策の中でしつかり自立していくような障害者の気持ちというところもあわせて今後努力をしていきたいというふうにも思ひます。来年はいいよ国際障害者年、その推進本部長に大平総理がなられる。厚生大臣が副部長という気持ちで、私どもはあくまで総理府内にたて設けられて、厚生省がそのインシアチブはとつていただきたいというところを強く希望しているわけでありまして、最後、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君)　先ほど、身体障害者の就労の問題あるいは障害年金の位置づけの問題等々、貴重な御意見を承つたわけでございまして、いづれにいたしましても、完全参加と平等という国際障害者年のテーマ、この趣旨に基づきまして一般の人と同じように社会参加が完全になし遂げ得られるような、そういう人権の回復と申しますか、そういう形に戻つてできる限りの対応を示し、心身障害者対策が日本においても十分実るような形において努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○前島英三郎君　どうもありがとうございます。終わります。

○下村泰君　厚生大臣、きのうのお礼を申し上げます。きょうは、予算委員会に、口唇、口蓋裂のお子さんを持つている親御さんの代表が傍聴に来ました。そして、厚生大臣の口の聞き方をじつと見詰めておりました。ところが、大変いい御返事がいただけたので、親御さんたちは大変涙を流さんばかりに喜んで帰りました。橋本・野呂ラインが大変すばらしく作動したと私はもう喜んでおります。

ただ、問題は、保険給付の対象にするようにするとはおっしゃいましたけれども、時期的にはいつごろになりましようか。

○国務大臣(野呂恭一君)　予算委員会でも下村委員から御指摘になりました。私はこれに對しまして、次期診療報酬改定の際に保険対象にいたしましたというところをお約束申し上げたわけでございまして、では、次期とはいつかということでございますが、そんなに遠くないと私は判断しております。いまの時期においていつ診療報酬改定をやるのかということをお明らかにすることはできませんが、そんなに遠くない時期において当然なすべき問題であると考えておりますので、しばらく御猶予をいただきたい、こういうふうに考えております。

○下村泰君　しつこいようですけれども、新聞の活字の方を拝見しますと、新聞の活字の方では、すでに五十六年度には実施されるであろう、今年度は見送られても、というふうな予測が出ておりましたけれども、大体その時期と理解してよろしいでございまいしょうか。

○政府委員(石野清治君)　大臣が申し上げましたとおり、次の診療報酬改定の時期ということでございますが、この時期の問題について大変むずかしい判断が実は必要なのでございまして。現在の医療機関の経営収支の状況とか、それから賃金、物価の上昇の度合い、そういうものをすべて勘案して総合的に判断しなかなければならないので、大臣はそう遠くないというふうなおっしゃり方で言われておりますけれども、私もそういう判断をいたしております。

五十六年度というのは、私にはちよつとよく理解できないというところで御勘弁願ひたいと思ひます。

○下村泰君　そうすると、どこからあの数字が出てきたかというふうな私にも非常に疑問を持つていただけたので、いろいろと保険の手当の仕方もあると思ひます。全額というものは大変高額になりますから、普通のあれと違ひますから、そして期

間が長うございますから、そここのころの手当ての方法というのはいろいろとお考えになって、何かすばらしい案があるのではないかといいふうに考えるんです。これはこれ以上もう申し上げませんけれども、どのみち厚生省の方でその手だてではお考えくださると思いますけれども、とにかく全国に二十万、三十万、潜在の方を入れますともつとふえるんじゃないかと思ひます。そういうような状況ですので、ひとつ、せっかく涙を流さんばばかりに喜んで帰ったんですからね。きのうも申し上げましたように、うそをつくとかこれらしいことになりますから、その点だけはしっかり頭に入れておいてください。

それから、きょうは社会事業大学と、それから健康保険の組合の認可が何でおくれているのかということでお尋ねしようと思つたんですが、すでに前の方がおやりになったそうなので、これは省かせていただきますが、これはついでのことでちよつとしゃべって、神経を逆なでするようなことを申し上げるかもわかりませんが、健康保険の方は比較的支払い基金側はしっかりしていて、しっかりしていてというのはおかしい方かもしつません。ただ向こうから請求書を出されて、疑いを持って徹底的に調べから、過誤調整というんですか、そういうことがあつたりなにかして戻ってくる部分があるんでしょうけれども、何か政管健保の方は大変ルーズらしいです。ですから、お医者さんの側にとっては政管健保の方でやつておる方がもうかる、健康保険の組合になるといひとはとてもいやらしくてやつておられない、だから政管の方がいいんだというような話を——これはうわさでございますから、余り気にしないでください、——ちらほらと承りますので、それで認可しないのかなというような気もするんですけども、そんなことはなと思ひます。ちよつと逆なでするようないやみを言ひましたけれども、これは御勘弁願ひたい。

口唇、口蓋裂でちよつとお尋ねしたいんですけども、これはもう昨日承りましたので、それ以

外のことなんですからけれども、実は愛知学院大学の鈴木俊夫さんという先生がお書きになっている文章の中にこういうくだりがあるんです。これは全部お読みすると長くなりますので、かいつまんで読ませていただきますが、「みつくちの子を産んだばかりに、家族が村八分に遭っている。いくら手術をしてきれいになっても村へは帰れない。この子がいり限り私ばかりでなく家族皆不幸になる」ということを理由にして、入院して手術をしても家へ帰りたいがらないという若いお母さんがいたんだそうです。

「この病気は珍らしいものではない、手術をすれば治る、知能には影響がない、出産した母親に直接原因はないことなどをゆつくり時間をかけて、よく理解できるように繰り返し繰り返し説明をし、気持ちを落ちつかせることが大切です。そして明日からの育児の方法、合併症の有無などについて、産科、小児科の医師と協力体制を作ることが大切です。」と、こういう意見が出ています。

それから、一保健所に連絡をとり保健婦さんと育児などについてよく相談をするよう勧めてください。保健婦さんはあまり病気に ついて実態を御存じないかもしれませんが、後日何かとお世話になることがあると思います。新生児出産後、適切な指導が受けられなかったため、ただただ泣き暮らす家族や前時代的手術を施された子供が数多くいるという現実があります。」この前時代的手術を受けたお子さんというのは名古屋市内にも相当数がいっぱいいます。

それから、「検診などで先生方が保健所へ出向かれた折、歯科衛生士、保健婦さんなどに障害の実態や、適切な医療機関の紹介などを伝えておいていただければそれだけでも救われる家族があると思います。」、こういうのがあります。それから保健所で現に何も指導してもらえなかったというお母様方がいる。こういうふうにそれぞれ適切な意見が出ているんです。

そして、愛知学院大学の先生方がいろいろ調査

をいたしましてこういうグラフをつくっているんです。これは大臣のところから、そこからも見えると思いますが、このグラフの線の高いところがあります。これは身内にそういう患者がいるののことで知っている。それから医院とか病院の近所に住んでいるから知っている。それからラジオ、テレビで知った。新聞、書物、雑誌で知ったというのはこの長い線です。保健所の指導というのは何にもないんです。ですから、保健所で全然こういう指導をしてないということなんです。もともとこういうことをお母さんに言ったらお母さんびっくりするでしょうし、話は話として聞いていて、もし現実になんかそういうお子さんが生まれたときのショックといったらこれは相当大きいと思います。大きいと思いますけれども、これこれこういう手だてがあつて、こういうときにはこういう病院に行きなさいという適切な指導があつた場合に、一時は悲嘆に暮れても、これはそのときの処置が誤まらないで済むと思います。中には、ショックだけで時を過ごしてしまつて手当てのおくれたためた。というものが、きのうモデルも見ていただきました。

そして、五十一年の「外表奇形統計調査結果」というのですけれども、これは厚生省の方にもう行つてますか。こういうのは各学校かその他に行つていませんか。いや、別になくていいです。これがどうのこうのというのじゃありませんから。この表に基づきますと、五十一年に口蓋裂といふのが百十八あります。これは表をごらんになつても、そこからでもおわかりになると思ひますけれども、全部あと二けたで、これだけ三けたです。口蓋裂はこれだけ多いんです。これが五十一年なんです。それから五十二年もやはり相当口蓋裂の数が出てゐるわけなんです。こういうふうに口唇、口蓋裂、これが百六出ているんです。こつち是非常に多いんです、こつちやつてみますとほかの奇形よりも。

そうしますと、保健所の適切な妊産婦の指導といふものがあればそれほどお母様のショックが

なくて済むと思うんですが、どういふ御指導をなさっていらっしやいましょうか。ここが私の聞きたいところなんです。

○政府委員(田中明夫君) 先生御指摘のとおり、口唇、口蓋裂に対する保健所等でのいろいろなサービスと申しますか、活動について非常に私どもも立ちおくれを来しておりますけれども、昨年二月、衛生主管課長会議あるいは母子衛生の主管課長会議におきまして、保健所に歯科医師あるいは歯科衛生士を持っている保健所についてはそういう人たちが、そういう人たちがいないところにつきましては保健婦さんあるいは母子の担当のお医者さんを通じてこういう口唇裂、口蓋裂の子供さんに対する相談、指導に当たるようにということをやうやく指示したところでございます。またことしもそういう指示を繰り返しておりますので、次第に保健所関係指示者の口唇、口蓋裂についての知識も深まってきておると思いますけれども、まだまだ不十分な点があると思いますので、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○下村聚君 この三つ口という——口唇、口蓋裂という言葉は私、後で知った言葉ですけれども、三つ口なんという言葉は昔からある言葉です。そういう症状のあるというのをいままで、いまおたく様がおっしゃいますように大変遅い、おたく様がおつしやいますように大変遅い、おたく様がむしろいいと思います。全然はおつかぶりされて知らぬふりでやられるよりは、気がついてこれから今後とも手を打っていきなさいというお答えの方がむしろ私はいいと思います。しかし、相当昔からこういう症状が多かったんです。これに何ら手だてが打ってなかったということは大変情けないことだとは思いますがすけれども。

たとえば、ここにこういうパンフレットがあるんです。これは保険庁が出している「私たちと健康保険」これはおたく様も御存じです。五十四年度に二億九千万かけてこういうものを印刷して出しているんです。読んでみたらまるでどうってことないんです。こんなものに二億九千万かける予

算がどこにあるのかなあと思うくらい、こんなものは小学生でもちゃんと知っているようなことしか書いてないんです。今度五十五年度は四億八千万。ラสบガスでばくちした人よりは少しは安いですが、こっちの方が。

こういったところにこういう予算をかける余裕があるんです、少なくともこういつたいまの口唇、口蓋裂のお子さんの生まれた場合のその人たちに對する心構え、そういうことに對する周知徹底、それから、渡辺美智雄さんが厚生大臣のときに私お尋ねしたんですが、渡辺厚生大臣も余り知らなかったですね、この口唇、口蓋裂については。そして初めて聞くようなお顔をなさっていらつしました。そのときに聞いたのが、第一次修正は保険がきくが、第二次修正はきかないと言うお医者さんがいたということ、どうしてそういうことを徹底させていただけなのかということをお願ひしたんですが、その後、第二次修正までは保険がきくというところは徹底されていまして、どうですか、どうでしょうか。保険がきくというところは徹底されていまして。

○政府委員(石野清治君) 毎年各県におります医療専門官を集めまして指導と講習をやっておるわけでございますけれども、その際に私の方からそういうことについては強く言うておりますので、それがどこまで徹底したかどうかにつきましては実は把握いたしておりませんけれども、少なくとも都道府県の専門官の会議におきましては明確に指示いたしております。

○下村泰君 いまお尋ねしても、まだ余りにも自信のなさそうな答えなんです。そうしますと、二次修正を、いや実はこれは保険がきかないんだよ、と言って多額の手術料を取っている関係の医者があるということも言えるわけです。ですから、口唇、口蓋裂のお子さんを持つたお母さんあるいはお父さんが悩むのはそういう点にあるんです。その趣旨徹底が、いわゆる保健所でも何でもそういうところでやってください、そして妊産婦にはちゃんと教えてくださいということを私は

申し上げたいんです。われわれでもいつどういような状態になるかわからないんですから、まして新しく生まれてくる新生児がそういう状態に置かれた場合に、両親にとつてのショックというのは大きいと思います。

私だつてせがれ三人おりますけれども、私もさんざん極道しました人間ですから、最初に生まれてくる子供はどんなにかこうして生まれてくるのかなどという心配しました。これはだれでもそうだと思います。もう性別なんかどうでもいい。とにかく満足な子が生まれればいい、こう思います。それがそういう状態だつたときに、よほど予備知識がないと、私は親子もろともおかしくなると思います。局長だつて皆そうだと思います、いま御自分のお子さんがちゃんとしているからいいやうなものだけれどもです。ですから、そういうことはもう完全に徹底してほしいんです。そうすることによつて厚生行政というのは生きてくるんじゃないかと思ひます。

ですから、第一次、第二次までの健康保険が現在きくんですから、それがきくんですよということの徹底と、こういうお子さんが生まれたときには、こういう処置ができるんだから心配ないということをぜひ徹底してください。厚生大臣、一応一番ヘッドなんですから、これに對してきちつとお答えしてください。

○國務大臣(野呂恭一君) 被保険者の教育と申しますか、そういう意味から、従来から健康保険の財政の状況、それから保険診療の正しい受け方、こういうものはやはり周知徹底する必要があることは言うまでもございせん。したがつて五十五年度には十分の予算が確保されておるわけでございます。

したがいまして、いま御指摘のような問題も含めて、どういう方向で訴えていくことが一番保険診療の正しい受け方になるのかということの周知徹底のために工夫をこらしてまいりたい、かように思ひます。

○下村泰君 ここにいる前島委員も私もマスコミ

の方に關係しておりますので、厚生省が、こういうことは国民の皆さんに周知徹底してほしいんだが、お手助けくださいと申し出れば、私はいつでも協力します、そういう意味では、そのかわりこつちの方もちゃんとやってください。それだけお願いしておきます。

時間がありますけれども、私が聞こうと思つていたことは全部前に終わつていますから、おしまいにします。

○委員長(久保昌君) 本調査に對する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十八分散會

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第五〇五号)
- 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第五〇六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第五〇七号)(第五一一号)
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第五一二号)
- 一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第五一九号)
- 一、児童保育の制度化等に関する請願(第五二〇号)
- 一、医療ソーシャルワーカーの制度化に関する請願(第五二五号)
- 一、母子保健法の改正に関する請願(第五二六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第五四九号)
- 一、健康保険法の改悪反対に関する請願(第五五〇号)
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第五五一号)

- 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第五五二号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第五五七号)(第五五八号)
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)
- 一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第五六三号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第五六八号)
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第五六九号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第五七〇号)(第五七一号)
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第五七二号)(第五七三号)(第五八一号)(第五八二号)(第五八三号)(第五八四号)
- 一、医療ソーシャルワーカーの制度化に関する請願(第五八五号)
- 一、母子保健法の改正に関する請願(第五八六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)
- 一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第五九九号)
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第六〇四号)
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第六〇五号)(第六〇六号)
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第六一一号)
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第六一二号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第六一三号)
- 一、児童保育の制度化等に関する請願(第六二二

〇号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第六二二号)(第六二二二号)(第六二三号)(第六二四号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第六二五号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六四七号)

一、学童保育の制度化等に関する請願(第六五一号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第六五二号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第六五三三三)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第六五八号)(第六五九号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第六六〇号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第六六一号)(第六六二二二)(第六六三三三)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第六六七七)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第六六八八)(第六六九九)

一、学童保育の制度化等に関する請願(第六七〇号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第六七四四)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願
(第六七五五)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第六七六六)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第六七七七)

第五〇五号 昭和五十五年二月八日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願(二通)

請願者 大阪市旭区新森七丁目 森美紀子
外二百七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五〇六号 昭和五十五年二月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都足立区江北三ノ一四ノ一六
二 香取芳子外七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六三三三と同じである。

第五〇七号 昭和五十五年二月八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一三ノ一〇八
中島道夫外百七十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五一一号 昭和五十五年二月八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治路宇治市役所
内宇治市職内 木村あゆみ外三百十八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五一二号 昭和五十五年二月八日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 滋賀県大津市黒津町二二八ノ七三
山本桂子外七十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

信男外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第五二〇号 昭和五十五年二月八日受理

学童保育の制度化等に関する請願

請願者 岡山市伊島町二ノ一ノ四三 藤
井澤水外三千九百九十九名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第五二五号 昭和五十五年二月八日受理

医療ソーシャルワーカーの制度化に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会内 塚田 佐

紹介議員 夏目 忠雄君

医療ソーシャルワーカーにかかる現状を十分認識し、資格認定と配置基準等の制度化の措置を早急に講ぜられたい。

理由

最近における疾病構造の変化と社会構造の変化等により生ずるさまざまな障害や問題をもつ患者及び家族が増加している。医療ソーシャルワーカーは、これら患者や家族の心理的・社会的問題を解決し、適切な医療を推進する重要な役割を果たしているところである。しかしながら、現在、医療ソーシャルワーカーの資格認定の法律や配置基準がなく、また、設置についての財政的保障がないため、医療施設において配置が困難な状況である。

第五二六号 昭和五十五年二月八日受理

母子保健法の改正に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会内 塚田 佐

紹介議員 夏目 忠雄君

母と子の健康の確保と増進は、明るく健やかな家庭を築き、同時に社会の繁栄につながっていく重要な課題である。しかしながら、我が国の母子保

健の現状は、医療技術の急速な進歩にもかかわらず、妊産婦の死亡あるいは未熟児、先天性異常児、心身障害児の出生が少なくない。また、一方、専門的知識を有する助産婦、保健婦等の不足により、母子保健行政の停滞がみられ、母子保健施策の充実強化が望まれているところである。よって、かかる実情を十分認識され、母と子の健康増進を図るため、現行母子保健法を抜本的に改正されたい。

第五四九号 昭和五十五年二月八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府枚方市長尾東町二ノ三〇ノ
七 永田裕外百六十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五五〇号 昭和五十五年二月八日受理

健康保険法の改正反対に関する請願

請願者 京都市西京区桂長町一五ノ一 宮
本龍丸外五千七十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第五五一号 昭和五十五年二月八日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 愛媛県越智郡町引野 松田三
郎外四百九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五五二号 昭和五十五年二月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市東仲町二九ノ二 古
島一外六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三三三と同じである。

第五五七号 昭和五十五年二月九日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一ノ一〇三

浅野勝哉外百九十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五五八号 昭和五十五年二月九日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院石原長田町一ノ

一 西岡和子外二百五十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五五九号 昭和五十五年二月九日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 愛知県一宮市今伊勢町馬寄下河原

七ノ一 前野峰幸外百九十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五六〇号 昭和五十五年二月九日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 京都市右京区山ノ内下瀬戸畑町一

二大橋方 船木芳美外三百三十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五六一号 昭和五十五年二月九日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区池端町一ノ一五

松田富男外七十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五六三号 昭和五十五年二月九日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 鳥取県日野郡日野町根雨四六三

近藤はや子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第五六八号 昭和五十五年二月九日受理

民間保育事業振興に関する請願（二通）

請願者 名古屋市西区天塚町一ノ二八あけ

ほの保育園内 西村正義外三万四千八百四十六名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五六九号 昭和五十五年二月九日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市横田町太田一〇

〇ノ一 菅野正行外六千六百五十五名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第五七〇号 昭和五十五年二月九日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一ノ二〇一

中島慶子外二百八十四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五七一号 昭和五十五年二月九日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ九ノ三〇六 荻

野高史外二百十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五七二号 昭和五十五年二月九日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 東京都小平市花小金井五ノ四二八

ノ一二 板家勉外二百四十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五七三号 昭和五十五年二月九日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 大阪府吹田市岸部北一ノ一九ノ二

九 浅井明外五百五十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五八一号 昭和五十五年二月十二日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田丘一三ノ一六

内藤知江外二百四十四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五八二号 昭和五十五年二月十二日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 愛知県春日井市王子町一ノ四ノ四

七 服部龍雄外三百三十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五八三号 昭和五十五年二月十二日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 愛知県豊川市森六ノ四七 佐竹政

利外四百六十六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五八四号 昭和五十五年二月十二日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市西区城北町一ノ五九 錦

木好信外百三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第五八五号 昭和五十五年二月十二日受理

医療ソーシャルワーカーの制度化に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会議員 金井秀雅

この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。

第五八六号 昭和五十五年二月十二日受理

母子保健法の改正に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会議員 金井秀雅

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第五八七号 昭和五十五年二月十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府枚方市三栗二ノ一〇ノ一六

七 宮上昇外三百三十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五八八号 昭和五十五年二月十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市右京区西京極前田町二七

杉田松枝外百七十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五八九号 昭和五十五年二月十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡御園二〇ノ一五

二 西岡喜久子外百二名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五九〇号 昭和五十五年二月十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府吹田市藤白台一ノ一〇D二

六ノ一〇八 池垣明子外二百五十

八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五九一号 昭和五十五年二月十二日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川三ノ七ノ二〇二 山

紹介議員 口勝外百八十名
大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五九二号 昭和五十五年二月十二日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府茨木市清水二〇九ノ七 福

紹介議員 井桂子外百五十名
小山 一平君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五九九号 昭和五十五年二月十二日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 横浜市戸塚区平戸町一、七九〇ノ

紹介議員 二五 館野周之外十四名
粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第六〇四号 昭和五十五年二月十二日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 東京都足立区六月二ノ一ノ四

紹介議員 藤岡宏子外二十二名
下村 泰君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第六〇五号 昭和五十五年二月十二日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 名古屋市天白区天白町島田黒石

紹介議員 明外三百三十名
粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六〇六号 昭和五十五年二月十二日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 京都府亀岡市曾我部町穴太 寺本

紹介議員 昭雄外九百九十九名
下村 泰君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六一一号 昭和五十五年二月十二日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 埼玉県入間市高倉五ノ三ノ二二

紹介議員 西田清栄外三千三百四十名
上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第六一二号 昭和五十五年二月十二日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 名古屋市南区元塩町四ノ一 斎藤

紹介議員 博外二百七十九名
茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六一三号 昭和五十五年二月十二日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川三ノ一三ノ一〇一

紹介議員 大江守三外百五十名
茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二〇号 昭和五十五年二月十三日受理
学童保育の制度化等に関する請願
請願者 東京都練馬区北大泉町四七二 川

紹介議員 島志津外三千九百八十五名
片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第六二一号 昭和五十五年二月十三日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府吹田市藤白台一ノ二ノD三

紹介議員 三ノ二一〇 宇野幸治外百四十名

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二二号 昭和五十五年二月十三日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府枚方市中宮北町一七ノ四ノ

紹介議員 二〇五 田村正巳外百八十七名
片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二三号 昭和五十五年二月十三日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉県船橋市高根台二ノ三ノ九八

紹介議員 浅見伸江外九十九名
佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二四号 昭和五十五年二月十三日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉県船橋市高根台二ノ三ノ一〇

紹介議員 〇ノ三〇二 佐藤啓悦外百九十八
名 勝君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二五号 昭和五十五年二月十三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關
する請願
請願者 秋田県南秋田郡天王町天王追分二

紹介議員 七ノ一六 佐藤隆興外十三名
片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第六二六号 昭和五十五年二月十三日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 名古屋市南区元塩町三ノ一ノ三共

紹介議員 同作業所全国連絡会内 鈴木慶子
外三百二十名
藤田 進君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六二七号 昭和五十五年二月十三日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 愛知県大府市森岡町上ノ山西二三

紹介議員 三二二 前田宏外二百四十九名
片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六二八号 昭和五十五年二月十三日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 東京都日野市新町一ノ五ノ一九

紹介議員 岸野一郎外六十名
佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六四七号 昭和五十五年二月十三日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 大阪市東区玉造二ノ二二ノ五 染

紹介議員 矢宏子外五百六十名
下村 泰君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六五一号 昭和五十五年二月十三日受理
学童保育の制度化等に関する請願
請願者 岡山市東野山町一ノ四〇 本郷

紹介議員 茂子外三千名
大島 友治君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第六五二号 昭和五十五年二月十三日受理
國の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 横浜市旭区鶴ヶ峰二ノ六一ノ五

紹介議員 佐藤順子外百六十七名
森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六五三号 昭和五十五年二月十三日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市緑区池上台三ノ五五ノ四

風芳彦外二百六十三名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六五八号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 京都市左京区田中久保町七二

稲田秀子外三百七十七名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六五九号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 大阪府吹田市南高浜町二二ノ一八

木下智子外二百六十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六〇号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 鹿児島市新屋敷町五ノ二〇 鶴田

勉外十五名

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第六六一号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 福岡市博多区東比恵四ノ一ノ一七

小島楠雄外六十七名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六二号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

請願者 大阪府吹田市泉町五ノ二八ノ一一

山神孝子外三百九十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六三号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 大阪府三島郡島本町青葉一ノ八ノ

八 荒平スミエ外六十五名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六七号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 大阪府枚方市村野本町七ノ二〇

中井孝生外二百六十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六八号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 名古屋市西区六句町一ノ一七 秋

山敏子外三百九十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六九号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 和歌山県田辺市芳養町井原九二ノ

二 小西正幸外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七〇号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 東京都江戸川区上篠崎町三ノ八ノ

三 酒井統信外三千九百九十九名

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第六七四号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 大阪府吹田市泉町五ノ二八ノ一一

山神孝子外三百九十九名

請願者 大阪市城東区今福東二ノ一ノ三七

辻正子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七五号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 横濱市緑区中山町九二三 相川清

子外五百七十七名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七六号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 千葉県船橋市高根台三ノ二ノ一九

六ノ二 佐藤博外三百九十九名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七七号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 岡山県倉敷市四十瀬後場四一ノ八

那須光典外八十五名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七八号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 岡山県倉敷市四十瀬後場四一ノ八

那須光典外八十五名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七九号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 岡山県倉敷市四十瀬後場四一ノ八

那須光典外八十五名

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六八〇号 昭和五十五年二月十四日受理

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

請願者 岡山県倉敷市四十瀬後場四一ノ八

那須光典外八十五名

二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の措置を統括管理させなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(元方安全衛生管理者)

第十五条の二 前条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、元方安全衛生管理者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項のうち技術的事項を管理させなければならない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、元方安全衛生管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「当該元方安全衛生管理者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項に、「行なう」を「行う」に、「行なわす」を「行なう」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の事業者で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

事項を管理させなければならない。

第二十六条中「前条まで」を「第二十五条まで及び前条第一項」に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条第一項中「第二十五条まで」の下に「及び第二十五条の二第一項」を加える。

第三十条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 仕事をを行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成すること。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 第二十五条の二第一項に規定する仕事は、数回の請負契約によつて行われる場合（第四項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外

の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定は、第二十五条の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、前条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事」を「二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名さ

れた事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 第二十五条の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

第三十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「これらの項」を「これら」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに前項」を「及び前項」に、「特定元方事業者」を「特定元方事業者等」に改め、第三十条の二第二項の元方事業者等に改め、第四項の下に、「第三十条の二第二項若しくは第四項を加え、若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四項の下に」を「第三十条の二第二項若しくは第四項を加え、前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十条の二第二項又は第四項の場合において、第二十五条の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十条の二第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十六条中「第四項の下に」を「第三十条の二第一項若しくは第四項を加え、第三十二条第一項若しくは第二項」を「第三十二条第一項から第三項まで」に、「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改める。

第三十八條第五項中、「第一項」を「第一項」に、「第三項の規定による届出（以下「届出」という。）があつた場合において、」を「第四項の規定による届

出があつた場合において、労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前三項」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事業の仕事」の下に「建設業に属する事業にあつては、前項の労働省令で定める仕事を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 事業者は、第三項の労働省令で定める仕事の計画及び前項の規定による届出に係る仕事のうち労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

第三十八條第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日より、労働大臣に届け出なければならない。

第九十九條第一項中「届出」を「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）第三項又は第四項の規定による届出（以下「届出」という。）に改める。

第九十八條第一項中「第二十五条まで」の下に「第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項」を加える。

第九十九條第二項中「第五十七條の四」を削る。

第九十九條第一号中「第二十五条まで」の下に「第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項」を加え、同条第二号中「第八十八條第五項」を「第八十八條第七項」に改める。

第一百二十條第一号中「第十五條第一項若しくは第三項」を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に、「第十六條第一項」を「第十五條の二第一項、第十六條第一項」に改め、「第十八條第一項」の下に「第二十五条の二第二項（第三十条の二第

五項において準用する場合を含む。」を加え、「第三十二條第一項から第三項まで」を「第三十二條第一項から第四項まで」に、「第百一條」を「第百一條から第百一條まで」に改め、同条第二号中「第十二條第二項」の下に「及び第十五條の第二項」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五條第三項の次に一項を加える改正規定(第二十五條の二第二項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。)、第二十五條の次に一項を加える改正規定(第二十五條の二第一項に係る部分に限る。)、第二十六條の改正規定、第二十七條第一項及び第二十八條第一項の改正規定、第三十條の次に一項を加える改正規定(第三十條の二第二項から第四項までに係る部分に限る。)、第三十二條の改正規定、第三十六條の改正規定、第八十八條の改正規定(改正後の同条第五項に係る部分に限る。)、第九十八條第一項の改正規定、第一百九十九條第一項の改正規定、第二百一十條第一項の改正規定(第十五條第一項若しくは第三項を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分(第四項)に改める部分及び「第百一條」を「第百一條から第百一條まで」に改める部分(第百一條)に改める部分(第百一條)に限る。)、次条第一項の規定並びに附則第三條第三項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十條第一項の改正規定、第十一條第一項及び第十二條第一項の改正規定、第十五條第一項

三項の次に一項を加える改正規定(第二十五條の二第二項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。)、第二十五條の次に一項を加える改正規定(第二十五條の二第二項に係る部分に限る。)、第三十條の次に一項を加える改正規定(第三十條の二第五項に係る部分に限る。)、第百二十條第一号の改正規定(第十五條第一項若しくは第三項を「第十五條第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分(第十五條第四項)については、第二十五條の二第二項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。)、及び「第十八條第一項」の下に、第二十五條の二第二項(第三十條の二第五項)において準用する場合を含む。』を加える部分に限る。』並びに次条第二項の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二條 改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)(第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第一号に定める日以前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、同項及び新法第三十條の二第二項から第四項までの規定は、適用しない。)

2 新法第二十五條の二第一項に規定する仕事で、前条第二号に定める日以前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、新法第二十五條の二第二項(新法第三十條の二第五項)において準用する場合を含む。』の規定は、適用しない。

第三條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前記改正前の労働安全衛生法第八十八條第三項の規定により計画の届出をした事業者に対する仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令については、なお従前の例による。)

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十五年三月十八日【参議院】

うとするものの計画の届出については、同項中「三十日」とあるのは「十四日」と、「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」と、同条第七項中「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」とする。

附則

第一条

第一号に定める日から起算して三月以内に開始される新法第八十八條第五項に規定する仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

第四條 この法律の施行の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に係る違反の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第六八八号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第六八二号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第六八三号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第六八八号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第六九四号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第六九五号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第七一二号)

一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第七一三号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第七一四号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第七一五号)

衆浴場法の一部改正に関する請願(第七一五号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第七一六号)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第七一七号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第七一八号)

一、原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願(第七二二号)

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第七二三号)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第七二八号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第七二九号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第七三〇号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第七三二二号)

一、原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願(第七三三二号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第七三三三号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第七三四号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第七三六号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第七三七七号)

一、健康保険法の改悪反対に関する請願(第七四二二号)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第七四三三三号)

一、原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願(第七五一一号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第七五四号)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第七五五号)

一、原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願(第七六〇号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第七七〇号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第七七一〇号)

一、国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(第七七二〇号)

一、原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願(第七七三〇号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第七九九号)

一、国民健康保険料の値上げ反対等に関する請願(第八〇一〇号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第八〇二〇号)

一、老人医療費有料化反対等に関する請願(第八三五号)

第六八一号 昭和五十五年二月十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府枚方市牧野阪三ノ一三ノ二
増田吉次外二百四十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六八二号 昭和五十五年二月十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都葛飾区新小岩四ノ三七ノ二
岡田邦雄外二十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第六八三三号 昭和五十五年二月十五日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都大田区中央一ノ七ノ六
清水美之外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第六八四号 昭和五十五年二月十五日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 大阪市西区北堀江二ノ七ノ一
根津佳代子外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六八五号 昭和五十五年二月十五日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 奈良県生駒市仲之町七ノ六山水苑
内 境以外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六八六号 昭和五十五年二月十五日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願(二通)

請願者 大阪市東住吉区湯里町三ノ二六九
竹原千代外九百九十九名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六八七号 昭和五十五年二月十五日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市南区浜田町三ノ一〇一ノ一
鈴木徳彦外二百九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六八八号 昭和五十五年二月十五日受理
国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市津一、〇五一
形朱美外百三十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第六九四号 昭和五十五年二月十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区大森北五ノ八ノ一
ノ四二九 竹村好弘外百二十四名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六九五号 昭和五十五年二月十六日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市熱田区西宮町一ノ六
近 藤富夫外三百三十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第七一二号 昭和五十五年二月十八日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 神奈川県座間市座間二ノ八九一
鈴木吉昭外九十九名

紹介議員 片岡 勝治君
核兵器の恐ろしさを世界に知らせ、老齢化とともに一層ひどくなつた被爆者の苦しみ、少しでも和らげ、その願いにこたえるため、次の事項を含む被爆者援護法を直ちに制定されたい。

一、国の費用で被爆者の健康管理と治療・療養給付を行うこと。

二、核兵器廃絶の決意を込め被爆者全員に年金を支給すること。(被爆者年金)

三、被爆者の遺族に年金を支給すること。(遺族年金)

四、身体障害をもつ被爆者に年金を支給すること。(障害年金)

五、療養中の被爆者に手当を支給すること。(療養手当)

六、生活困窮の被爆者に手当を支給すること。(生活手当)

七、介護を必要とする被爆者に手当を支給すること。

と。(介護手当)

八、死没した被爆者に対して弔慰金を支給すること。(弔慰金)

九、被爆者の子・孫で本人及び保護者の希望があつた場合は、本法を準用すること。

理由
昭和二十年八月六日広島に、続いて九日長崎にアメリカが投下した二つの原子爆弾で両市は一瞬にして壊滅し、三十万近い人々が殺され、生き残つた三十七万人の被爆者は、「命・暮らし・心」に深い傷を負つた。しかし、被爆者は生き残つた意味を、「広島・長崎を繰り返さない」ことに求め、核兵器のない世界実現への願いを込めて、苦しみと闘いながら生き抜いてきた。アメリカの原爆投下から始まつた核軍拡競争はとどまることを知らず、今世界には、人類が何十度も滅ぶ程の核兵器が蓄えられている。世界最初で唯一の原爆被害を経験した我が国は、再び被爆者をつくらせないため、核兵器廃絶と被爆者援護のために全力を尽くす厳粛な責務がある。

第七一三三号 昭和五十五年二月十八日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 神戸市灘区中原通二ノ四ノ一
荒 木チカ外二千九百二名

紹介議員 渡部 通子君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第七一四号 昭和五十五年二月十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一二ノ五〇八
佐々木義男外二百四十三名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一五号 昭和五十五年二月十八日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二ノ六ノ三

三 阿部正勝外十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第七一六号 昭和五十五年二月十八日受理
請願者 東京都練馬区富士見台四ノ六ノ九
小林健一外百七十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第七一七号 昭和五十五年二月十八日受理
国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願
請願者 横浜市西区南坪一〇ノ四 永
井照子外百二十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第七一八号 昭和五十五年二月十八日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県川越市岸町三ノ一五ノ六
大村仁外九千三百八名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第七一二号と同じである。

第七二二号 昭和五十五年二月十八日受理
原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願
請願者 島根県鏡川郡大社町日御崎 國山
満男外九千九百七十一名
紹介議員 泰 豊君
過去をつぐない(補償)、被爆者の現在の健康・生活
を安定させ(保障)、再び被爆者をつくらぬ決意
を込めた(保証)、この三つの「はしり」の精神を
土台とし、次の内容を中心とする原子爆弾被爆者
援護法を制定されたい。

一、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国費で
行うこと。
二、核兵器廃絶の決意を込め被爆者全員に年金を
支給すること。(被爆者年金)

三、死没した被爆者の弔慰金及び被爆者の遺族に
年金を支給すること。(弔慰金・遺族年金)
四、身体障害をもつ被爆者に年金を支給するこ
と。(障害年金)
五、法の趣旨にヒロシマ・ナガサキを繰り返さな
い決意を明示すること。

理由
昭和二十年八月六日に広島、九日に長崎に原爆が
落とされて三十五年後の今日、私たちの強い願
いにもかかわらず、原子爆弾被爆者援護法はいま
に制定されていない。私たち全地婦連では「一九
七八年核兵器完全禁止・被爆者援護世界大会」の
提唱団体として、大会成功のために全力を挙げて
きた。世界に向って核兵器廃絶を訴えるこの大会
の名称に「被爆者援護」の文字が入っている。これ
は被爆者日本として国際世論の先頭に立つたため
に、「世界に被爆者をつくらぬ」「平和へのあかし
として、国家補償に基づく被爆者援護法の制定
は、目下の急務である」と強く認識したからであ
る。

第七二三号 昭和五十五年二月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県入間郡日高町高萩七六四ノ
二 関根利通外三千三百三十六名
紹介議員 立木 洋君
国民がいつでも、どこでも、だれでも費用の心配
なく、安心して良い医療が受けられる医療制度の
確立を目指し、当面次の事項について実現を図ら
れた。

一、医療保険制度の改悪をとりやめること。
二、医療保険制度について次の改善を図ること。
1 すべての医療保険にわたって、本人、家
族、入院、外来を通じて十割給付とし、業代
の自己負担をいっさい行わないこと。
2 差額ベッド料、付添料などいっさいの保険
外負担をなくすること。
3 出産給付は現物給付(全額給付)とするこ
と。

4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担
割合を労働者三・使用者七の割合に変更する
こと。
5 政管健保、国保、日雇健保に対する国庫負
担を増額すること。また、財政基盤の弱い健
康保険組合、共済組合に対する国庫負担を制
度化し、負担率を引き上げること。
6 予防給付を保険で受けられるようにするこ
と。

理由
三、老人医療の有料化計画をとりやめること。老
人医療は保険から切り離し、全額公費負担で行
うとともに公費負担医療を拡充すること。
四、救急医療、休日・夜間医療体制の確立、無医
地区の解消など医療供給体制の拡充、整備を行
うこと。

物価騰貴や公共料金の引上げなどのため、国民は
一層暮らしにくくなり、国民の健康もますます悪
化している。今日、国民すべてが救急医療、休
日・夜間医療体制の確立、差額ベッド料、付添料
などの保険外負担の廃止、無医地区の解消、へき
地・離島医療の整備・医療従事者の確保など切望
している。政府はこのような切実な国民の要求を
省みようとせず、赤字を口実に、(一)授業・注射の
業代については、半額自己負担とする。(二)初診時
患者負担を千円に引き上げ、入院時給食費患者負
担(一日千円)を新設する。(三)ボーナスからも毎月
の保険料と同率で年二回徴収するなど、保険料を
大幅に引き上げる。(四)医療費が上がり、国庫負担
も引き上げる運動制をやめ、政管健保について二
十パーセントを限度に国庫負担を固定化する。(五)
健康保険組合や共済組合の附加給付を廃止する。
このような医療保険の大改悪を強行しようとし
ている。このように政府は、健保財政の赤字をす
べて国民と患者に押し付け、国民がより良い医療
を受けられることができるようにするための医療制度
の抜本的改善策は何も打ち出していない。

国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願
請願者 山口県吉敷郡小郡町町九六七山
口県商工団体連合会婦人部協議会
内 島原慶子外千七百六十三名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第七二九号 昭和五十五年二月十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 埼玉県浦和市上木崎四ノ二ノ二五
コーポすめら山Cノ六関野内増玉
県保育問題協議会内 齊藤玲子外
九百八十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七三〇号 昭和五十五年二月十八日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘西五ノ一
ノ一七 田中隆
紹介議員 橋本 敦君
腎炎・ネフローゼの原因の究明と、治療法の確
立、並びに治療機関として、「国立腎センター」を
早急に開設されたい。

理由
腎炎・ネフローゼは腎臓の糸球体等が侵される病
気で、五年・十年・あるいは一生という極めて長
期間の療養を続けるばかりでなく、いつ悪化して
死亡するか分からぬ難病である。この病気の、戦
後、幼児・児童・生徒の間に急激に増え続け、長
期欠席児童の第一位を占めている。また、学齢期
にあるこの学童は、病院で家庭で、不安と焦燥の
苦しい毎日を送っている。なお、この子を持つ
親の精神的苦悩と経済的負担は想像に絶するもの
がある。しかも、この病気の原因が不明である
うえ治療法も確立されていない。したがって、い
つ治るとも分からない全く不安な状態に放置され
ている。

第七三二号 昭和五十五年二月十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市松波一ノ一六ノ一一千葉県
保育問題協議会内 新保功外百五十七名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七三三二号 昭和五十五年二月十八日受理
原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願
請願者 愛媛県越智郡吉海町八幡北 芥川ノブ外千九百九十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第七三三三号 昭和五十五年二月十八日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 名古屋市中村区元塩町三ノ一ノ三共
同作業所全国連絡会内 佐藤善男外百七十名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第七三四号 昭和五十五年二月十八日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都足立区宮城一ノ二八ノ七東
京都保育所労働組合足立支部三星分
会内 齊藤恵子外九百七十名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三六号 昭和五十五年二月十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川三ノ一二ノ五〇五
滝沢輝外二百五十六名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七三七号 昭和五十五年二月十八日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 名古屋市中村区森末町三ノ七五
深井良一外二百四十九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第七四二二号 昭和五十五年二月十九日受理
健康保険法の改悪反対に関する請願
請願者 京都市中京区御前通松原下ル京都
府医師会館内京都府保険医協会内
中野信夫外五千十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第七四三三三号 昭和五十五年二月十九日受理
国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願
請願者 川崎市川崎区桜本一ノ一三ノ一
浜田慶三外千二百十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第七五一号 昭和五十五年二月十九日受理
原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願
請願者 徳島市北沖洲二ノ七ノ一 藤枝嘉
代子外三千三百七十七名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第七五四号 昭和五十五年二月十九日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都調布市仙川町二ノ七ノ二二
谷口茂造外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第七五五号 昭和五十五年二月十九日受理
国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願

請願者 神奈川県厚木市妻田一、七三三
大河原セツ子外百五十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第七六〇号 昭和五十五年二月十九日受理
原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡甲南町竜法師二、三
一 森島博子外九千九百九十九
名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第七七〇号 昭和五十五年二月二十日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都東大和市高木一、二四五ノ
三〇一 山口のり子外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第七七一号 昭和五十五年二月二十日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 横浜市中区鶴見区生麦三ノ五ノ九 酒
井カズヨ外九百九十九名

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第七七二二号 昭和五十五年二月二十日受理
国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願
請願者 東京都練馬区大泉学園町二七二
富塚浩丘外六百三名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第七七三三三号 昭和五十五年二月二十日受理
原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願
請願者 長野県大町市平区青木二〇、八九
一 西山佳子外九千九百九十九

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第七九九号 昭和五十五年二月二十日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡豊見城村真玉橋一八
一 下地幸一外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第八〇一〇号 昭和五十五年二月二十一日受理
国民健康保険料の値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都葛飾区東立石一ノ二一ノ二
安田ふみえ外四千四百十名

紹介議員 片山 甚市君
一、調整交付金を保険者の実情にあわせて交付し、事務費補助など負担金の増額を図ること。
二、老人保険・医療制度を国民健康保険とは別建てとし、全額国が負担すること。
三、国民健康保険の出産手当・傷病手当を強制給付とすること。

理由
中小業者の営業と生活は、大企業が史上最高の利潤をあげているもので、一層厳しさを増しており、家族中の長時間労働で、やつと生活を支えている状態である。このような中で、国保財政赤字を理由とした国保料（税）引上げの動きがあるが、国保財政危機の大きな原因は、国民の健康破綻の進行と製薬大企業の大きな利益による国民医療費の増大、また、国が交付金、補助金など国庫負担の増額を図っていないことにあることは明らかである。こうした危機の根源に手をつけることなく、赤字を一方的に被保険者に押し付けるやり方は到底納得のいくものではない。一方、国保は他の保険に比べ、制度的にも不十分な点が多く、とりわけ、病気がやがて休んだ時には安心して治療が受けられるよう、傷病手当、出産手当の実施は

、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第八六〇

一、原子爆彈被爆者援護法制定に關する請願
(第九三二号)

(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八

二、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一〇四四号)(第一〇四五号)(第一〇四六

号(第一〇四七号)(第一〇四八号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)(第一〇五一号)(第一〇五二号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)(第一〇六一号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一〇六七号)

一、国民福祉の後退阻止に関する請願(第一〇六八号)

一、障害者の共同作業所助成等に関する請願(第一〇六九号)

一、国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願(第一〇七〇号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一〇七二号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇八七号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第一〇八八号)

一、療術の制度化阻止に関する請願(第一〇九一号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一〇九五号)(第一〇九六号)

第八五八号 昭和五十五年二月二十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府城陽市平川野原一七ノ一四 水尾ひろみ外百九十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。
第八五九号 昭和五十五年二月二十二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市西山本町六ノ五ノ二 西田賢一外百十名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八六〇号 昭和五十五年二月二十二日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町二ノ六ノ五 関根秀雄外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第八六一号 昭和五十五年二月二十二日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 高知市一宮二、五二二ノ四 藤井逸子外百九十九名

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第八六二号 昭和五十五年二月二十二日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 大阪府西區北堀江四ノ二ノ二四ノ五〇九 野崎勝己

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

第八六八号 昭和五十五年二月二十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市西京区上桂三ノ宮町二五ノ六 植出安夫外百七十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八七一号 昭和五十五年二月二十二日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 福島県伊達郡伊達町千供田二〇 阿部喜代外十五名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第八七三号 昭和五十五年二月二十二日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市松波一ノ一六ノ一 千葉県保育問題協議会内 中村勉外百六十一名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八七四号 昭和五十五年二月二十二日受理

栄養士法一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市谷山塩屋町一六九社団法人日本栄養士会鹿児島支部内 若原延子

紹介議員 井上 吉夫君
栄養士のうち少なくとも管理栄養士に限っては、国家試験合格者のみに資格を与える制度に改善されたい。

理由

栄養士制度は、医療職種としては、かなり先発的制度であったが、今や後発の職種を含めて、医療職のほとんどすべてが国家試験を要件とする免許制度になつてゐるにもかかわらず、管理栄養士のみが今も無試験の免許のまま残されてゐる。このため管理栄養士・管理栄養士のすべてが必ずしも社会的信頼にそぐはれてゐる。管理栄養士・管理栄養士の業務が医療のなかでも重要な地位を築きつつあるときに、それをつかさどる専門職種をこのような状態に放置しておくことは国民の健康管理の上からも由々しい問題である。

第八七五号 昭和五十五年二月二十二日受理

児童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都文京区本郷二ノ二六ノ一三 井口ビル内全国児童保育連絡協議会内 佐藤幸江外三千九百九十六名

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第八八七号 昭和五十五年二月二十三日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川八ノ一六ノ四〇五 池田庸二外百三十三名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八八八号 昭和五十五年二月二十三日受理

保育所の運営費超過負担解消等に関する請願

請願者 大阪府高槻市大蔵司二ノ四五ノ一 〇 三田喜生外五千四百名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八九二号 昭和五十五年二月二十三日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治矢落一ノ四三 清水明外百二十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八九三号 昭和五十五年二月二十三日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市二日町六ノ六 大野喜美外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第八九八号 昭和五十五年二月二十三日受理

医療保険制度改善に関する請願

請願者 三重県安芸郡安濃町栗加二二一 黒川宗郎外三百六十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
国民が安心して保険で十分な医療を受けられるよう、医療保険制度を次のように改善されたい。

一、薬剤・歯科材料費、初診時等の患者負担を大幅に増やし、医療機関には事務煩雑化をもたらす医療保険制度の改正をやめること。
二、医療保険への国庫負担を増やし、保険料の事業主負担割合を引き上げること。中小零細企業の事業主負担の増加は、当面国庫負担の増額によつて賄うこと。

三、医薬品の原価を公開し、不当に高い倉出し価格を引き下げて、薬価基準を適正化し、技術料に振り替えること。高額医療用機器についても販売価格を適正に規制し、医療機関が共同利用できるように地域の民主的なネットワークを確保すること。
四、以上の措置と併せて、各種医療保険を給付のレベルダウンなしに職域・地域の二本建てに統合すること。

理由
健康保険制度等の改正案は、薬剤・歯科材料費の半額窓口負担、初診時患者負担及び保険料を大幅に引き上げ、入院給食料を新たに負担させようとしている。これは抜本改正の名のもとに、家計の柱である本人を中心に患者への犠牲を一層強めようとするものである。この改正案が実施されれば早期受診・早期治療を抑制し、診療の中断などを招き国民医療を大幅に後退させることは明らかである。

第八九九号 昭和五十五年二月二十三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都府相楽郡木津町梅谷比谷二〇
駒谷敦子外百十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九〇三号 昭和五十五年二月二十五日受理
健康保険法改正案反対に関する請願
請願者 名古屋市中千種区猪高町猪子石大畑
田五三 佐野正人外七千六百十五名

紹介議員 三治 重信君
憲法二十五条第二項の精神に基づき国民生活を脅かされることなく、我々が安心して医療を受けられるよう次の事項について実現を図りたい。
一、初診時、入院時の一部負担金を増額しないこと。
二、薬剤費の患者負担をしないこと。
三、保険医療機関指定更新時の法的規制を導入しないこと。

理由
世界的な原油の高騰による、物価高と不況はますます国民生活を大きく圧迫している。このような時期にこそ、社会保障の充実強化の施策がなされることが国民の要望である。この状況下において、政府は医療保険制度等の改正案を提案し、国会において審議されることになったが、この案は、医療費抑制策として患者の負担増を企図したものであり、財政再建に名をかりた糊塗的対策に過ぎない。このような施策が実施されれば、疾病の早期発見・早期治療はますます不可能となり、国民医療に重大な損傷を残すことは明白である。

第九〇四号 昭和五十五年二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都府宇治市宇治琵琶三三ノ四宇
治市職内 中沢美佐子外百二十
九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九〇五号 昭和五十五年二月二十五日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 名古屋市中千種区竹軒家長栄一五二
和進館保育園内 石田太神外七千
六百十二名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川八ノ九ノ一〇六 西
宮好一外百五十八名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九三二号 昭和五十五年二月二十五日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岡山県玉野市榎ヶ原二、一三七
藤原昭外一万二百二十五名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第九三三三号 昭和五十五年二月二十五日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 沖縄県那覇市宇栄原九〇六 赤嶺
利雄外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第九三四号 昭和五十五年二月二十五日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 京都府中郡峰山町丹波 下戸明夫
外九百九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

知県保険医協会内 阿久根睦外七
十六名
紹介議員 森下 昭司君
国民の歯の健康を守るため、医療保険制度について早急に次の改善措置をとりたい。
一、薬剤・歯科材料費、初診時等の患者負担を大幅に増やし、医療機関には事務煩雑化をもたらす医療保険制度の「改正」案をとりやめ、左記のような改善を図ること。
1 保健予防から治療・リハビリテーションに及ぶ歯科医療の一貫した体制を整備すること。特に、子どものむし歯対策のため、妊産婦・乳幼児・学童に対する一貫した公衆衛生プログラムを自治体、保健所及び学校区単位に早急に具体化すること。
2 歯科診療報酬体系と評価の改善により、当面、小児の歯科診療の保健外負担を解消するとともに、刷掃指導、定期的検診等、保健指導、予防を保険給付とするなどの改善を行うこと。

3 障害者（児）・老人の医療は、保険医療から切り離し、全額国と企業の負担による公費医療とすること。
二、不当に高い薬剤価格の引下げ、歯科医療用機器の価格の適正化、事業主の保険料負担割合の引上げ、国庫負担の増額などによる保険財政の健全化を図ること。
三、以上の措置と併せて、各種医療保険の給付を低下させることなく職域・地域の二本建てに統合すること。

理由
今日、国民の歯の健康は、国民皆保険発足以来、むし歯の処置率が著しく向上しているにもかかわらず、むし歯の罹患率が九十パーセントの高率を続け、義歯を入れている者が三分の一、歯周病患者は成人の半数にのぼるという深刻な状態が続いている。このことは、国民の歯の健康を守るために、保険で安心して良い歯科診療を受けられるための歯科保険医療の改善を行うとともに、

第九一〇号 昭和五十五年二月二十五日受理
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第九四三三三号 昭和五十五年二月二十五日受理
国民の歯の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願
請願者 名古屋市中千種区妙見町一九ノ二愛

保健予防指導について、根本的な改善が切実な課題であることを示している。ところが政府は、医療保険財政の赤字を理由にして、歯科材料・薬剤費の半額窓口負担・初診時患者負担及び保険料を大幅に引き上げる健康保険制度の「改正案」を国会に提出したが、この「改正案」が、国民の歯科医療改善の願いに背き、早期受診・早期治療を著しく妨げて健康の悪化を招くことは明らかである。

第九四四号 昭和五十五年二月二十五日受理
国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願

請願者 名古屋市昭和区妙見町一九ノ二愛知保険医協会内 阿久根陸外百六十七名

紹介議員 森下 昭司君
一、薬剤・歯科材料費、初診時等の患者負担を大幅に増やし、医療機関には事務複雑をもたらし医療保険制度の「改正案」案をとりやめ、次のような改善を図ること。

1 疾病構造の変化に対応し、保健、予防、治療、リハビリテーションを一体とした包括的地域保健医療体制を整備すること。

2 第一線医療を重視し、開業医、国公立医療機関、保健所、各種福祉施設間の連携を強化すること。

3 保険外負担の解消、予防、健康管理への給付の拡大、保険給付の改善を図ること。

4 全額公費による老人保健医療制度を創設すること。

二、不当に高い薬剤価格の引下げ、高額医療用機器の価格の適正化と効果的な利用、事業主の保険料負担割合の引上げ、国庫負担の増額などによる保険財政の健全化を図ること。

三、以上の措置と併せて、各種医療保険を給付のレベルダウンなしに職域、地域の本建てに統合すること。

理由 今日国民の健康は医学・医術の進歩と医療担当者

の努力等によつて平均寿命が大幅に延びている反面、子供や青壮年の間にも慢性疾患が増大していることなどにより、国民の有病率は依然として高水準を維持している。これに対して、政府は根本的な対策を放棄しているうえに薬剤・歯科材料費の半額窓口負担、初診時患者負担及び保険料を大幅に引き上げ、入院時給食料を新たに負担させる健康保険制度の「改正案」を国会に提出し、家計の柱である本人を中心に患者への負担増を強めようとしている。この結果早期受診・早期治療の機会を抑制し、国民医療を一層困難に追い込むことは明らかである。

第九四五号 昭和五十五年二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町蓮池一三〇ノ六 遠藤和子外二百十五名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九五〇号 昭和五十五年二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一五ノ三〇四 岡田隆外百五十四名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九五一号 昭和五十五年二月二十五日受理
国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願

請願者 兵庫県姫路市飾磨区細江四三一中谷診療所内 中谷健二外七百六名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第九五八号 昭和五十五年二月二十六日受理
国民の健康を守るための医療保険制度改善に関する請願

請願者 愛知県知多市南粕谷新海一六九ノ五横井内科内 横井幸雄外二百名

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第九五九号 昭和五十五年二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ四ノ四〇二大澤正春外百六十八名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九六〇号 昭和五十五年二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市旭ヶ丘三ノ九二ノ一 九 岩崎八重子外百七十名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九六三号 昭和五十五年二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町二箇一七〇 野木保一外百五十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九六五号 昭和五十五年二月二十六日受理
国民健康保険料の値上げ反対等に関する請願

請願者 福島市大森名号内六ノ八 渡辺美佐子外百十六名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第九六六号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 静岡県浜松市高町一五一 大塚しづ外八千名

紹介議員 中尾 辰義君
一、看護職員条約を早期に、批准できるように国内法令の整備その他の必要な具体的措置をとること。

二、「看護職員条約・勧告適用」の実現を図ること。

三、医療・看護政策の立案・決定には必ず看護職員の参加を認めること。

四、総合的看護政策の樹立のため国に専門委員会を新設すること。

理由 「看護」の質、量の充実に對する国民の要求は、一層切実なものとなつてゐる。看護職員が不足し、かつ有資格者が有効に活用されてゐないために、医学の進歩した成果を国民の健康増進に十分反映させているとは言えない。一九七七年、ILOが採択した看護職員条約・勧告は、看護問題解決のための世界的合意であり、我が国においても看護職員条約・勧告の批准適用が緊急になされる必要が

ある。

第九六七号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 愛知県岡崎市本宿町丸山腰四ノ一
北原里美外三千九百九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九六八号 昭和五十五年二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ二ノ一〇五
窪 田義広外五百五十七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九七〇号 昭和五十五年二月二十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市北山二ノ九ノ二四
山下鏡子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第九七一号 昭和五十五年二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一〇ノ一〇一
深瀬能澄外八十三名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九七二号 昭和五十五年二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一五ノ五〇二
齊藤和雄外百十五名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九七三号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 大分市田中七組ノ二 井上一子外
千名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九七四号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県小笠原郡菊川町本所宮下四四
一ノ二 白井直方外五百五十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九七五号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町北村一町四反
地三ノ八八 桑清子外四百四十
九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九七八号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市住吉二ノ三六ノ一八
手塚民子外九百九十九名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九七九号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜松市小豆餅二ノ二〇ノ二
一 岡村文子外三万九千九百九十
九名

紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八〇号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市西伊場町六九ノ二
都田梶子外五千九百九十九名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八一号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市佐鳴台三ノ一九ノ五
〇二 小杉憲司外一万九百九十九
名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八二号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市新居町中之郷一、八
一九 袴田高子外一万九百九十九
名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八三号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市城北二ノ一四ノ三
齊藤貴子外一万四千九百九十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八四号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市小豆餅二ノ二〇ノ二
一 岡村文子外三万九千九百九十
九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

に関する請願

請願者 静岡県浜松市南伊場町五ノ三ノA
ノ六 山内朝子外九千九百九十九
名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八五号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市小松二、三九三 高
井悦子外八千九百九十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八六号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市遠州浜三ノ一四ノ一
一 飯豊純子外六千四百九十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八七号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 静岡県浜松市初生町三四七 北島
三恵子外九千九百九十九名

紹介議員 柳澤 鎌造君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八八号 昭和五十五年二月二十六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 宮城県仙台市八幡二ノ一〇ノ一九
日本看護協会宮城県支部協議会内
枝松秀子外七千九百二十七名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九八九号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 福岡市南区五十川六一〇ノ一 藤
野満寿子外九百八十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九九〇号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 岡山市七丁目西町五ノ一五 西山
きよ子外四万六千名
紹介議員 柿沢 弘治君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九九一号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 名古屋守山区森孝新田白山三五
〇ノ二本地住宅二二〇三〇一 水
野保幸外二千九百八十九名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九九二号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町二ノ一九ノ六
八木明美外四百九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九九三号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 徳島県小松島市小松島町新港四六
ノ二 西尾初美外二百五十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九九四号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町西の平七 真野
伸枝外八千名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第九九五号 昭和五十五年二月二十七日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくするため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪六ノ二七
ノ一 大賀美弥子外八名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第九九六号 昭和五十五年二月二十七日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関
する請願

請願者 京都府宇治市神明石塚三ノ二一
森川良美外二千三百三名
紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第九九七号 昭和五十五年二月二十七日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺二ノ一ノ二ノ
一、四〇四 小西美弥子外九十名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇〇六号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 宮城県宮城郡宮城町郷六六番一〇
四 清水好子外八千九百九名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇〇九号 昭和五十五年二月二十七日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一ノ四〇一 大
八木一男外四百四十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇一〇号 昭和五十五年二月二十七日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一六ノ四〇一
金多賀伸吉外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇一一号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大津町備前島一九六
ノ一 横井民江外二千二百二十九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇一二号 昭和五十五年二月二十七日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 宮崎市桜ヶ丘町一九一〇 山本
佳代子外千四百四十名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇一三号 昭和五十五年二月二十七日受理
老人医療費有料化反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区東坂下二ノ一九ノ九
安達不二男外五百五十六名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八三五号と同じである。

第一〇一四号 昭和五十五年二月二十七日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願（十通）

請願者 東京都江東区千田一〇ノ一九 大
木錦子外四千七百七十九名
紹介議員 丸茂 重貞君

社会的に、経済的に、また精神的にも安定した生
活が営めるような「寡婦福祉法」の制定と、関係諸
法諸施策を一日も早く実施するよう図られたい。

理由
昭和三十九年七月、母子家庭の「母と子」の福祉を
図るために、その基本法として「母子福祉法」が制
定され、母子家庭の福祉はこれによつて法律とし
てのよりどころができた。しかしながら、「母子福祉法」
による母子家庭とは、配偶者のいない二十歳未満
の子を持つものをいうのであつて、それ以外の寡
婦は法の対象とされず、冷たくあしらわれている
のである。長年の子育てに疲れ果て、子は成人し
たとはいながらもまだ、親を背負つてゆく力に
乏しく、また、核家族化が増加している激変の世
の中で、一人独居の寡婦として年老いてゆかねば
ならない母、なお、老人福祉法の適用を受けるに
は程遠いこのような寡婦の福祉こそ、法律によつ
て、守られなければならない。また、行政は法律
をよりどころとして行われる。したがつて、行政
が行う福祉の措置は、それにかかわる福祉の基本
法がなければならぬ。今日、「寡婦対策の確立」
が叫ばれて久しいが、激動してやまない社会経済
不安の中で、「母子福祉法」の域を離れた寡婦の生
活は、余りにも困難と、不安定な時代を迎えてい
るのである。

第一〇一六号 昭和五十五年二月二十七日受理
栄養士法一部改正に関する請願

請願者 長野市岡田三〇社団法人長野県栄
養士会 養士会長 神津博子
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一〇一七号 昭和五十五年二月二十七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町下川原二九八ノ一 大賀俊平外九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇一八号 昭和五十五年二月二十七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市東旭が丘 東口正男外九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇二二号 昭和五十五年二月二十七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都品川区西大井三ノ一五ノ二 中村正義外二千二百九十七名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇二二号 昭和五十五年二月二十七日受理

療術の制度化阻止に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町本社団法人奈良県はりきゆうあん摩マッサージ指圧師会連合会長雨森峯男

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第一〇三二号 昭和五十五年二月二十七日受理

個室付浴場業トルコ風呂をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県北本市西高尾七ノ一二二 水田慎也外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第一〇三二号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 京都府加佐郡大江町高津江 荒賀重治外九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三三三号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 大阪府守口市豊秀町一ノ一五 樋口市郎外九百九十九名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三四四号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市堀町三ノ六ノ五九 大門正義外九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三五五号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 京都府城陽市久世里ノ西 藤田和行外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三六六号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 大阪府門真市上島町四一ノ二 田畑彰二外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三七七号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都足立区本木一ノ二六ノ一六 田口新次郎外九百九十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三八八号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 大阪府守口市梅園町一二 野村孝始外九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇三九九号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 山形県東田川郡羽黒町黒瀬五二 小原敏一郎外九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇四〇〇号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜四ノ一三 名ノ一九 梅沢彦三郎外九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇四一〇号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 京都市伏見区羽東師菱川町五五ノ三二 直木太一外九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇四二二号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都足立区西新井五ノ四二ノ二 〇東京土建足立支部内 鈴木常子外九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇四三三号 昭和五十五年二月二十八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 香川県香川郡香川町東谷一、九四 〇ノ三 藤沢和男外九百九十九名

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一〇四四四号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府八尾市上之島町南二ノ八〇 上一子外二百二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇四五五号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉県花見川八ノ一六ノ二〇二 川口衛外二百七十五名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇四六六号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ

二〇全国保育要求統一行動実行委員会内 鈴木一徳外二百八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇四七号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川八ノ九ノ五〇二 森 田万寿雄外二十六名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇四八号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一三ノ五〇六 宮崎勇司外二百六十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇四九号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ二二ノ四〇二 谷田徳寿外二百八十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇五〇号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ一八ノ四〇三 美木治雄外二百五十五名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇五一号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ三三ノ一〇四 大曲実外二百五十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇五二号 昭和五十五年二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ二三ノ五〇二 檜村時彦外二百八十二名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇五三号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 群馬県前橋市上小出町二五六ノ三 太田悦子外四百八十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇五四号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 新潟県加茂市上条四、三九〇 樋口恵美子外二千九百八十九名

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇五五号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市三坂町四ノ六二 福田洋子外三百九十九名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇五六号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(二通)

請願者 静岡市与一右衛門新田二六四ノ一 〇 岩崎邦子外千九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇五七号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 徳島県板野郡上板町瀬部 極山貴 美子外八十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇五八号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 徳島市八万町千鳥六八ノ三 美馬 敏子外三百三十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇五九号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町若林二九 播川芳子外百名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六〇号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 大分県大野郡犬飼町犬飼三五ノ一 由見シズカ外千十五名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六一号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 愛知県豊橋市多米町柳原二 村松 秀良外九百七十七名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六二号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 岡山県英田郡西栗倉村長尾 白留 貞美外三千二百名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六三号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町森藤 宮田義 市外千二百九十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六四号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 名古屋市中区港明一ノ一〇ノ六 小林道子外四百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六五号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 静岡県小笠原郡菊川町本所五〇〇ノ一 渡辺和子外九百九十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六六号 昭和五十五年二月二十八日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 山梨県甲府市青沼二ノ九ノ七 依 田清子外四千名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇六七号 昭和五十五年二月二十八日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 富山市清水元町二ノ二三 伊井タ
ミ外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十五年二月二十八日受理
国民福祉の後退阻止に関する請願
請願者 長野県南安曇郡三郷村明盛二、九
六五 根本敏外一万六千五百名

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第一〇六九号 昭和五十五年二月二十八日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 名古屋市昭和区川名町三ノ三 高
橋一郎外三百二十二名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十五年二月二十八日受理
国民の健康を守るための医療保険制度改善に關す
る請願
請願者 茨城県筑波郡伊奈村下島一九五
石引正二郎外九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一〇七一号 昭和五十五年二月二十八日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 東京都墨田区文花一ノ八ノ八 諸
橋勝元外九百九十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇八七号 昭和五十五年二月二十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川一ノ一三ノ一〇五
小川徳雄外二百七十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇八八号 昭和五十五年二月二十八日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 静岡市南四一五 洞口陽子外二千
百九十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一〇九一号 昭和五十五年二月二十八日受理
療術の制度化阻止に関する請願
請願者 奈良県磯城郡田原本町本社団法
人奈良県はりきゅうあん摩マッ
サージ指圧師会連合会内 矢田辰
己

紹介議員 堀内 俊夫君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第一〇九五号 昭和五十五年二月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 高知市六泉寺町二一ノ八 氷見
道明外六千七百四十二名

紹介議員 林 道君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一〇九六号 昭和五十五年二月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 高知県高岡郡佐川町甲一、四六〇
生玉まさ子外六千七百四十二名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

三月八日日本委員会に左の案件が付託された。(予
備審査のための付託は二月十九日)
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願(第一〇九七号)(第一〇
九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一
一〇〇一号)(第一一〇二号)(第一一〇三号)(第
一一〇四号)(第一一〇五号)(第一一〇六号)
(第一一〇七号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一一〇八号)(第一一〇九号)(第一一一〇
号)(第一一一一號)(第一一二二號)(第一一二
三號)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改
善に関する請願(第一一一四号)(第一一一五
号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に關す
る請願(第一一二三號)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公
衆浴場法の一部改正に関する請願(第一一三
六号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願(第一一三七号)(第一一
三八号)(第一一三九号)(第一一四〇号)(第一
一四一號)(第一一四二號)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一一四三號)(第一一四四号)(第一一四五
号)(第一一四六号)

一、療術の制度化阻止に関する請願(第一一四
七号)(第一一四八号)

一、社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大
幅増額等に関する請願(第一一五一号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一一五二號)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願(第一一五三號)(第一一
五四号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一一六〇号)(第一一六五号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願(第一一六六号)(第一一
六八号)(第一一六九号)(第一一七〇号)(第一
一七一號)(第一一七二號)(第一一七三號)(第
一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)
(第一一七七号)(第一一七八号)(第一一七九
号)(第一一八〇号)(第一一八一號)(第一一八
二號)(第一一八三號)(第一一八六号)(第一一
八七号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一一八九号)(第一一九六号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願(第一一九八号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公
衆浴場法の一部改正に関する請願(第一一九
九号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一二〇一號)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願(第一二〇三號)(第一二
〇五号)(第一二〇六号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第一二〇七号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公
衆浴場法の一部改正に関する請願(第一二一
六号)

秘傳玄石譜原

請願者 徳島市中前川五ノ一ノ一五〇 浜田洋子外二百五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一三九号 昭和五十五年二月二十九日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(二通)

請願者 静岡市丸五ノ二〇ノ二九 牧野義子外二千名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一四〇号 昭和五十五年二月二十九日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 徳島県阿南市学原町 中川実外二千四百八十六名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一四一号 昭和五十五年二月二十九日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(二通)

請願者 大分県津久見市彦の内二、一六一 中島フミ子外五百八十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一四二号 昭和五十五年二月二十九日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 宮崎県都城市上川東二ノ五、三〇 八ノ四 吉留ミサ外八百八十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一四三号 昭和五十五年二月二十九日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ二三ノ二五 小倉和雄外四百三十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一四四号 昭和五十五年二月二十九日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ三〇ノ一、一〇 二 渡辺信夫外二百二十二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一四五号 昭和五十五年二月二十九日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨甲塚町一ノ三 一 川島明外二百八十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一四六号 昭和五十五年二月二十九日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市松波一ノ一六ノ一 千葉県保育問題協議会内 須藤雄司外三百五十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一四七号 昭和五十五年二月二十九日受理
療術の制度化阻止に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町本社団法人奈良県はりきゆうあん摩マッサージ指圧師会連合会内 中山市男

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第一一四八号 昭和五十五年二月二十九日受理
療術の制度化阻止に関する請願

道鍼灸按師会連合会内 中沢清

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第一一五一号 昭和五十五年二月二十九日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府松原市河合二ノ一六ノ二一 中瀬光夫外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一五二号 昭和五十五年二月二十九日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府乙訓郡大山崎町下植野宮脇 一ノ七二 岡本四郎外二百十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一五三号 昭和五十五年二月二十九日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(二通)

請願者 福岡市博多区千代五ノ九ノ三六 黒岩智保子外千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一五四号 昭和五十五年二月二十九日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 京都市東山区福福柿本町二〇ノ一 七 森木悦子外九百八十七名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一六〇号 昭和五十五年三月一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一六五号 昭和五十五年三月一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ一ノ四〇九 鈴木養孝外二百三十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一六六号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 熊本県人吉市下原田町羽田三二五 嶽本文代外千三百六名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一六八号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町一、四四 七 西川澄代外四千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一六九号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 埼玉県大宮市土屋三三九ノ三三 近藤陽子外四千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七〇号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願

請願者 北海道函館市昭和町四二八ノ四 依田恵美子外四千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七一号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 山口県小野田市西之浜東区 河端
深雪外四千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七二号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 和歌山市栄谷八八ノ三 玉川と
し枝外四千九百九十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七三号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 和歌山県田辺市下万呂四八三 松
島多鶴子外四千九百九十九名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七四号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 静岡県浜松市佐鳴台三ノ五一ノ二
三 鈴木たか子外四千九百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七五号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 和歌山県加太一二六三ノ二 小川
睦子外四千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七六号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 福島市上町七ノ一四よしみ荘内
齊藤ひさ外四千九百九十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七七号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 宮城県南光台二ノ二ノ三一
小野寺玲子外四千九百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七八号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市本町三ノ五ノ五 藤
野澄子外四千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一七九号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 大阪府東淀川区小松中通一ノ一九
ノ三 田宮佳子外四千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一八〇号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 和歌山県御殿二ノ六ノ二林住宅
一〇 坂本意久子外四千九百九十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一八二号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 埼玉県浦和市末広三ノ一ノ二
大前建子外四千九百九十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一八三号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 大分県臼杵市清太郎 高橋ヒサエ
外四千九百九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一八六号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 名古屋市中区瑞穂区東栄町一ノ一 林
八重子外四千九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一八七号 昭和五十五年三月一日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 島根県安来市黒井田町二〇〇ノ一
九 河合原外千七百四十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一九九号 昭和五十五年三月三日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都足立区梅田四ノ三三ノ一
上野いと外十四名
紹介議員 田中幸美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第一一九八号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 徳島県那賀郡那賀町黒地八一六
村上三佐子外二百五十九名
紹介議員 田中幸美子君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一一九六号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川一ノ一八ノ五〇五
宇都治治外五百名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一九六号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川一ノ一八ノ五〇五
宇都治治外五百名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一九六号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川一ノ一八ノ五〇五
宇都治治外五百名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二〇一号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者 千葉市花見川一ノ六ノ五〇七
黒川圭輔外二百二十二名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二〇三号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町原町二、三三
二 中沢馬吉外九百六十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二〇五号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 愛知県安城市東栄町二ノ一五ノ一
塚本ちあ外二千四百八十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二〇六号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 群馬県伊勢崎市大手町七ノ一 並
木千代栄外五百四十四名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二〇七号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ三ノ五〇五
永吉征雄外二百六十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二〇八号 昭和五十五年三月三日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 大阪府吹田市片山町二ノ一〇ノ東
九 徳田榮子外百名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二〇九号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 熊本県人吉市北泉田町二四三 山
内順子外九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二一〇号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 香川県三豊郡豊浜町姫浜一、二五
六ノ七 曾川ノブ子外三千八百八
十五名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二一一号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷四八五ノ一
五 松本秋子外三百四十六名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二一二号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 群馬県沼田市戸鹿野町四六六ノ二
林貞治外百七十二名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二二三号 昭和五十五年三月三日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願
に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ九ノ四〇四 関
星雄外二百七十五名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二一六号 昭和五十五年三月三日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合四ノ三ノ九岸
田コーポ内 太田桃子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第一二一八号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 徳島市秋田町五ノ四八 林ツギ子
外三百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二一九号 昭和五十五年三月三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關
する請願

請願者 大阪府八尾市上之島町北一ノ八
田中秀臣外二千九十四名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一二二二号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 広島県三原市城町五七三ノ七 杉
原カズ子外五千名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二二三号 昭和五十五年三月三日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 兵庫県水上郡水上町瀬畑七七三
前田昭男外三千六百五十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二二四号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ三ノ八〇一
相沢国若外三百七十九名

紹介議員 志苔 裕君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二二五号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

請願者 京都市伏見区深草向畑町一ノ一
坂口美津恵外千八百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二二六号 昭和五十五年三月三日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一四ノ一〇七
斉藤昭八外二百四十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二二七号 昭和五十五年三月三日受理
国民福祉の後退阻止に関する請願

請願者 長野県松本市深志二ノ七ノ一一
宮崎明外五千五百名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第一二三二号 昭和五十五年三月三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 大分県別府市上人西町八ノ二 児

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二三三号 昭和五十五年三月三日受理

請願者 千葉市花見川二ノ三四ノ五〇二

町田芳夫外三百七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二三三三号 昭和五十五年三月三日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 宮崎県東諸郡富町八代北俣九

八五 池袋恵子外八百七十五名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一二二六号 昭和五十五年三月三日受理

保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 宮崎市本郷南方四、四三四 児玉

辰生外千八百五十四名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二四二二号 昭和五十五年三月四日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

に関する請願

請願者 大阪市東淀川区淡路本町二ノ七八

三ノ四 林松子外百名

紹介議員 丸山 篤君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二六三三号 昭和五十五年三月四日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ三四ノ一〇五

大規模増外三百七十一名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二六四号 昭和五十五年三月四日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

に関する請願

請願者 名古屋市中千種区田代町鹿子殿八一

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二六八号 昭和五十五年三月四日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ一六ノ一〇三

萩原八郎外二百三十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二六九号 昭和五十五年三月四日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

に関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町古毛 広田

三恵子外二百十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二七〇号 昭和五十五年三月四日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 香川県坂出市江尻町一、一〇三ノ

第一二七九号 昭和五十五年三月四日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川二ノ三五ノ一〇九

内田正之外三百十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二八〇号 昭和五十五年三月四日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

に関する請願

請願者 大阪府枚方市船橋本町二ノ七九ノ

八 佐々木剛江外三千九百九十九

名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二八一号 昭和五十五年三月四日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

に関する請願

請願者 徳島県阿南市橋町東中浜一四七ノ

二 甘利たけみ外千五百名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二八二号 昭和五十五年三月四日受理

千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用

に関する請願（二通）

請願者 大分県東国東郡安岐町下原一、三

三一 石川晴美外九百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二八六号 昭和五十五年三月四日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川一ノ一二ノ五〇三

平山公一外二百五十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七部

社会労働委員会会議録第三号

昭和五十五年三月十八日【参議院】

五五

第一二八七号 昭和五十五年三月四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 青森県上北郡下田町立蛇七ノ三
柏崎佳智子外四千九百二名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一二八八号 昭和五十五年三月四日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 沖縄県那覇市辻一ノ七ノ九 末吉
増一外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第一二八九号 昭和五十五年三月四日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鳴島町喜来二一六
岸本信子外三百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二九二号 昭和五十五年三月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市床一ノ二一ノ二〇
下蒲宏光外三百四十一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二九三号 昭和五十五年三月五日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 石川県金沢市芳町二ノ二ノ二四
吉川八郎外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第一二九四号 昭和五十五年三月五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 大阪府枚方市藤阪一、七四三ノ七
堀井満子外百名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二九五号 昭和五十五年三月五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 徳島県板野郡藍住町奥野東中須一
二五ノ五八 小畠三恵子外千五百
四十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一二九六号 昭和五十五年三月五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡与那原町与那原三九
三 上原芳子外九百七十六名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三〇四号 昭和五十五年三月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府吹田市岸部北二ノ三ノBノ
一ノ九〇四 高田とし江外二百四
十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三〇五号 昭和五十五年三月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都江戸川区中央二ノ八ノ二〇
江東荘内杉の子共同保育所内 齊
藤桂子外四百二十六名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三〇六号 昭和五十五年三月五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願（一通）

請願者 徳島県麻植郡山川町宮北五四ノ一
河西京子外二千二十一名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三〇九号 昭和五十五年三月五日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願

請願者 福島県郡山市中田町中津川字町一
〇四全抑留福島県連合会内 宗像
健寿外一万四千二百八十八名

紹介議員 鈴木 省吾君
一、ソ連抑留者は我が国限り俘虜と認めざることを法的に鮮明ならしめること。
二、墓標なき英霊五万五千の遺骨送還を急ぐこと。
三、ソ連抑留中の労務は、これを賠償に代わるべき役務とみなし、その労苦を賞賛するとともに賃金一日当たりの補償をなすこと。
四、抑留中の労務に基因する後遺症患者に対し傷害年金を含む医療制度を確立するとともに温泉保養所を設置すること。
五、ソ連抑留中の死亡率激甚なるにかんがみ恩給法上の抑留加算を役務加算三年と改めること。

理由
第二次世界大戦の終結に際してみられたソ連強制抑留は今日もなお解決されていない法律的・政治的問題である。昭和二十年八月十五日我が国は「ポツダム」宣言を受諾し終戦を見たが政府は陸海将兵に対し右宣言に基く詔書及び一般命令を発し、これにより私どもはソ連軍の武装解除を受け以後その支配下に隷属することとなった。この際大本営陸軍部は大帥命第千三百八十五号をもつて今次敵の勢力下に降る将兵を俘虜と認めずとの奉勅命令を示達、国内法限りの身分保証をなした。

「ポツダム」宣言第九項には「日本国軍隊は完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ」と明記されており、事実ソ連地区を除く全地域でこれが実効をみたが、ソ連地区においては昭和二十年九月三日布告のスターリン声明による賠償肩代りの労務が強制された。我が国政府は、「ポツダム」宣言の受諾をめぐり当時既に懸念されていた将兵の賠償労務については慎重にこれを検討し「法律的には帝国に対しては独の場合の如く賠償に代る労働力の提供の意味を以て兵員を敵国内労務の為拉し去る意図なきを示すものと解せられる」と判断したが、事実はドイツ將兵と同じ結果をたどり、このため五十七万余の將兵は酷寒の下、粗衣粗食で重労働を強いられ、そのため五万余千名の犠牲をみた。当時、我が国は新憲法の施行期にあたり、その基本的人権を定めた第十八条によれば犯罪による処罰を除いては苦役に服することはあり得ずと宣言したのであるが、この条項の示すところソ連抑留者は不法に人権を侵害されたものということができる。もとより我が国当時の事情は占領下外交権の発動をなし得ず、これら請求権は独立後ソ連政府に行使すべき筋合いのところ、政府は昭和三十一年日ソ国交回復に際し国益のためその一切を放棄するに至った。以後強制抑留に関する被害回復は、法律的には国内問題に転化し国会にゆだねられるべき事案として今日に及んでいる。ソ連抑留者の受けた被害は主として労務の徴収であり、財産価値の給付を目的とするものであるから憲法第二十九条三項の規定に属するものと理解され、国は補償をなすべき正当の事由を有すると考えられる。戦争によつて国民が多少少ななれば被害は憲法上の保護を期待し得ぬいわゆる戦争損害とされるのであるが、しかしこのことは法理上、戦闘行為に基因するものに限り肯定されるべきものであり、ソ連抑留は戦闘行為終了後のもので同一視得ないものである。また、ソ連抑留は戦争一般によつて生じたものではなく特定国家による賠償肩代り労務の徴収として

みられたものであり、この点、敗戦によつて被つた兵士共通の苦痛とは格別異なるものである。日ソ共同宣言の歴史的経過をみれば結局日本国民の果たすべき賠償債務をソ連抑留者の犠牲において解決したものとするより外はないのであるから国は特定の者に帰した負担を広く社会の全員に公平配分をなすべき責務ありと確信する。よつて国は、(一)「ポツダム」宣言第九項(昭和二十年七月二十七日)、「クリミア」宣言と「ポツダム」宣言との比較検討(昭和二十年八月十四日)、「ポツダム」宣言の条項受諾の件(昭和二十年八月十五日)、「奉天命令」、大陸命第三千三百八十五号(昭和二十年八月十八日)、「昭詔書」(昭和二十年九月二日)の一般命令(昭和二十年九月二日)、「スターリン」首相のソ連国民に対する布告(昭和二十年九月三日)の日本国憲法第十八条並びに第二十九条第三項(昭和二十一年十一月三日)のソ連共同宣言六項二文(昭和二十一年十月十九日)の法的根拠に立脚しソ連抑留の実情を改めて精査し、国に代わつて果たした労務に対して、西ドイツの例にならひ適正な補償をすべきである。(資料添付)

第一三〇号 昭和五十五年三月五日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
請願者 東京都杉並区和田一ノ二七ノ一三
全国抑留者補償協議会東京都連合
会第七支部内 細川実外千名

紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第一三一〇号 昭和五十五年三月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川一ノ一六ノ三〇五
塚田康雄外二百四十一名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三二二号 昭和五十五年三月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 長野市松代町松代五八七 笠井正
七外四千九百九十九名

請願者 千葉市稻毛台二ノ二四 森川啓子
外九百九十九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三二七号 昭和五十五年三月五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 京都市伏見区深草平田町二三ノ五
山田栄子外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三二八号 昭和五十五年三月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 千葉県鎌ヶ谷市道野辺九三六 木
本千代子外千二百九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三二九号 昭和五十五年三月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川八ノ一六ノ一一〇
高橋栄治外四百六十二名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十五年三月六日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關
する請願
請願者 山梨県甲府市国玉町六三七 窪島
栄子外千四百七十六名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一三三二号 昭和五十五年三月六日受理
国民福祉の後退阻止に関する請願
請願者 長野市松代町松代五八七 笠井正
七外四千九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第一三三二号 昭和五十五年三月六日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市立花町五ノ一二
植元たみ子外二百八十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一三三三三号 昭和五十五年三月六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡福山町福山一、八
三四 鈴木幸雄外六千八百三十八
名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第一三三四号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡三、
二一八ノ二 小林辰雄外八百六十
一名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三五号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 兵庫県明石市朝霧町二ノ一二ノ五
小松治子外三千九百三十三名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三六号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願(三通)
請願者 長野県小県郡長門町古町三、八九

八 坂田早苗外六百九十六名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三七号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 新潟県加茂市栄町六ノ一〇 番場
萩子外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三八号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 大分県大野郡三重町赤嶺一、〇七
四 大石晴美外千二百二名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三六号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 長野県須坂市東横町三ツ井方 村
上明子外千七百七十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三七号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 北海道釧路市白金町五ノ一四 山
内正嗣外千九百三十名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十五年三月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川三ノ三〇ノ七〇二

大野和夫外二百四名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三四一号 昭和五十五年三月六日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
請願者 愛知県大府市大府町向畑三四 近藤 次外二千名
紹介議員 馬場 富君
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三四三号 昭和五十五年三月六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市西福守町七五三鳥取県私立保育園連盟内 森原敏直外九千八百五十四名
紹介議員 石破 二郎君
この請願の趣旨は、第一三三〇九号と同じである。

第三四四号 昭和五十五年三月六日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 石川県鳳至郡穴水町川島 日吉照宗外二千六百名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三四五号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 群馬県太田市丸山二五一 鈴木せい子外千百名
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第三四六号 昭和五十五年三月六日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
請願者 宮城県栗原郡築館町伊豆野原二四ノ二全国抑留者補償協議会宮城県連合会内 諸井正雄外一万二千二百八十六名
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三四七号 昭和五十五年三月六日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
請願者 福島県利根郡会津坂下町御池田小池一九九全抑留福島県連合津地区連合会内 二瓶亨外一万四千十名
紹介議員 鈴木 正一君
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三四八号 昭和五十五年三月六日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
請願者 島根県簸川郡大社町南原 中山初蔵外一万二千二十名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三五二号 昭和五十五年三月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川二ノ三ノ五〇五金岩正登外三十三名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三五三三号 昭和五十五年三月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川一ノ一四ノ一〇四石原幸郎外三百二十四名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三五四号 昭和五十五年三月六日受理
個室付浴場業(トルコ浴室)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 横浜市南区六ツ川二ノ五三ノ一七鳥居菊子外五名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。
第三五五号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 横浜市港南区野庭町六〇四 鷹尾 たか子外八百八十三名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第三五六号 昭和五十五年三月六日受理
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区富士見台三ノ四三田島久外四千名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三五八号 昭和五十五年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 東京都世田谷区成城八 新井静枝外五百八十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第九六六号と同じである。

第三五九号 昭和五十五年三月六日受理
重度障害者の国民年金受給資格に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三全国脊髄損傷者連合会山陰支部内 西郷國伸外三十五名
紹介議員 広田 幸一君

理由
(一)国民年金法における「老齢年金の特例納付制度」は、老齢年金の無年金者対策であり、この老齢年金の特例納付制度の考え方は、「提出制老齢年金を受給させるために、既に時効となつて支払不能となつてゐる過去の保険料納付についてこの時効を撤廃し、この期間の保険料納付を来る昭和五十五年六月末日までに終了させて提出制老齢年金の受給資格を与える」というものである。この文章中の「老齢」を「障害」に置きかえると、私たちが被保険者であつた重度障害者には提出制障害年金の受給資格が与えられることが分かると思う。国民年金法第一条の法の目的には、「……老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを……防止し、……と規定してあるものであつて、決して「障害より老齢を優先する」とは規定していない。(二)昭和五十二年八月の国民年金法改正以前は、障害者は、障害年金認定の認定日からさかのぼつて一年間保険料を納付済であれば提出制の障害年金が支給されたわけであるが、全国脊髄損傷者連合会の中で三十四名の受傷時国年の強制加入者たちが、受傷後、市町村あるいは区役所の係官へ加入の申込手続をする、「受傷後加入できない」と拒否された。これは、窓口の係官のミスである。そうかと思えば当連合会の中でこれらの者と同等の条件の者が、受傷後加入して現に提出制障害年金を受給している。

第三六〇号 昭和五十五年三月六日受理
療術の制度化阻止に関する請願
請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会内 吉田卓次
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第三六〇号 昭和五十五年三月六日受理
療術の制度化阻止に関する請願
請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会内 吉田卓次
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。

第九十回国社会労働委員会会議録第一号中正

誤 正

三 一 から終わり 漁価 魚価

二 三 一 献金 献金

七 二 三 判断 判断

昭和五十五年四月五日印刷

昭和五十五年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D